

平成 23 年度事業所母集団データベース研究会報告書
(案)

平成 24 年 3 月

総務省統計局 統計調査部経済基本構造統計課

目 次

I	はじめに	3
II	ビジネスレジスターの検討・整備状況について	4
	1 研究会における検討状況について	
	2 政府におけるビジネスレジスターの整備状況について	
III	今年度の検討事項について	6
	1 新システムの整備について	
	(1) 新システムの構成	
	(2) 共通事業所・企業コードの付番	
	(3) 運用管理規程等	
	2 年次フレームの作成について	
	3 各種統計調査の収録について	
	(1) 統計調査の収録サイクル	
	(2) 各種統計調査の収録に向けた検討	
	4 労働保険情報の収録に向けた検討について	
	(1) 労働保険情報の概要	
	(2) 労働保険情報の収録の考え方	
	(3) 労働保険情報を活用した照会業務の試行	
	5 その他の行政記録情報の活用について	
	(1) 商業・法人登記情報	
	(2) EDINET 情報	
IV	諸外国におけるビジネスレジスターの運用事例	22
	1 米国のビジネスレジスター	
	2 フィンランドのビジネスレジスター	
V	今後の主な検討課題について	23
	1 ビジネスレジスター統計について	
	2 企業組織調査について	
	3 その他	

【参考資料】

- 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について（概要）
- 事業所母集団データベースの整備方針について
- 事業所母集団データベース運用管理規程（案）
- 事業所母集団データベース操作マニュアル概要（案）
- 米国のビジネスレジスター - 菅委員 -
- フィンランドのビジネスレジスター - 森委員 -

I はじめに

公的統計の体系的、効率的な整備とその有用性の確保を図ることを目的として、統計法が60年ぶりに改正され、平成21年4月に全面施行された。新統計法では、正確かつ効率的な統計の作成及び被調査者の負担の平準化を図ることを目的として、調査票情報や法人その他の団体に対する照会その他の方法により、新たに事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）を整備することが規定された。

また、新統計法を受け、平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、ビジネスレジスターの整備における各種統計情報や行政記録の活用等が具体的に盛り込まれたところである。

ビジネスレジスターは既にほとんどの主要国において、産業統計の基盤となるデータベースとして、各種統計調査、行政記録、民間情報等を活用した整備サイクルが確立しており、効率的な統計調査の実施、結果精度の向上、新たな統計の作成等に大きく寄与している。我が国においても、新統計法や基本計画を踏まえた本格的なビジネスレジスターの整備が急務となっている。

このため、総務省では、平成21年度から事業所母集団データベース研究会を開催し、我が国の産業統計の基盤となるビジネスレジスターの整備に向け、諸外国の事例を含め、様々な観点からの検討・審議を重ねてきた。また、平成22年10月には、ビジネスレジスターの構築・利活用の推進について、統計委員会から総務大臣宛に意見が提出された。

これらを踏まえ、政府においては、平成23年3月に総務大臣が「事業所母集団データベースの整備方針」を定め、この方針に沿って、平成25年1月に正式運用を開始すべく、現在、ビジネスレジスターのシステム整備や各種情報の収録等に関する検討が行われている。

このような状況を踏まえ、今年度の研究会においては、ビジネスレジスター整備の最も重要な目的の一つである、ビジネスレジスターを活用した年次フレームの整備方法について検討を行うとともに、来年1月の新システムの運用開始に向け、整理が必要な事柄について検討を行った。また、我が国のビジネスレジスターの運用に資するため、米国及びヨーロッパのビジネスレジスターの運用事例についても情報収集を行った。

本報告書は、これまでのビジネスレジスターの整備・検討状況等について整理するとともに、本年度の研究会における検討結果等を取りまとめたものである。本報告書がビジネスレジスターを整備していく上で参考となれば幸甚である。

平成23年度事業所母集団データベース研究会
座長 清水 雅彦

Ⅱ ビジネスレジスターの検討・整備状況について

1 研究会における検討状況について

○ 21 年度の検討状況

平成 21 年度には、諸外国のビジネスレジスターの整備・活用状況を把握し、検討することとした。そのため、クエスチョネアを作成し、欧米主要国への実地調査や OECD 加盟国等に対する郵送調査を行い、諸外国のビジネスレジスターについての調査を行った。

その結果、既に世界の多くの国々では、経済センサス等の産業関連統計調査結果の他、税務情報、登記情報などの行政記録を主な情報源とした事業所・企業に関するデータベースが構築され、ビジネスレジスターとして産業関連統計調査の基盤として稼働している。また、欧米主要国では、事業所・企業の情報に加え、企業グループの情報も収録され、その収録情報を更新するため、経常的に事業所・企業の異動、新設・廃業などの確認作業（プロファイリング）が広く行われている。さらに、ビジネスレジスターを集計し、小地域まで利用可能な企業に関する年次統計や、ビジネスデモグラフィに代表される企業の動態統計が作成されるなど、参考とすべき事例が数多く見受けられた。

○ 22 年度の検討状況

平成 22 年度においては、前年度における諸外国のビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、我が国におけるビジネスレジスターの在り方について検討を実施した。

具体的には、プロトタイプシステムを構築し、ビジネスレジスターに求められる機能について、母集団提供機能に加え、補完情報の提供機能や各種統計結果の時系列での収録、統計関係業務の支援機能等を盛り込むことについて検討を行った。また、ビジネスレジスターに収録する統計調査や行政記録について検討し、主要な統計調査、労働保険情報、登記情報、EDINET 情報、その他の民間情報等の活用の必要性について整理をした。これらを踏まえ、研究会として、今後のビジネスレジスターの整備方針をとりまとめたところである。

前述のように、政府においては、研究会における検討結果及び統計委員会からの意見等を踏まえ、23 年 3 月に我が国のビジネスレジスターの整備方針を総務大臣が決定した。（参考 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について（概要）、事業所母集団データベースの整備方針について）

2 政府におけるビジネスレジスターの整備状況について

この整備方針を踏まえ、政府においては平成 25 年 1 月の運用開始に向け、システムの整備、各種統計調査・行政記録情報の活用の検討等を実施している、本年度の研究会においては、それらの状況について報告を受け審議を行った。

○ システムの整備

システムの整備については、23 年度に試験運用に向けたシステム開発をほぼ終了し、24 年度において、試験運用を実施し、運用管理規程を策定する予定である。

構築に当たっては、整備方針に基づき、各府省が効率的に統計調査を実施することが可能となるよう、①統計データの充実及び提供項目の拡充、②各府省における事務の簡素化、③データベースを通じた統計調査のプロセスの進捗管理等に主眼を置いた整備が進められている。

○ 年次フレームの作成に向けた検討

ビジネスレジスターを活用した年次フレームについては、経済センサスとの接合を最優先し、毎年 7 月を年次フレームの基準日とし、次年度の第 1 四半期に情報提供を開始するサイクルを想定し、検討を進めている。

○ 統計調査への母集団の提供、結果の収録

ビジネスレジスターから各種統計調査への母集団の提供や、調査結果のデータベースの収録については、整備方針を踏まえ、できるだけ効率的に一連のサイクルが維持されるよう、処理フローの検討を実施し、システムの整備に反映させた。

また、結果の登録を予定している主要な統計調査について、結果データの提供を受け、収録を行うための照合試験等を実施している。

○ 行政記録情報の活用

ビジネスレジスターの整備に活用する行政記録のうち、労働保険情報について、昨年より月次で厚生労働省からの提供が開始され、ビジネスレジスターへの活用のための分析が行われている。また、これらの分析と並行して、収録スキームの検討や新設事業所への照会業務の試行が実施された。

また、法人登記情報、EDINET 情報についても、引き続きその活用方策についての検討が行われている。

Ⅲ 今年度の検討事項について

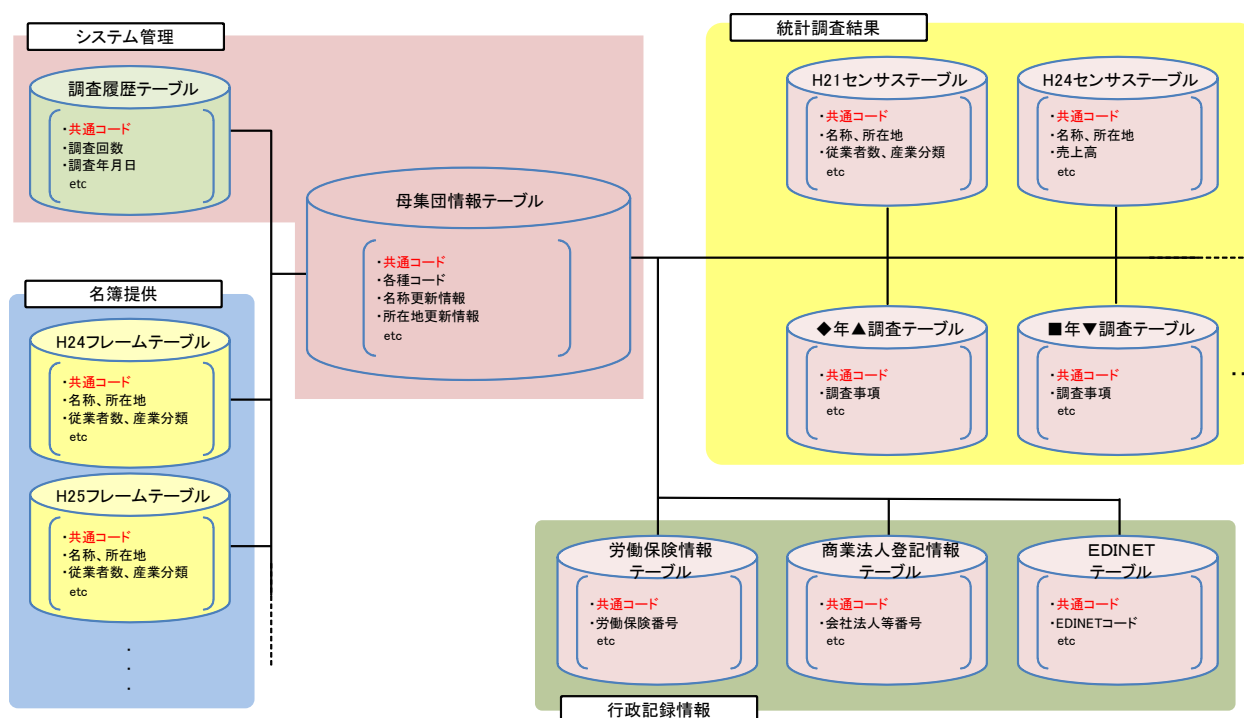
1 新システムの整備について

(1) 新システムの構成

ビジネスレジスターの整備方針においては、新システムの25年1月からの運用開始に先立ち、24年度においてシステムの試験運用を実施することとしている。

現在、総務省において、試験運用に向けて構築を進めている新システムのイメージを図-1に示す。

図-1 ビジネスレジスターの収録情報関連図(イメージ)



(システムのポイント)

- データベースに収録されたすべてのデータは、共通コードをキーとしてリンク。
- 各種統計調査については、時系列でデータが蓄積される。
- 各種行政記録についてはストック情報がデータ化される。
- 母集団情報テーブルにより、各企業の名称変更や所在地更新情報等を管理する。
- 調査履歴テーブルを参照し、各統計調査における客体の重複是正を実施する。
- 毎年7月1日の情報を切り出し、フレームテーブルとして整備する。

⇒この情報をベースに年次フレームの提供、レジスター統計の作成

(2) 共通事業所・企業コードの付番

共通事業所・企業コードは、ビジネスレジスターのデータ連携の基盤であり、また、各統計調査結果にこの共通コードが付与されることにより他調査とのリンクが可能となる。既に経済センサス - 基礎調査のデータ集計の際、共通となる事業所コード・企業コードがそれぞれ9桁（8桁+チェックデジット1桁）で付与されているが、25年から開始される新システムにおいて、どのようなコード体系にするかについて、検討を行った。

現在提供されているコードについては、

- ・ 現行のペースで利用してもあと100年以上コードの余裕があること
- ・ チェックデジットが既に付与されていること
- ・ コードを変更すると、各府省のシステムの変更が必要となり準備に一定の期間を要すること

等から、新システムの運用開始時点では、現行の事業所コード・企業コードを共通コードとして引き続き使用することが適当である。

今後、運用開始までに、事業所の移動等に伴う事業所コード・企業コードの付与についての考え方について整理する必要がある。また、将来的なコードの桁数やチェックデジットの在り方等についても引き続き検討していく必要がある。

(3) 運用管理規程等

ビジネスレジスターの整備方針において、新システムの25年1月からの運用開始に先立ち、24年度において、各府省の協力を得てシステムの試験運用を実施することとされている。

このため、総務省では、新システムの基本的な構築を23年度内にほぼ終了させるとともに、試験運用に必要な運用管理規程案をとりまとめた。（参考 事業所母集団データベース運用管理規程（案））

また、25年1月から新システムが円滑に運用されるよう、実施する試験運用の結果を踏まえ、24年末までに最終的な運用管理規程を整備する必要がある。

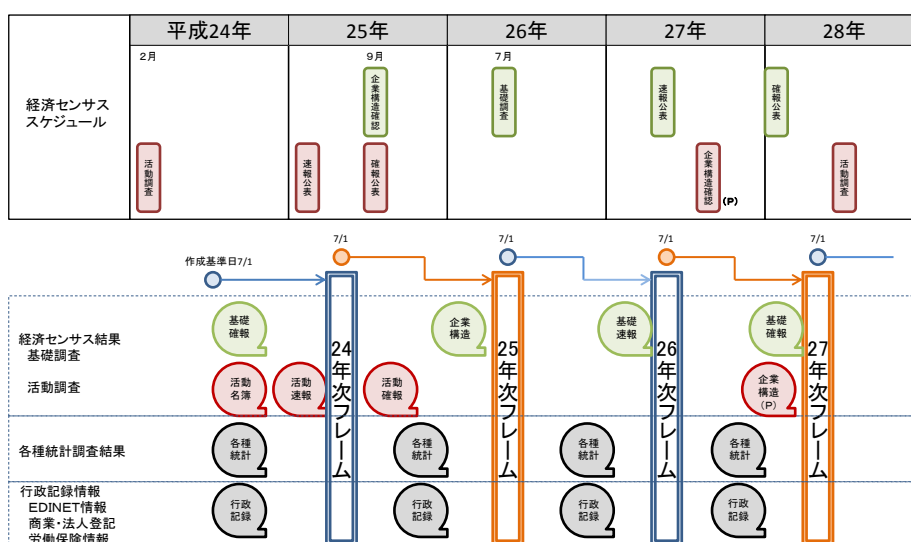
なお、共通事業所・企業コードの各府省における保持は、ビジネスレジスターのサイクルの確立のため、不可欠な事項であり、引き続き運用管理規程に盛り込む必要がある。さらに、これを如何にしてすべての統計調査において実施可能とするかについて、各府省へのサポートも含め推進していく必要がある。

2 年次フレームの作成について

25年1月から運用を開始する新システムにおいては、毎年度年次フレームを作成することとしている。この年次フレームの作成に当たっての基本的なイメージを図-2に示す。

企業の新設・廃業については、経済センサス（企業構造確認＋本調査）、労働保険情報等を基盤とし、各種統計調査の結果情報を収録することにより企業・事業所情報を更新する。このデータベースから毎年7月1日現在の情報を切り出し、年次フレームを作成する予定である。

図-2 今後の年次フレーム作成イメージ



(年次フレームの作成及び更新イメージ)

- ・ 毎年度7月1日を作成基準日とし、次年度の第1四半期の提供開始。
- ・ 事業所・企業の新設・廃業情報の基盤となるのは、経済センサス（企業構造事前把握＋本調査）結果と労働保険情報（月次）を基にした新設・廃業事業所の照会業務結果。

この他、商業統計、工業統計、法人企業統計調査等の名簿情報、商業・法人登記情報に基づく照会業務結果等を追加的な更新情報として利用

- ・ 事業所・企業の各種情報の更新の基盤となるのは、各種統計調査結果。整備方針に基づく、ビジネスレジスターを活用した統計調査の実施サイクルの中で、主要な統計調査結果が収録される予定。

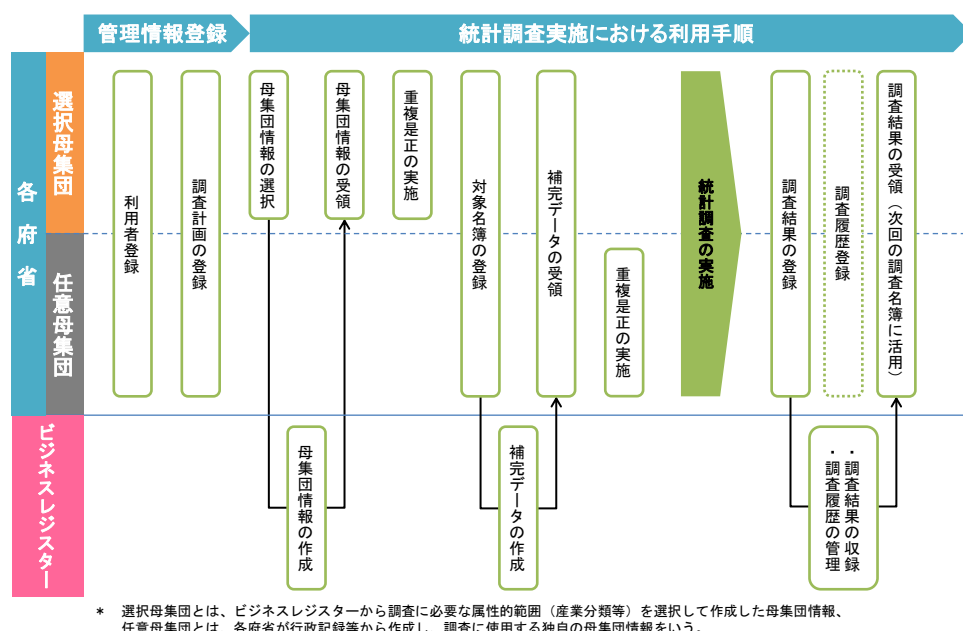
この他、EDINET 情報を活用し、大規模な企業の情報を更新

3 各種統計調査の収録について

(1) 統計調査の収録サイクル

昨年度決定された整備方針において、新システムを活用した統計調査の実施サイクル等が示されており、本年度のシステム構築に当たっては、これに沿ってできるだけ各府省における事務が効率的に実施されるよう、各府省の手続きや利用画面等が設計されている。来年度の試験運用を踏まえ必要な修正を行い、さらに使いやすいシステムとなるよう整備を進める必要がある。(参考 図-3、事業所母集団データベース操作マニュアル概要(案))

図-3 ビジネスレジスターの活用イメージ



* 選択母集団とは、ビジネスレジスターから調査に必要な属性的範囲（産業分類等）を選択して作成した母集団情報、任意母集団とは、各府省が行政記録等から作成し、調査に使用する独自の母集団情報をいう。

(2) 各種統計調査結果の収録に向けた検討

統計調査結果の収録については、整備方針において、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、ビジネスレジスター整備に寄与度の大きい統計調査の結果を優先して収録を進めることとしている。

このため、総務省では、本年度主要な 20 統計調査について、各府省から直近の結果データの提供を受け、新データベースへの収録に必要なビジネスレジスターの基盤情報との照合等を実施してきた。(参考 図-4、図-5)

来年度においては、より新システムの本番環境に近い形での収録について、試験運用において検証を進めることとしている。

また、商業分野の事業所について、年次調査の情報を収録し、母集団や年次フレーム等の精度を高めるため、本年度実施した 20 統計調査に商業動態統計調査を加え、試験運用を実施すべきである。

図-4 各種統計調査結果とデータベース情報との照合

【機械照合・目視照合の結果】

- 照合一致 199万件 83% → 母集団（年次フレーム）の整備に有効な情報として活用
- 非照合 41万件 17% → 照合条件を工夫する等で引き続き照合を実施
※ 非照合となったレコードについて取扱いを検討

* 件数は、すべて概数である。

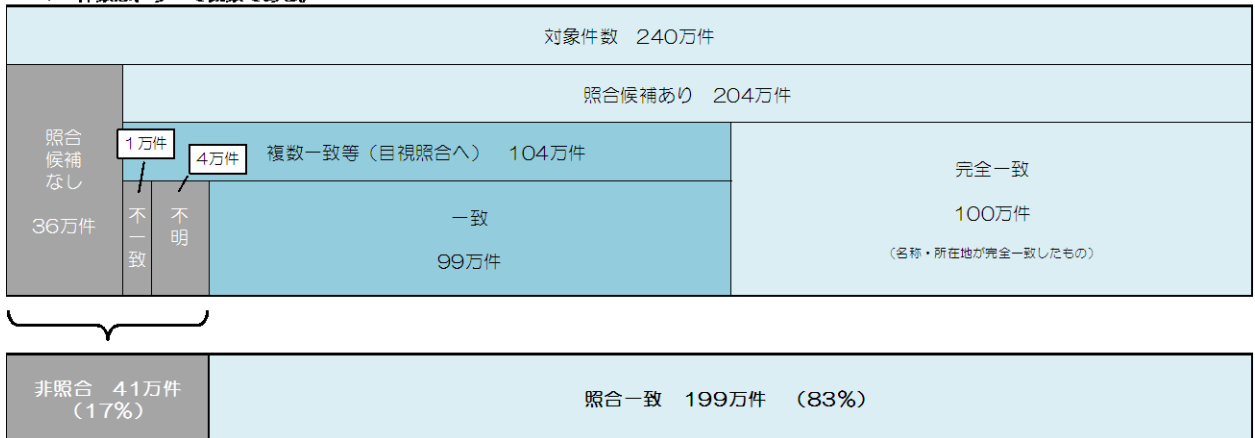
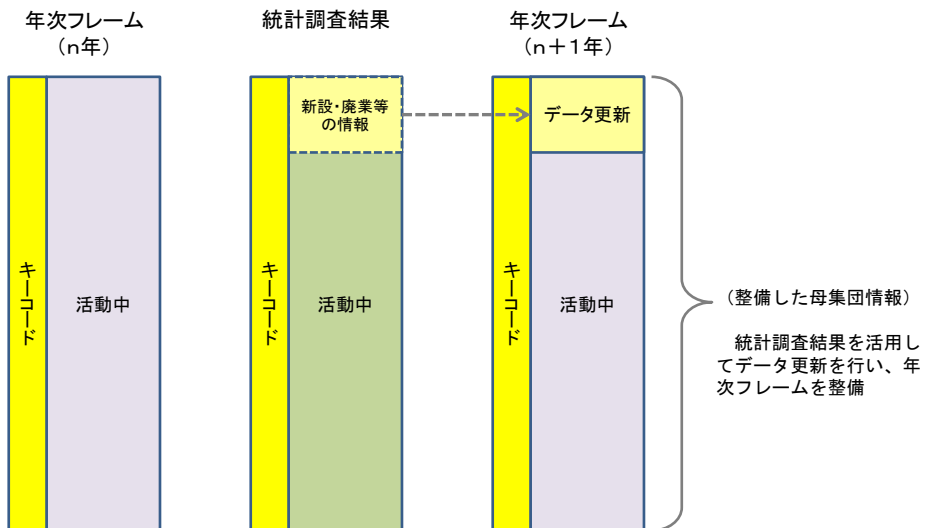


図-5 統計調査結果による事業所母集団データベースの整備イメージ
（特定の産業分類で全数の統計調査を実施）



4 労働保険情報の収録に向けた検討について

労働保険情報については、従業者のある事業所の新設・廃業情報等が得られることから、諸外国においてもビジネスレジスターの基盤情報として活用されている。我が国においても、基本計画に基づき、厚生労働省より情報の提供が開始されたことから、労働保険情報の活用方策について検討を行った。

(1) 労働保険情報の概要

【適用事業の範囲】

○雇用保険と労災保険

雇用保険の適用事業は、農林水産業とそれ以外の業種、雇用者の有無ならびに雇用者規模によって、強制加入、任意加入となっている。(参考 表-1)

表-1 雇用保険の適用事業の範囲

業種	雇用者あり		雇用者なし
	5人以上	5人未満	
農林水産業	強制適用	任意適用 ^(注1)	×
それ以外の業種	強制適用	強制適用	

注1：暫定任意適用事業

常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の農林、畜産、養蚕又は水産の事業に該当する場合は適用されない。ただし、労働者の半数以上が保険加入を希望した場合は適用しなければならない。

一方、労災保険の事業の中には、経済活動を営む事業だけでなく、社会奉仕や宗教伝道のように利潤を目的としない事業も含まれる。労災保険の適用事業は、農林水産業とそれ以外の業種、雇用者の有無ならびに雇用者規模によって、強制加入、任意加入となっている。(参考 表-2)

表-2 労災保険の適用事業の範囲

業種	雇用者あり		雇用者なし
	5人以上	5人未満	
農林水産業	強制適用	任意適用 ^(注1)	特別加入 ^(注2)
それ以外の業種	強制適用	強制適用	

注1：暫定任意適用事業

次のいずれかに該当する場合は適用されない。

ただし、労働者の過半数が保険加入を希望した場合は適用しなければならない。

〔農業〕 常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業（一定の危険又は有害な作業（毒劇薬等の取扱い）を行う事業を除く。

〔林業〕 労働者を常時には使用せず、かつ年間使用延べ労働者数が300人未満である個人経営の事業

〔水産業〕 常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業で、総トン数5トン未満の漁船による事業、又は河川・湖沼・特定水面において主として操業する事業。

注2：特別加入

次の業種に該当する場合は個人事業者自身が労災保険に加入できる。

個人タクシー業者、大工、漁船による水産動植物を採る事業、林業、医薬品の配置販売、廃棄物等の収集・運搬・選別・解体等の事業

労働保険（雇用保険・労災保険）の適用対象単位を示すと図－6 となり、雇用保険の適用事業場に比較し、労災保険の適用事業場の方が範囲はやや大きくなっている。

図－6 労働保険の適用事業場の範囲

	雇用者あり		雇用者なし	
	5人以上	1～4人		
法人	労災保険、雇用保険とも適用される事業場	労災保険、雇用保険とも適用される事業場	労災保険のみ適用される事業場（特別加入）	いずれも適用されない事業場
個人	労災保険、雇用保険とも適用される事業場	雇用保険のみ適用される事業場（農林水産業の一部） 労災保険のみ適用される事業場（農林水産業の一部）	労災保険のみ適用される事業場（特別加入）	いずれも適用されない事業場

- 労災保険、雇用保険とも適用される事業場
- 雇用保険のみ適用される事業場（農林水産業の一部）
- 労災保険のみ適用される事業場（農林水産業の一部）
- 労災保険のみ適用される事業場（特別加入）
- いずれも適用されない事業場

【対象となる従業者の範囲】

労働保険（雇用保険・労災保険）の被保険者の範囲を示すと表－3 となり、雇用保険に比較し、労災保険の被保険者の方が範囲は大きくなっている。

表－3

保険の種類	事業主	役員	65歳以上の者	パート等
労災保険	△ ^(注1)	原則× ^(注2)	○	○
雇用保険	×	△ ^(注3)	△ ^(注4)	△ ^(注5)

注1：雇用者なしの場合の特別加入、中小企業の場合の特別加入

注2：同時に従業員としての身分を有している場合には加入可

注3：労働の対価が支払われる場合は適用

注4：65歳以前から引き続いて雇用している者のみ該当

注5：適用除外者（①季節的に雇用されている者、②短期の雇用（同一の事業主に引き続き雇用される期間が1年未満の者）、③4か月以内の期間を予定して行われる季節的的事业に雇用される者、④国等に雇用される者）

【継続事業・有期事業と保険の一括適用】

労働保険には、適用事業場の条件により、継続事業と有期事業があり、その一部には一括適用が認められている。(参考 表-4)

(継続事業)

継続事業とは、事業の期間が予定されない事業のことをいい、一般の工場、商店、事務所等が該当し、原則として事業場ごとに労働保険が適用されるが、1事業場から複数の保険番号が適用されることもある。

また、企業の支所等については、一括適用(二つ以上の継続事業を一つの保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付をまとめて処理する制度)が認められている。この一括適用された支所等の情報については、新設と同時に企業全体に統合されるため、廃業情報の収集が困難となっている。

(有期事業)

有期事業は、事業の期間が予定される事業のことをいい、建設の事業や立木の伐採の事業等が該当する。「産業分類」においては、事業所は経済活動が継続的に行われることが要件となっていることから、経済センサス等においても調査対象とされていない。

(特別加入)

個人タクシー業者、大工、漁船による水産動植物を採る事業、林業、医薬品の配置販売、廃棄物等の収集・運搬・選別・解体等の事業に該当する場合は個人事業者自身が労災保険に加入できる。

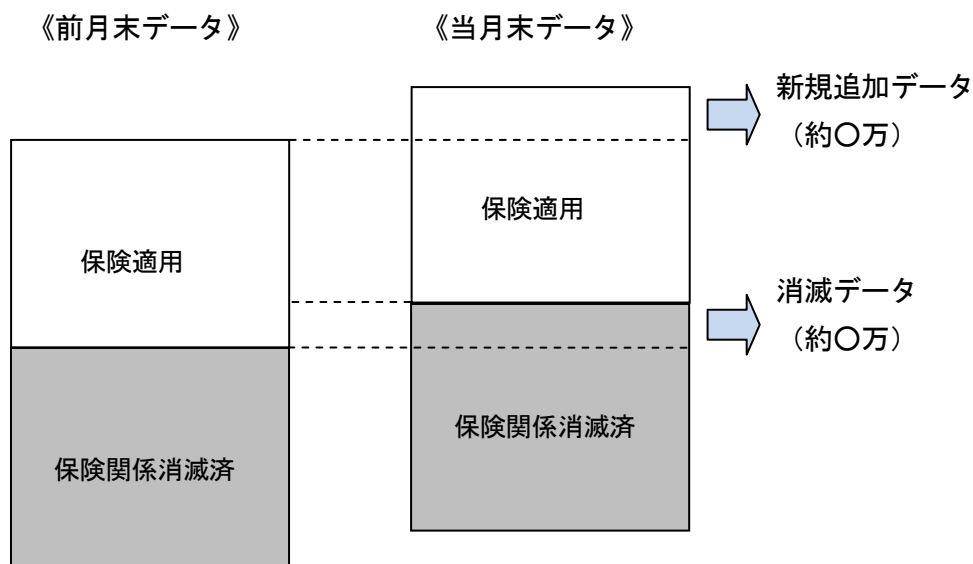
表-4 労働保険データの状況

	保険適用	保険関係消滅済
継続事業	約238万 (うち、一括適用約20万)	約181万
有期事業	約61万	約35万
特別加入	約2万	約5千

(2) 労働保険情報の収録の考え方

毎月受領する労働保険情報を比較し、差分をとることにより、保険関係の新規追加又は消滅の情報を抽出することができる。(参考 図-7)

図-7 差分の抽出イメージ



これらの情報をベースにして、毎月の新設・廃業事業所を判断していくこととなるが、労働保険情報については、概要で述べたように、有期事業が含まれており、1事業所の業務を複数に分けて保険適用される場合や複数の事業所が一括適用される場合もある。名称・所在地についても、個人名や自宅等が登録される場合がある。

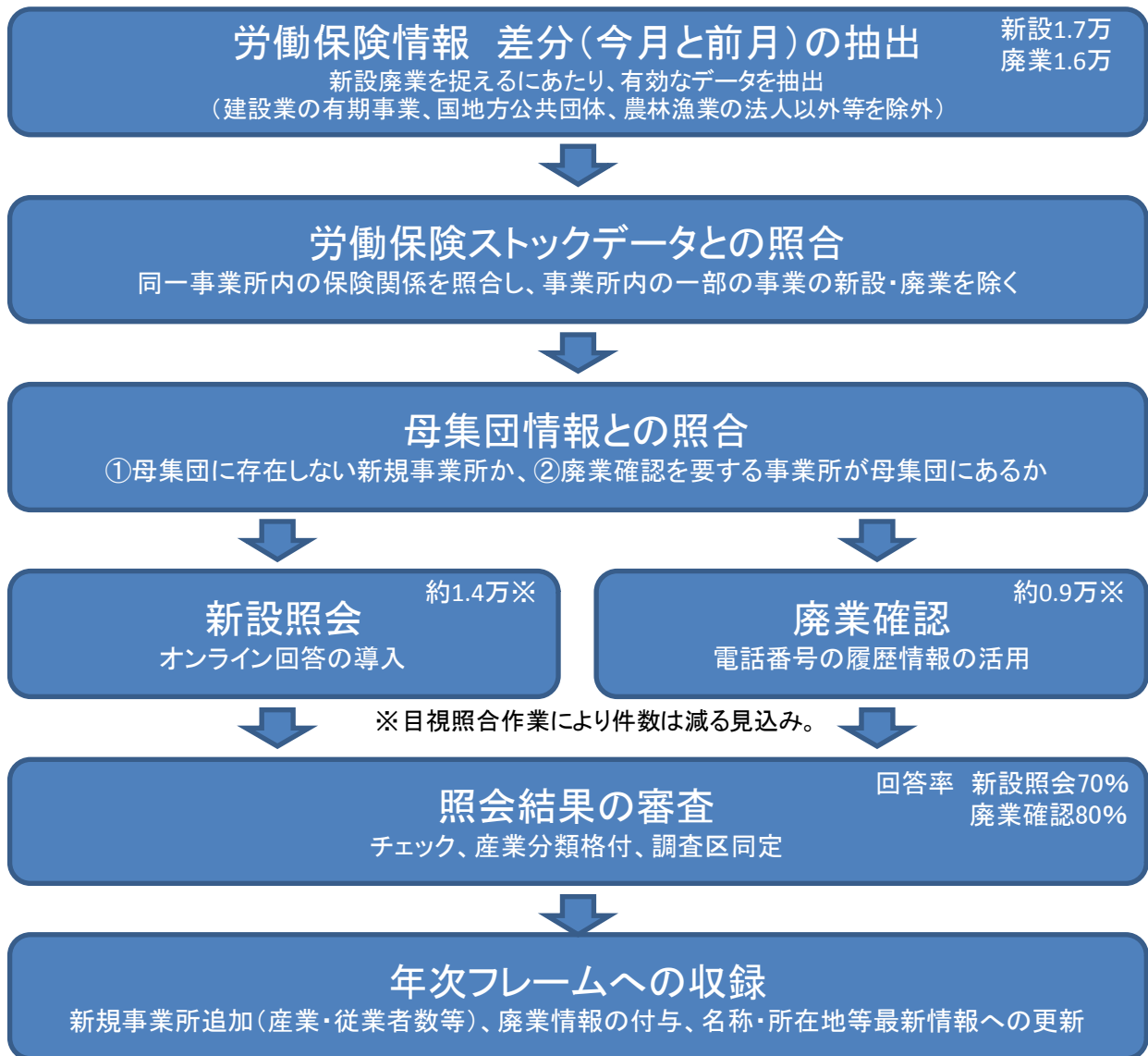
また、保険関係の新規追加又は消滅が直ちに事業所の新設・廃業に一致するわけではなく、従業員をすべて解雇したケースや、事業内容の変更等の場合がある。

このため、毎月の差分情報をビジネスレジスターに収録するためには、収録対象外となる有期事業等を除き、1事業所が複数の情報に分かれている場合、1つにまとめた上で、

- ・ 新規追加事業所分については郵送等による事業内容の確認業務。
 - ・ 消滅事業所分については電話等による廃業状況の確認業務。
- 等を実施することが必要となる。

これを整理すると、労働保険情報をベースとする新設事業所・廃業事業所情報の収録スキームは次のようになる。

労働保険情報の収録スキームのイメージ



来年度、経済センサス - 活動調査以降（24年2月以降）の事業所の新設・廃業情報について、このスキームに沿って情報収集を実施し、ビジネスレジスターに収録することにより、年次フレームの作成に向け大きく前進することとなる。

一方、前述のように、一括適用事業所情報（約20万）については、廃業事業所の情報収集が困難であり、上記スキームにおいてもそれらの情報は得られない。したがって、経済センサス実施年以外における企業の本社・支社情報について、諸外国で実施されている年次企業構造調査と同等の情報をどのように整備すべきか検討を進める必要がある。

(3) 労働保険情報を活用した照会業務の試行

来年度、新設・廃業事業所の照会業務を実施するため、現在受領している労働保険情報の差分データを用い、新設・廃業事業所の照会業務を試験的に実施した。

【新設事業所の照会業務】

○ 照会対象事業所

労働保険情報から抽出した新設と想定される 2,000 事業所。
(うち、売上高を含む照会票：1,000 事業所)

○ 照会方法

- ・ 照会票を対象事業所に郵送で配付。
- ・ 回収は、郵送による回収とオンライン（HTML 形式）による回収を併用。
- ・ 電話により、照会票の提出催促を実施。

○ 主な照会事項

- ・ 記入者、連絡先
- ・ 名称、所在地、経営組織、本・支の別
- ・ 主な事業内容、従業員数、前年もしくは月間売上高（1,000 事業所）
- ・

本所

 会社の概要（資本金、常用雇用者数、支店数、主な事業の内容）
- ・

支所

 本店の名称・所在地・代表電話番号

○ 結果

回答率は、65.2 %（うち郵送：82.1 %、オンライン：17.8 %）
－売上高を含む照会票の回答率 ： 64.3 %
－売上高を含まない照会票の回答率 ： 66.2 %

○ 評価

現在実施している、商業・法人登記情報の新設法人に対する照会業務と比較すると、①企業が確実に活動していること、②コンタクト情報（電話番号）が存在すること等により、回収率は高くなっている。オンラインによる提出も2割程度あり回収手段として有望である。また、売上高の有無による回収率の差異はわずかであり、売上高項目の照会は可能であると考えられる。

なお、回答が得られなかった事業所のうち、新設事業所と確認できたものについては、労働保険のデータを活用して仮データを作成することが可能であり、その作成方法についても検討を進める必要がある。

【廃業事業所の照会業務】

- 照会対象事業所
労働保険情報の差分情報における新規消滅事業所 506 データ

- 照会方法、照会内容
新規消滅事業所データについて、電話番号が有効か無効かを確認
 - ① 電話番号が有効な事業所
⇒当該事業所に電話をし、応答があるかを確認
応答のあった場合には、事業を継続しているか否かを確認
 - ② 電話番号が無効な事業所
⇒はがきにより、当該事業所が営業を継続しているかを確認

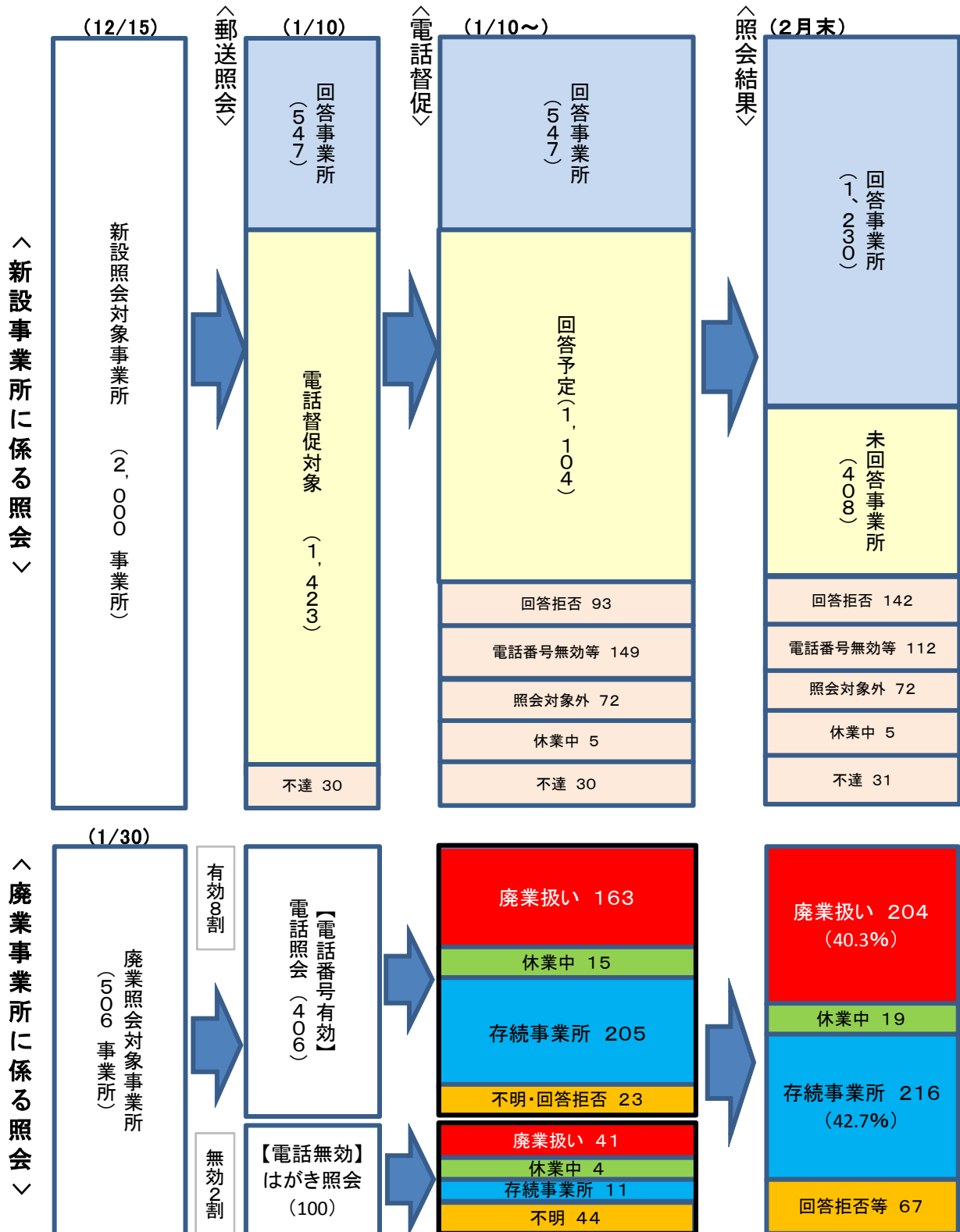
- 結果
照会対象事業所のうち、
 - ・ 廃業事業所：204 事業所（40.3 %）
 - ・ 存続事業所：216 事業所（42.7 %）
 - ・ 休業中 ： 19 事業所
 - ・ 回答拒否等： 67 事業所

- 評価
今回の結果をみると、消滅事業所データには、多くの存続事業所が含まれており、何らかの形で廃業の確認は必要であると考えられる。今回、電話等による照会業務を実施したが、それにより多くの事業所から必要な情報が得られており、有効な方法であると考えられる。
今後、さらに結果の分析を進め、不明・回答拒否等のデータの取り扱い方針についても整理した上で、24年2月分からの照会業務を実施する必要がある。

【各照会業務の回答状況】

新設事業所及び廃業事業所の試験的に実施した照会業務の回答状況を整理すると、図-8となった。

図-8 労働保険試験照会業務 照会票への回答状況について



5 その他の行政記録情報の活用について

(1) 商業・法人登記情報

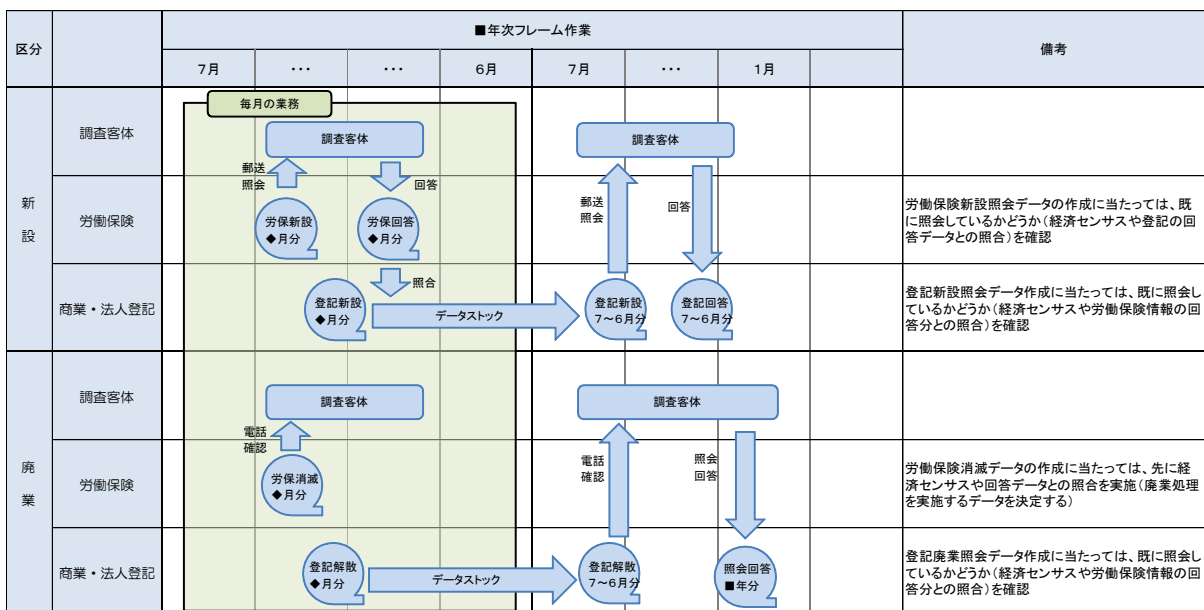
商業・法人登記情報については、総務省において事業所母集団データベース整備を目的として、経済センサス - 基礎調査実施日（平成 21 年 7 月）以降の新設法人を対象とした照会業務を毎月実施している。

今後、労働保険情報を活用した照会業務により、従業者のある事業所については、その新設・廃業事業所の多くが確認可能となることから、商業・法人登記情報を利用する照会業務の方法を見直す必要がある。

現在、登記時点からの一定期間を確保し、労働保険の照会業務で回収した事業所情報との照合作業を実施した上で、年 1 回の照会業務として実施することを検討している。来年度、労働保険情報をベースとした照会業務と合わせて、この照会業務を実施し、追加で収録できる情報についての検証を実施すべきである。

（参考 図－9）

図－9 商業・法人登記照会業務の見直し(イメージ)



(2) EDINET 情報

【EDINET 情報の概要】

EDINET は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことで、有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの手続を電子化することにより、提出者の事務負担の軽減と投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、証券市場の効率性を高めることを目的として開発されている。

また、EDINET の XBRL 形式で作成する書類は、勘定科目のみである。

(開示対象企業)

- ・ 金融商品取引所に上場されている有価証券（上場会社）
- ・ 有価証券届出書等を提出した有価証券（有価証券届出書提出会社）
- ・ 事業年度末又は前 4 事業年度末のいずれかにおいて株券の所有者数が 1,000 名以上であるもの（外形基準会社）
- ・ 平成 21 年度の国内の提出会社は 4,274 社。（参考 表－5）

(主な勘定科目)

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

表－5 開示対象企業及び開示書類

	上場会社	有価証券 届出書 提出会社	外形基準 会社	提出期限	XBRL 情報 (※)
有価証券 報告書	●	●	●	事業年度終了後 3 か 月以内	単体、連結
四半期 報告書	●			当該期間経過後 45 日 以内（第 1～3 四半 期のみ提出）	連結のみ
半期報告書		●	●	当該期間経過後 3 か 月以内	単体、連結

※ 米国式連結財務諸表を作成している会社の連結財務諸表は、HTML 形式のみで作成されている。

【確認結果と利活用】

EDINET 企業は、平成 21 年経済センサス - 基礎調査結果並びに法人企業統計調査結果と比較してみると、資本金規模が大きくなっており、特に資本金 50 億円以上のカバレッジが大きい。(参考 表-6)

EDINET 情報は、毎年度、定期的に入手が可能であり、既に電子化されている情報のうち、財務諸表に係る数値（売上高、資本金等）については、ビジネスレジスターの整備へ有効であることから、毎年度その情報をビジネスレジスターに収録し、利活用すべきである。

表-6 資本金階級別企業数

	EDINET企業		(参考)21センサス		(参考)法人企業	
	2009年度	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
300万円未満	0	0.0	75,921	4.2	1,646,046	59.4
300~500万円	0	0.0	700,016	39.0		
500~1000万円	0	0.0	232,192	12.9		
1000~3000万円	5	0.1	642,401	35.8	1,033,516	37.3
3000~5000万円	5	0.1	70,767	3.9		
5000万~1億円	33	0.8	43,478	2.4	58,995	2.1
1~3億円	195	4.6	14,796	0.8	27,899	1.0
3~5億円	262	6.1	7,834	0.4		
5~10億円	621	14.5	3,689	0.2	5,456	0.2
10~20億円	756	17.7				
20~30億円	442	10.4				
30~40億円	296	6.9				
40~50億円	185	4.3				
50~100億円	518	12.2	2,117	0.1		
100~300億円	540	12.7				
300~500億円	135	3.2				
500~1000億円	133	3.1				
1000億円~	135	3.2				
合計	4,261	100.0	1,793,211	100.0	2,771,912	100.0

IV 諸外国におけるビジネスレジスターの運用事例

1 米国のビジネスレジスター

米国では、経済センサスが5年毎に実施されているが、経済センサスに税務記録情報が活用されたのは1954年からである。当時の国内事情により、経済センサス予算を承認してもらう際に、費用を節約することを理由に、内国歳入庁(IRS)の税務記録情報を、統計目的に活用することが許可された。米国はその後、税務記録情報を活用していくことになる。

こうした行政記録情報の活用の取り組みが、母集団データベースとして発展を遂げたのは1970年代前半である。1972年経済センサスの実施後、センサス局は「標準統計事業所リスト」(Standard Statistical Establishment List : SSEL)を開発し、SSELの更新を目的として企業組織調査(Company Organization Survey : COS)を開始した。

このように、米国・センサス局では税務記録情報を活用したビジネスレジスターの構築が早くから始まっており、企業組織調査(COS)の実施など、ビジネスレジスター維持のための技法において他国をリードしている。

参考 : 「米国のビジネスレジスター」参照

2 フィンランドのビジネスレジスター

フィンランドでは、1952年及び1964年に経済センサスを実施しているが、1960年代に取引税登録の整備に着手し、1968年からはビジネスレジスターが作成された。

その後、制度改正により収録対象企業の拡大が図られ、現在は、税務当局のビジネスIDと特許・登録局のIDが統一された統一ビジネス番号が導入されている。

ビジネスレジスターの収録情報は、行政機関から提供されるデータ、統計調査によって得られるデータ、その他民間データサービス業者等から入手するデータを用いることによって企業や事業所等の新規開業や廃業、移転などを把握し、経常的な更新を行っている。また、企業や事業所等の統計単位のIDや所在地情報だけでなく、従業員や売上高規模など種々の変数も格納され、日常的に維持、更新されている。

これらのことからビジネスレジスターは、様々な統計に利用されている。

参考 : 「フィンランドのビジネスレジスター」参照

V 今後の主な検討課題について

1 ビジネスレジスター統計について

新データベースの正式運用開始（25年1月）後、25年度から年次フレームの提供を予定しているが、あわせてビジネスレジスター統計としてどのような集計・公表を実施するかについて検討を進める必要がある。

具体の例としては、

- ・ ビジネスパターン
- ・ ビジネスデモグラフィ
- ・ サービス統計の充実
- ・ 地理情報の活用
- ・ ユーザーの要望を踏まえた統計の作成 等である。

2 企業組織調査について

今後、精度の高い母集団情報、ビジネスレジスター統計の提供を行うためには、諸外国で実施されている、マルチユニット企業に重点を置いた年次での構造調査が不可欠となる。

検討の視点としては、以下のとおりである。

- ・ 各国のビジネスレジスター整備の基盤は、周期調査のセンサスと年次での企業構造調査、及び行政記録。
- ・ 労働保険情報においては、大企業を中心に申請が支所も含めて一括処理されており、特に、それら企業の支所の廃業を正確に捉えることが困難。特に、支所事業所を有するいわゆるマルチユニット企業については、その本支関係、売上高等について年次で把握する必要がある。
- ・ その際、それらの企業に対するコンタクト情報の継続的な蓄積により、調査客体の負担の軽減に努めるべき。また、特に大きな企業については、構造情報の継続的な収集に当たって特別な措置が必要ではないか。

3 その他

○ 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持

各種統計調査を効率的・正確に実施し、その結果をビジネスレジスターに反映させるというサイクルを効率的に行うためには、各統計調査における共通事業所・企業コードの保持が不可欠。そのために必要な調整、サポートを実施していく必要がある。

○ ビジネスレジスターの定義書の作成

ビジネスレジスターのシステム整備に併せ、データベースに収録する事業所の定義、移動、照合、収録方法等を含めた、我が国のビジネスレジスターの定義書の作

成に向け、検討を進める必要がある。

なお、定義書の主な記載事項としては、

- ・ 整備目的
- ・ 定義（企業・事業所等の単位、産業分類、継続性など）
- ・ 運用上の規則（収録内容、利用マニュアルなど）
- ・ 維持方法（プロファイリング方法など）
- ・ 品質基準（目標と評価）
- ・ 統計への活用範囲
- ・ 情報管理（制限、秘匿など） 等である。

○ 共通法人コードの活用 等

ビジネスレジスターには、行政機関等で発行する事業所・企業に関する各種のコードについては、順次収録を行い、その活用に向けて検討していく必要がある。

平成 23 年度事業所母集団データベース研究会委員名簿

座長 清水 雅彦 慶應義塾 常任理事

委員 廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科教授

委員 森 博美 法政大学 経済学部教授

委員 菅 幹雄 法政大学 経済学部教授

【参 考 資 料】

- 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について（概要）
- 事業所母集団データベースの整備方針について
- 事業所母集団データベース運用管理規程（案）
- 事業所母集団データベース操作マニュアル概要（案）
- 米国のビジネスレジスター - 菅委員 -
- フィンランドのビジネスレジスター - 森委員 -

平成 21 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

平成 22 年 9 月 30 日
統 計 委 員 会

経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書としてとりまとめ、公表
- ・今回の審議は、新統計法が平成 21 年 4 月に全面施行されてから初めて実施するもの

審議結果

統計整備の重要度、緊急度が高いなどの重要な事項について、取り組むべき統計整備等の方向性を取りまとめ（政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示）

重要な事項に関する統計整備等の方向性

(意見として提示した事項)

○国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【対 内閣総理大臣】

- ・新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表の策定等
- ・高い知見を有する研究者、中核的職員等による責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応

○ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用【対 総務大臣】

- ・基盤的・共通的な統計データ等のレジスターへの収録等の検討、レジスター内の統計データの時系列的整備等の推進
- ・各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進

(その他の重要な事項)

○ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
- ・少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計等に必要の調査項目の追加等

○非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示
- ・非正規雇用の雇用形態別雇用者数を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討等

○オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の発展への寄与が期待
- ・ニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進

○統計職員等の人材の育成・確保

- ・精度の高い統計作成、国際的な標準化の対応等、人材の育成・確保には計画的な実施が不可欠
- ・政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討

○行政記録情報等の活用

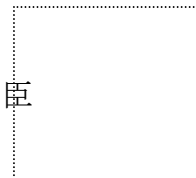
- ・統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、引き続き重要な課題
- ・行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築を図りながら、活用の推進について調査研究

総 統 基 第 50 号

平成23年 3 月25日

(別紙 送付先) 殿

総 務 大 臣



事業所母集団データベースの整備方針について（通知）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき別添のとおり事業所母集団データベースの整備方針を決定したので、通知します。

事業所母集団データベースの整備方針

平成 23 年 3 月 25 日
総務大臣決定

1 目的

この整備方針は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）及び統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、総務大臣が事業所母集団データベースを整備する必要があることを踏まえ、その基本的内容を定めるものである。

2 事業所母集団データベースの整備サイクル

産業関連の統計調査の実施については、現在、事業所・企業統計調査情報を中核とするデータベースを利用し、母集団情報の提供・重複是正等を実施しているが、当該処理を効率化・高度化し、以下のサイクルで事業所母集団データベースの整備を実施する。

(1) 統計調査の実実施計画の入力

総務省は、各府省における円滑な統計調査の実施に資するため、各府省に対し統計調査の実実施計画等を照会し、当該結果を事業所母集団データベースに入力する。

(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力

各府省は、事業所母集団データベースの母集団情報や、行政記録情報及び民間情報（以下「行政記録情報等」という。）の名簿情報を同データベースに照会することにより付与された共通事業所・企業コード及び調査履歴情報を活用して、統計調査の実実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿を同データベースに入力する。入力された調査対象名簿を基に、同データベースから各府省に対し、補完・検証用データを提供する。

(3) 統計調査結果の提供

各府省は統計調査の実実施後、円滑な事業所母集団データベースの整備のために、統計調査結果を総務省に提供する。

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実実施サイクルの中で、共通事業所・企業コードを保持し、次回調査の名簿整備等において活用する。

なお、各府省が実施した統計調査において新たに確認された事業所・企業については、事業所母集団データベースへの統計調査結果の提供後に、総務省が、それぞれ新たな共通事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

3 統計関係業務支援機能の整備

事業所母集団データベースには、各府省が上記の業務を効率的に実施することが可能となるよう、各府省別・各統計調査別の画面を設けるなど統計関係業務支援機能を備える。

4 事業所母集団データベースに記録する統計調査

(1) 統計調査結果の記録の手順

事業所母集団データベースの整備の基盤を確立させるため、当面、2(3)により提供された統計調査結果のうち、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、同データベースの整備に寄与度の大きい統計調査の結果を優先してその記録を進める。

- 特定の産業において、悉皆（又はおおむね悉皆）となっている統計調査
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- 上記のほか、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査、その他一般統計調査のうち、特に同データベースの整備に有効であると考えられる統計調査

上記を踏まえ、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査については、当面別紙のとおりとし、その他の記録が必要な統計調査については運用管理規程において追加する。

(2) 記録する内容

事業所母集団データベースに記録する内容については、経済センサス - 基礎調査及び同活動調査（以下、単に「経済センサス」という。）の情報を基盤とし、経済センサス以外の統計調査については、経済センサスの調査項目と共通する項目を中心に記録する。また、その他各種統計調査の実施に資するよう、ニーズ等を踏まえ記録項目を追加する。

5 行政記録情報等の活用

(1) 行政記録情報の活用

商業・法人登記情報、労働保険情報、EDINET情報等の行政記録情報について、収録方法等の検討を行い、経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用する。

(2) 民間情報の活用

プロファイリング（事業所母集団データベース情報の確認・照会）や民間によって収集されている各種企業情報について、統計調査結果や行政記録情報を補完する情報として活用すべく検討を進める。また、各府省等が同データベースに記録されている情報をより有効に活用するといった観点から、地理空間情報の収録について検討を進める。

6 整備スケジュール

事業所母集団データベースは、政府統計共同利用システムの一部として整備することとしており、平成25年1月からの運用開始を予定している。これに向けた平成23年度、平成24年度の主なスケジュールは以下のとおり。

平成23年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等について、経済センサス情報との照合等を実施
- ・労働保険情報、EDINET情報等、各種行政記録情報について記録を開始
- ・事業所母集団データベースの具体的な事務に係る運用管理規程を策定 等

平成24年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等により、事業所母集団データベースの試験運用を実施
- ・民間情報、地理空間情報等の収録を開始 等

総務省

経済センサス - 基礎調査
経済センサス - 活動調査 (経済産業省と共管実施)
サービス産業動向調査
科学技術研究調査
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス (法人組織経営体)
漁業センサス (法人組織経営体)

経済産業省

商業統計調査
工業統計調査
経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査
特定サービス産業動態統計調査
エネルギー消費統計調査
中小企業実態基本調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

別紙 送付先一覧

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

事業所母集団データベース運用管理規程（案）

平成 年 月 日

総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定

統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第27条の規定に基づく「事業所母集団データベース」の運用管理規程を次のとおり定める。

第1 目的

この運用管理規程（以下「本規程」という。）は、事業所母集団データベースの利用について、必要事項を定め、事業所母集団データベースの適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 定義

1 事業所母集団データベース

本規程において「事業所母集団データベース」（以下「事業所母集団DB」という。）とは、法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースをいう。

2 国の行政機関

本規程において「国の行政機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関をいう。

3 地方公共団体

本規程において「地方公共団体」とは、統計法施行令（平成20年政令第334号）（以下「令」という。）第7条第1項に規定する地方公共団体をいう。

4 届出独立行政法人等

本規程において「届出独立行政法人等」とは、令第8条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

5 利用機関

本規程において「利用機関」とは、政府統計共同利用システムの利用を承認された国の行政機関、地方公共団体及び届出独立行政法人等をいう。

6 共通事業所コード

本規程において「共通事業所コード」とは、事業所母集団DBにおいて付加する事業所の固有コードをいう。

7 是正区分フラグ

本規程において「是正区分フラグ」とは、事業所母集団DBにおいて付加する重複是正の対象・非対象を判断する情報をいう。

8 重複是正

本規程において「重複是正」とは、国の行政機関が事業所・企業を対象とする統計調査を実施するに当たって、是正区分フラグに基づき、調査対象事業所・企業を選定することをいう。

9 行政記録情報

本規程において「行政記録情報」とは、法第2条第10項に規定する行政記録情報をいう。

10 調査票情報

本規程において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。

11 母集団情報

本規程において「母集団情報」とは、経済センサスの調査票情報、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した事業所・企業の情報をいう。

また、母集団情報は、次の(1)又は(2)に分類される。

(1) 経済センサスフレーム

本規程において「経済センサスフレーム」とは、母集団情報のうち、経済センサスの調査票情報により、整備した情報をいう。

(2) 年次フレーム

本規程において「年次フレーム」とは、母集団情報のうち、毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した情報をいう。

12 選択母集団情報

本規程において「選択母集団情報」とは、事業所母集団DBから提供される母集団情報をいう。

13 任意母集団情報

本規程において「任意母集団情報」とは、国の行政機関が独自に保有する母集団情報をいう。

第3 事業所母集団DBの利用登録

利用機関のうち、事業所母集団DBを利用する者は、所属機関名、職名、氏名等を総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課（以下「経済基本構造統計課」という。）に提出し、ユーザID及びパスワードを取得する。

第4 統計調査実施計画の提出

- 1 国の行政機関は、次年度に実施する事業所・企業を対象とした統計調査及び重複是正に係る対応の有無等を総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室（以下「統計企画管理官室」という。）に提出する。
- 2 統計企画管理官室において、提出された統計調査実施計画に基づき、必要事項を事業所母集団DBに登録する。
- 3 国の行政機関は、統計調査実施計画に変更が生じた場合には、事業所母集団DBに必要事項を入力する。

第5 母集団情報の利用手続

利用機関が、法第27条第2項に基づき、母集団情報の提供を受けたい場合には、以下に記載のとおり母集団情報の利用手続を行う。

1 申請

申請者は、母集団情報の利用申請書（様式第1号参照）（以下「申請書」という。）を作成し、経済基本構造統計課に提出する。

次の(1)又は(2)に該当する場合には、申請書と併せて下記の書類を提出する。

(1) 利用者の範囲に、利用機関以外の者が含まれる場合には、その者全員が誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した誓約書（様式第2号参照）を提出する。

(2) 利用機関以外の者に業務を委託する場合には、契約における秘密保持義務等に関する契約書又は覚書の写しを提出する。

なお、契約締結前である等の事情で、契約書又は覚書の写しを提出できない場合には、代替文書（様式第3号参照）を提出する。

2 審査

経済基本構造統計課において、申請書の審査基準（別添1参照）に基づき審査を行う。

3 審査後の手続等

(1) 承認された場合

申請者に対して、母集団情報の利用に関する承認通知書（様式第4号参照）が送付される。

申請内容に基づき母集団情報の抽出が完了した後、事業所母集団DBから申請者に対して電子メールが送信されるので、申請者はワンタイムパスワードを用いて、母集団情報をダウンロードする。

(2) 承認されなかった場合

申請者に対して、母集団情報の利用に関する不承認通知書（様式第5号参照）が送付される。

4 母集団情報の利用期間終了後の措置

申請者は、利用期間終了後、直ちに申請書に記載した転写書類等の利用後の措置に基づき処理をした後、転写情報の利用後の措置報告書（様式第6号参照）を経済基本構造統計課に提出する。

第6 重複是正の事務手続

国の行政機関は、法第27条第1項に規定する事業所母集団DBの整備趣旨を踏まえ、事業所母集団DBから提供される情報を用いて、調査票配布等調査の開始に支障が生じないように配慮した上、以下に記載のとおり重複是正の事務手続を行う。

なお、重複是正の対象となる統計調査、また、重複是正における被調査履歴の考え方については重複是正の基準（別添2参照）に基づくものとする。

1 重複是正の実施

(1) 選択母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり、第5により事業所母集団DB

から提供された選択母集団情報に、是正区分フラグが付加された事業所・企業がある場合には、重複是正の基準に基づき、調査対象事業所・企業を選定する。

(2) 任意母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり、第7の2により受領した調査対象返却名簿に、是正区分フラグが付加された事業所・企業がある場合には、重複是正の基準に基づき、調査対象事業所・企業を選定する。

2 重複是正措置結果の登録

国の行政機関は、是正区分フラグに基づき重複是正を実施した場合には、重複是正措置結果報告（様式第7号参照）を作成し、原則として調査票の配布開始予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBに登録する。

第7 調査対象名簿の事務手続

国の行政機関は、法第27条第1項に規定する事業所母集団DBの整備趣旨を踏まえ、第6の1の(2)により重複是正を実施する場合又は補完データを利用する場合には、以下に記載のとおり調査対象名簿の事務手続を行う。

1 調査対象名簿の登録

国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり任意母集団情報を利用する場合には、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトを事業所母集団DBに登録する。

また、補完データを利用する場合には、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトの登録と併せて事業所母集団DBに必要事項を入力する。

2 調査対象返却名簿の受領

国の行政機関は、調査対象名簿に共通事業所コード等の付加が完了した後、事業所母集団DBから電子メールが送信されるので、ワンタイムパスワードを用いて、調査対象返却名簿をダウンロードする。

第8 調査結果名簿の事務手続

国の行政機関は、法第27条第1項に規定する事業所母集団DBの整備趣旨を踏まえ、以下に記載のとおり調査結果名簿の事務手続を行う。

1 調査結果名簿の登録

国の行政機関は、原則として調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに調査結果名簿及び調査結果名簿データレイアウトを事業所母集団DBに登録する。

2 調査結果返却名簿の受領

国の行政機関は、調査結果名簿に共通事業所コードの付加が完了した後、事業所母集団DBから電子メールが送信されるので、ワンタイムパスワードを用いて、調査結果返却名簿をダウンロードする。

第9 事業所母集団DBに記録する統計調査

法第27条第1項、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣

議決定)及び「事業所母集団データベースの整備方針」(平成23年3月25日総務大臣決定)に基づき、以下のとおり統計調査結果を事業所母集団DBに記録する。

- 1 国の行政機関は、事業所母集団DBに記録する統計調査(別添3参照)について、経済センサスと共通する事項を公表に合わせて事業所母集団DBに登録する。
- 2 経済基本構造統計課において、母集団情報を整備する情報及び補完データの情報として、登録された事項を事業所母集団DBに記録する。

第10 母集団情報の適正管理等

- 1 利用機関は、事業所母集団DBから提供を受けた情報について法第39条及び法第41条に基づき、適正に管理するとともに、秘密漏えいのないようにしなければならない。
- 2 利用機関は、作成した統計を公表する場合には、母集団情報の利用承認を得て集計したものであることを明示しなければならない。

第11 共通事業所コードの保持

国の行政機関は、調査対象名簿、調査結果名簿等を登録するに当たって、過去に事業所母集団DBから付加された共通事業所コードがある場合には、それを必ず保持した状態で登録する。

附 則

- 1 本規程は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 本規程の施行により、「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領(平成21年4月1日総務省統計局長・政策統括官(統計基準担当)決定)は廃止する。

申請書の審査基準

第 1 申請に対する基本的審査基準

母集団情報の利用承認の基本的基準は、統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第27条第2項に該当し、かつ、母集団情報の利用に際して、法第39条に基づき適正な管理がなされ、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第41条が確実に遵守されると認められる場合とする。

第 2 申請書の審査

総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課において、次の1～11の審査基準に基づき、審査報告書（別紙参照）を作成し、承認するか否かを決定する。

1 利用目的

事業所・企業を対象とする調査対象名簿の作成又は事業所・企業に関する統計の作成であること。なお、世論調査等における名簿の作成は、利用目的に含まれない。

2 母集団指定

経済センサスフレーム又は年次フレームが選択されていること。

3 利用者の範囲

利用者の範囲は必要最小限とし、それらの者が職務に関して利用する場合であること。

なお、次の(1)又は(2)に該当する場合には、該当書類が添付されていること。

(1) 利用者の範囲に、利用機関以外の者が含まれる場合には、その者全員が誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した誓約書（様式第2号参照）が添付されていること。

(2) 利用機関以外の者に業務を委託する場合には、契約における秘密保持義務等に関する契約書又は覚書の写しが添付されていること。

なお、契約締結前である等の事情で、契約書又は覚書の写しが提出できない場合には、代替文書（様式第3号参照）が添付されていること。

4 利用する母集団情報の範囲

利用する母集団情報の範囲は必要最小限の範囲であること。

5 利用する事項

利用目的を達成するために必要最小限の事項となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと。

6 利用方法

利用目的を達成するために必要最小限の方法であること。

また、調査対象名簿の作成のために利用する場合は、当該統計調査の調査要領その他関係書類、統計の作成のために利用する場合は、集計内容が分かる書類が添付されていること。

7 利用期間

利用目的を達成するために必要最小限の期間であること。

8 利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法

次の(1)～(9)の条件を全て満たすことが必要である。

- (1) 母集団情報の利用場所は、日本国内であること。
- (2) 当該利用場所から母集団情報が持ち出されないように、利用場所は物理的に施錠可能な場所に限定されること。また、母集団情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されているなど不正な持ち出しを防止するための保安対策が講じられること。

なお、当該利用場所は分散しないことが望ましく、分散する場合には、その理由が妥当であること。

- (3) 母集団情報が限定された媒体に格納され、当該限定された媒体は施錠可能なキャビネット等で保管されること。

なお、当該場所は利用場所と同一であることが望ましく、別々となる場合には、その理由が妥当であること。

- (4) 母集団情報の利用時に上記(2)の利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われること。
- (5) 母集団情報の利用時に情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。

- (6) 母集団情報を利用する情報システムに

- ・ コンピュータウイルス対策
- ・ セキュリティホール対策
- ・ 識別及び主体認証対策
- ・ スクリーンロック等の不正操作対策

が図られていること。

- (7) 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に、母集団情報及び中間生成物を残留させないこと。

また、利用者以外の者が母集団情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように、制御された情報システム環境であること。

- (8) 利用機関が母集団情報を利用する場合、利用する場所及び保管場所は公務所内とし、保管場所から外部へ持ち出して利用しないこと。
- (9) 提供される母集団情報に加え、集計作業等によって生成される情報等を含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい事故を防止するために適正な管理が求められること。

9 公表の有無

公表又は非公表の記載がされていること。

10 公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）

具体的な公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）が記載されていること。

また、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置をする旨の記載がされていること。

11 転写書類等の利用後の措置

母集団情報を転写した書類（電磁的記録媒体を含む。）の利用期間終了後の措置が

記載されていること。

12 連絡先（申請者）

申請者の連絡先が記載されていること。

別紙（申請書に係る審査報告書）

審 査 報 告 書

下記のとおり審査しました。

平成 年 月 日
担当課 及び 担当者

申請者		対 平成 年 月 日付 第 号
利用開始希望日	平成 年 月 日	

承認基準との照合

項 目	申 請 内 容				基準に 合致	所見に 記載
利 用 目 的						
母 集 団 指 定						
利用者の範囲	行政機関等職員	委託先電算職員				
利用する母集団 情報の範囲						
利用する事項						
利 用 方 法						
利 用 期 間	1か月未満	1か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上		
利 用 場 所						
利 用 環 境						
保 管 場 所 及 管 理 方 法						
公 表 の 有 無	公表	非公表				
公 表 方 法 及 公 表 時 期 (又は非公表の 理 由)						
転写書類等の 利用後の措置	焼却	消去	溶解	裁断		

審 査 結 果	承認して差し支えない	不承認が適当である
---------	------------	-----------

〔所見〕

重複是正の基準

第 1 重複是正の対象

重複是正の対象は、事業所・企業を調査対象とする統計調査の調査対象のうち、次の 1～5 に掲げる事業所・企業を除いたもの及び重複是正が物理的に不可能な場合を除いたものとする。

したがって、一つの調査の中で、重複是正の対象になる事業所・企業と対象にならない事業所・企業が混在する場合がある。

1 全数調査（調査母集団に含まれる事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査）の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一部、二部上場企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の製品を製造（販売）する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 業界団体名簿に登載された企業の全てを調査対象とする統計調査

2 集落抽出法による標本調査で、集落内の全てを調査対象とする統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一つ又は複数の国勢調査調査区内、事業所・企業統計調査調査区内若しくは経済センサス調査区内にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 市町村内の一つの特定地域内（字・町丁目）にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

3 調査実施時（調査票を配布するときなど）に調査対象が決まる統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 実査の途上、現地において調査員が調査対象を選定する統計調査
- ・ 調査当日に調査対象が決定する統計調査

4 層別抽出法による標本調査で、一部しつ皆部分（全てを調査対象とする層）に含まれる事業所・企業

（一部しつ皆部分の例示）

- ・ 資本金 10 億円以上の会社の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 従業者規模 300 人以上の事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の産業分類に該当する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

なお、以下に例示する有意抽出の方法により調査対象となった事業所・企業についても、原則として、重複是正のための代替事業所・企業の選定の可能性があることから、重複是正の対象とする。

ただし、重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業による代替ができない場合は、理由を明確にし、重複是正を行わないこととする。

（有意抽出の例示）

- ・ 売上高上位 10 社又は売上高が全体の 80%となるまで上位から抽出する統計

調査

- ・ 「調査協力を得られる企業」という条件を付している統計調査
- ・ 少数の企業を選定して長期間標本を固定して行っている統計調査
- ・ 建設業者名簿から選定した資本金1億円以上の事業所・企業のうち完成工率高上位50社を対象とする統計調査

5 国の機関に係る事業所並びに地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体（特別区など）の機関に係る事業所

（例示）

- ・ 公立学校

（注）国立大学法人は重複是正の対象となる。

また、重複是正が物理的に不可能な場合とは、政策的な必要性から緊急に実施することとなった統計調査等であって、国の行政機関と統計企画管理官室が協議を行い、妥当である旨が認められた場合とする。

第2 被調査回数の数え方

各事業所・企業に対し、1年間に実行可能な統計調査の回数（被調査回数）の上限値を設定し、その上限値を超えている事業所・企業を重複是正の対象とする。

被調査回数は、統計調査単位に、調査周期ごとに1回として数える。（毎月実施

は12回、四半期実施は4回）

注）上限値とは、各事業所・企業に対して1年間に実行可能な統計調査の回数をいう。

1 被調査回数の数え方等

(1) 重複是正に係る是正区分フラグの判定は、選択母集団情報の取得又は任意母集団情報に基づく調査対象名簿の登録時点において、一つの事業所・企業に対して直前の1年間における被調査回数が、上限値を超えているかどうかによって行う。

(2) 事業所母集団DBに記録された事業所・企業に対する調査履歴登録は、調査結果名簿が提出された月（原則として調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後まで）に行う。なお、当該調査履歴は、調査履歴が登録された翌月から1年間有効である。

(3) 月次調査で同一客体を継続調査する場合は、毎月、重複是正の対象になるか否かの確認を行わず、最初の1回のみとする。また、履歴の登録は1年分（12か月）を最初の月の調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までにまとめて行う。ただし、1年を超えて同一客体を継続調査する場合は、13か月目において、再度重複是正の対象となるか否かの確認を行う。また、四半期・半期調査もこれに準じた取扱いとする。

2 重複是正措置の例

一つの事業所・企業の調査履歴の登録や調査回数のカウント等については、図のとおりとなっている。

《図の見方》

- (1) ◎と●の月は、重複是正の対象か否かの確認を行い、◎は重複是正の対象外であった場合、●は上限値を超えたため、重複是正の対象となった場合を示す。
- (2) 枠内の「1」は、調査実施月に調査履歴が1回カウントされたことを表す。

《数え方の例》

- (1) X事業所のn+1年1月の直前1年間（n年1月～12月）の被調査回数は上限値の34回以下である。このため、同年1月に照合を行った統計調査は重複是正の対象外となる。
- (2) n+1年2月の直前1年間（n年2月～n+1年1月）の被調査回数は35回となり、2月に照合作業を行ったG調査（標本調査）は重複是正の対象となる。（X事業所以外の被調査回数34回以下の事業所で代替する。）
同様に3月、4月、5月も被調査回数が36回、37回、35回となり、4月に照合を行ったH調査（標本調査）は重複是正の対象となって、X事業所は調査されない。
- (3) n+1年6月は、被調査回数が上限値以下となり、I調査（標本調査）は照合の結果、重複是正の対象外となる。

図 上限値の数え方

X事業所（会社の本所 資本金1億円以上10億円未満）の場合
※上限値=34回

	n年												n+1年															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
直前12か月分の調査回数													33	35	36	37	35	34	33	31	31	29	27	26				
当月分の調査回数	2	2	2	4	3	2	5	2	3	4	2	2	4	3	3	2	2	1	3	2	1	2	1	1				
A調査 月次 (全数調査等)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
B調査 四半期 (全数調査等)	1			1			1			1			1			1			1			1						
C調査 年次 (標本調査)	◎	1											◎	1														
D調査 2年 (全数調査等)																	1											
E調査 半期 (全数調査等)			1						1						1				1									
F調査 月次 (標本調査)		◎		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
G調査 四半期 (標本調査)			◎	1			1			1			1	●	←	重複是正されたため調査対象にならない												
H調査 年次 (標本調査)				◎	1											●	←	重複是正されたため調査対象にならない										
I調査 年次 (標本調査)						◎	1											◎	1									

- ◎及び●は重複是正のための照合を行った月
- ◎は重複是正の対象外であった場合
- は重複是正の対象となった場合

3 調査対象事業所・企業の選定

重複是正の対象（是正対象フラグの付加）となった事業所・企業については、国の行政機関で他の調査対象事業所・企業を選定する。

第3 重複是正の対象となる上限値

重複是正の対象となる上限値は、事業所・企業の経営組織、資本金、本所・支所の別、従業者数等により、次の回数とする。

1 会社の本所又は単独事業所

(1) 資本金 1 億円未満	20 回
(2) 資本金 1 億円以上 10 億円未満	34 回
(3) 資本金 10 億円以上	48 回

2 会社の支所

(1) 従業者数 30 人未満	14 回
(2) 従業者数 30 人以上 100 人未満	28 回
(3) 従業者数 100 人以上	42 回

3 会社以外の事業所

(1) 従業者数 30 人未満	14 回
(2) 従業者数 30 人以上 100 人未満	28 回
(3) 従業者数 100 人以上	30 回

4 上限値の見直し

上記の上限値については、今後の統計調査の調査履歴の登録状況によって適当な時期に結果を分析し、見直しを行う。

事業所母集団DBに記録する統計調査

総務省

経済センサス - 基礎調査
経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
サービス産業動向調査
科学技術研究調査
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス（法人組織経営体）
漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査
工業統計調査
経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査
特定サービス産業動態統計調査
エネルギー消費統計調査
中小企業実態基本調査
商業動態統計調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

様式第 1 号（母集団情報の利用申請書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

（行政機関の長）

母集団情報の利用について

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、別紙
のとおり申請します。

様式第1号（母集団情報の利用申請書）（別紙）

母集団情報の利用申請書

1	利用目的		
2	母集団指定	<input type="checkbox"/> 経済センサスフレーム <input type="checkbox"/> 年次フレーム	
3	利用者の範囲		
4	利用する母集団情報の範囲	(1)使用する地域	
		(2)使用する属性的範囲	
		(3)事業所・企業の別	
5	利用する事項		
6	利用方法		
7	利用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
8	利用場所		
9	利用環境		
11	公表の有無	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表	
	公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）		
12	転写書類等の利用後の措置		
13	連絡先（申請者）	所属機関名	
		職名・氏名	
		電話番号	
		メールアドレス	

様式第 2 号（利用者の範囲に利用機関以外の者が含まれる場合の誓約書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

（行政機関の長）

誓 約 書

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用に当たって、下記の者は、母集団情報の利用に際し、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 39 条及び第 41 条の規定を遵守し、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないよう特に取扱いを厳重に注意し、別紙誓約事項を厳守することを誓約いたします。

記

誓 約 事 項

- 1 申請書に記載した内容での利用に限定する。
- 2 秘密保持の義務を守る。
- 3 母集団情報の適正な管理を行う。
- 4 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- 5 業務の再委託は行わない。
- 6 母集団情報の管理状況について、必要に応じて検査を受ける。
- 7 事故又は災害発生時は報告を行う。
- 8 利用期間終了後、集計等に用いた母集団情報及び中間成果物の全てを速やかに焼却、消去、溶解又は裁断し、その措置について報告する。
- 9 違反した場合は、契約を解除し、母集団情報を速やかに返却するなど、総務省統計局からの指示に従う。
- 10 その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

（行政機関の長）

母集団情報の利用に係る集計等業務委託契約における
秘密保持義務等に関する事項の明記について

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用については、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしていますが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申請書に契約関係書類を添付することができません。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付いたしますが、現時点で契約書又は覚書において、母集団情報の適正な管理や秘密保持等に関して、下記の事項について明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 母集団情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 母集団情報の集計作業の過程で作成し、不要となった中間成果物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 母集団情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

（行政機関の長） 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について

標記については、統計法（平成19年法律第53号）第27条第2項の規定に基づき、母集団情報の利用を承認します。

母集団情報の利用に当たっては、下記の事項を厳守願います。

記

- 1 母集団情報は、承認された利用目的以外には利用しないこと。
- 2 母集団情報により知り得た事項が、承認を受けた利用者以外に漏れないようにすること。
- 3 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わないこと。
- 4 利用期間終了後、母集団情報は、速やかに焼却、消去、溶解又は裁断し、その旨総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課に報告すること。

様式第5号（母集団情報の利用に関する不承認通知書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

（行政機関の長） 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請のあった標記については、事業所母集団データベース運用管理規程（平成 年 月 日 総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき審査した結果、下記の理由により、承認しないこととしたので通知します。

記

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

（行政機関の

長）

転写情報の利用後の措置について

平成 年 月 日付け（文書番号）で提供を受けた母集団情報については、下記のとおり措置しましたので、報告します。

記

1 転写情報の内容

2 措置の方法

（焼却 消去 溶解 裁断）

3 措置した者

4 措置した年月日

平成 年 月 日

様式第7号（重複是正措置結果報告）

重複是正措置結果報告

平成 年 月 日

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官付高度利用担当 殿

府省部課等名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
E-mail _____

重複是正措置結果について、以下のとおり報告します。

1	統計調査名			
2	調査名簿名			
3	調査対象事業所・企業数			
	総数	重複是正対象数	重複是正措置履行数	重複是正措置不履行数
4	重複是正措置不履行事業所・企業一覧			
	共通事業所コード	事業所・企業の名称	理由	備考

重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業による代替ができない場合、理由欄に以下の①～⑤のうち該当する理由の番号を記入する。⑤の場合は、その具体的な理由を記入する。

- ① 母集団に含まれる事業所・企業の数がごく少数のため代替が不可能
- ② 当該事業所・企業でないと結果精度を維持できなくなるため代替が不可能
- ③ 調査実施上、他の地域等に代替が不可能
- ④ 同種の業種及び規模の事業所・企業での代替が不可能
- ⑤ その他（具体的に記入）

注）上記4の重複是正措置不履行事業所・企業一覧のデータが大量になる場合は、別に出力し添付して差し支えない。また、理由が同一なものは個々に付与せずまとめてくくって差し支えない。

事業所母集団データベース 操作マニュアル概要（案）

各府省利用者（調査担当者・窓口担当者）

平成 24 年 3 月 日

総 務 省

事業所母集団データベースの利用手順

統計調査の実施

選択母集団
(データベースの母集団
を利用)

任意母集団
(独自の母集団
を利用)

利用者登録

統計調査計画

- ・新規統計調査計画の追加登録
- ・統計調査計画の修正、削除

母集団利用申請

- ・利用母集団の選択
- ・母集団抽出条件の設定
- ・母集団利用申請項目の設定

重複是正報告

- ・重複是正措置結果報告書
ファイルの登録

調査対象名簿提出

- ・必要に応じて補完データを選択
- ・共通コード、被調査履歴情報付与済み対象名簿の
ダウンロード

重複是正報告

- ・重複是正措置結果報告書
ファイルの登録

統計調査の実施

調査結果提出

- ・調査結果名簿及び個票データを提出
- ・共通事業所コード付与済み返却名簿のダウンロード

統計の作成

利用者登録

利用情報の申請

情報の受領

統計の作成

目次

1 利用機関トップメニュー	2
トップメニュー（調査担当者）	2
トップメニュー（窓口担当者）	3
2 統計調査計画	4
統計調査計画一覧	4
3 進捗管理	6
進捗管理（調査担当者用）	6
進捗管理（窓口担当者用）	7
4 母集団利用申請	8
母集団利用申請	8
母集団利用申請抽出条件設定・登録	9
母集団利用申請項目設定	10
母集団利用申請確認・完了	11
母集団利用申請一覧（利用機関用）	12
5 調査対象名簿提出	13
調査対象名簿提出	13
6 重複是正報告	14
重複是正報告	14
7 調査結果提出	15
調査結果提出	15
8 データダウンロード	16
ワンタイムパスワード認証・データダウンロード	16

1 利用機関トップメニュー

ポイント：担当する統計調査に関して実行できる機能を一覧表示

トップメニュー（調査担当者）

[GB10000004] トップメニュー（調査担当者）

進捗管理 所属府省の統計調査の進捗状況を確認できます。また、対象名簿提出、選択母集団利用申請…

統計調査計画 統計調査の計画の参照、更新、削除ができます。

母集団利用申請 選択母集団の利用申請ができます。

担当する統計調査を一覧表示

該当件数：100件

実施年度	統計調査名	母集団	担当者	計画	計画登録	母集団利用	調査対象名簿	重複是正報告	調査結果名簿	個票データ
平成23年度 (2011年度)	統計調査A	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年1月1日	未申請	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査B	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年2月4日	2011年2月2日	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査C	任意	日立 太郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年10月1日	2011年10月5日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日*	2011年9月1日	2011年10月1日	提出済み
平成23年度 (2011年度)	統計調査D	任意	日立 太郎 日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年5月1日	2011年9月15日	2011年9月25日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日	2011年5月1日*	未提出	差戻し

進捗状況に応じ、リンクからさまざまな機能を実行

調査担当者が実行する全ての機能を、トップメニューから開始することができます。

- 統計調査計画の参照、更新、削除
- 進捗管理
- 母集団利用申請／母集団情報のダウンロード
- 調査対象名簿の提出／返却名簿のダウンロード
- 重複是正報告
- 調査結果（名簿・個票）の提出／返却名簿のダウンロード

ポイント：所属府省の統計調査を一覧表示

トップメニュー（窓口担当者）

[GB10000005] トップメニュー（窓口担当者）

進捗管理 所属府省の統計調査の進捗状況を確認できます。

統計調査計画 統計調査の計画の参照、更新、削除ができます。

該当件数：100件 前頁 1/10頁 次頁 3 頁移動

実施年度	統計調査名	母集団	担当者	計画	計画登録	母集団利用	調査対象名簿	重複是正報告	調査結果名簿	個票データ
平成23年度 (2011年度)	統計調査A	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年1月1日	未申請	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査B	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年2月4日	2011年2月2日	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査C	任意	日立 太郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年10月1日	2011年10月5日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日*	2011年9月1日	2011年10月1日	提出済み
平成23年度 (2011年度)	統計調査D	任意	日立 太郎 日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年5月1日	2011年9月15日	2011年9月25日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日	2011年5月1日*	未提出	差戻し
平成23年度 (2011年度)	統計調査E	任意	日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年9月10日	2011年12月1日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月15日*	2011年9月1日*	2011年9月10日	差戻し
平成23年度 (2011年度)	統計調査F	任意	日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年9月15日	2011年9月25日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月15日	未提出	2011年9月15日*	2011年9月25日*

窓口担当者が実行する全ての機能を、トップメニューから開始することができます。

- 統計調査計画の参照、更新、削除
- 進捗管理

2 統計調査計画

ポイント：年度ごと・調査担当者ごとの統計調査計画を一覧表示

統計調査計画一覧

TOP > 統計調査計画一覧

[GB10000101] 統計調査計画一覧

絞込条件 年度：2011 等しい 担当者：日立 で始まる ソート条件 統計調査名 昇順 降順 表示

新規追加

該当件数：100件 前頁 1/10頁 次頁 3 頁移動

実施年度	統計調査名	統計調査種別	調査実施期間	担当者	母集団 情報 使用有無	個票 データ 有無	更新日	操作
平成23年度 (2011年度)	統計調査A	一般統計	2011年7月1日～ 2011年9月30日	日立 太郎	有	有	2011年11月1日	
平成23年度 (2011年度)	統計調査B	一般統計	不明	日立 花子	無	無	2011年11月1日	修正 削除
平成23年度 (2011年度)	統計調査C	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 太郎	有	有	2011年11月1日	
平成23年度 (2011年度)	統計調査D	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 花子	有	無	2011年11月1日	修正 削除
平成23年度 (2011年度)	統計調査E	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 太郎	有	有	2011年11月1日	
平成23年度 (2011年度)	統計調査F	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 花子	有	有	2011年11月1日	修正 削除
平成23年度 (2011年度)	統計調査G	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 太郎	有	有	2011年11月1日	
平成23年度 (2011年度)	統計調査H	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 太郎	有	有	2011年11月1日	
平成23年度 (2011年度)	統計調査I	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 花子	有	有	2011年11月1日	修正
平成23年度 (2011年度)	統計調査J	基幹統計	2011年2月1日～ 2011年4月30日	日立 花子	有	有	2011年11月1日	修正 削除

新規追加

統計調査計画一覧画面からは、以下の機能を実行できます。

- 新規統計調査計画の追加登録
- 登録済の統計調査計画の参照
- 統計調査計画の修正
- 統計調査計画の削除

毎年度、各府省から政策統括官室へ提出される統計調査実施計画に基づき、政策統括官室が統計調査計画を登録



3 進捗管理

ポイント：担当する統計調査の進捗状況を把握

進捗管理（調査担当者）

TOP > 進捗管理（利用機関用）

[GB10001001]進捗管理（利用機関用）

絞込条件 年度：2011 等しい 担当者： 未完了のみ 進捗遅延あり

ソート条件 統計調査 昇順 降順 表示

ダウンロード

該当件数：100件 前頁 1/10頁 次頁 3 頁移動

実施年度	統計調査名	母集団	担当者	計画	計画登録	母集団利用	調査対象名簿	重複是正報告	調査結果名簿	個票データ
平成23年度 (2011年度)	統計調査A	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年1月1日	未申請	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査B	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年2月4日	2011年2月2日	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査C	任意	日立 太郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年10月1日	2011年10月5日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日*	2011年9月1日	2011年10月1日	提出済み
平成23年度 (2011年度)	統計調査D	任意	日立 太郎 日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年5月1日	2011年9月15日	2011年9月25日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日	2011年5月1日*	未提出	差戻し

ダウンロード

絞込やソートが可能

進捗状況に応じ、リンクから
さまざまな機能を実行

調査担当者の進捗管理画面では、担当する全ての統計調査の進捗を管理することができます。

トップメニューと同様に、各統計調査の進捗状況に応じた機能を実行することができます。



進捗管理画面により、統計調査の進捗状況を容易に把握することが可能になります。

ポイント：所属府省の統計調査の進捗状況を把握

進捗管理（窓口担当者）

絞りやソートが可能

TOP > 進捗管理（利用機関用）

[GB10001001]進捗管理（利用機関用）

絞り条件 年度：2011 等しい 担当者：日立 を含む 未完了のみ 進捗遅延あり

ソート条件 統計調査名 昇順 降順 表示

ダウンロード

該当件数：100件 前頁 1/10頁 次頁 3 頁移動

実施年度	統計調査名	母集団	担当者	計画	計画登録	母集団利用	調査対象名簿	重複是正報告	調査結果名簿	個票データ
平成23年度 (2011年度)	統計調査A	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年1月1日	未申請	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査B	選択	日立 太郎	予定	—	2011年2月2日	2011年8月3日	2011年9月4日	2011年10月4日	—
				実績	2011年2月4日	2011年2月2日	未提出	未提出	未提出	—
平成23年度 (2011年度)	統計調査C	任意	日立 太郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年10月1日	2011年10月5日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日*	2011年9月1日	2011年10月1日	提出済み
平成23年度 (2011年度)	統計調査D	任意	日立 太郎 日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年5月1日	2011年9月15日	2011年9月25日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月30日	2011年5月1日*	未提出	差戻し
平成23年度 (2011年度)	統計調査E	任意	日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年9月10日	2011年12月1日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月15日*	2011年9月1日*	2011年9月10日	差戻し
平成23年度 (2011年度)	統計調査F	任意	日立 次郎	予定	—	—	2011年4月30日	2011年9月1日	2011年9月15日	2011年9月25日
				実績	2011年2月4日	—	2011年4月15日	未提出	2011年9月15日*	2011年9月25日*

ダウンロード

窓口担当者の進捗管理画面では、所属府省の全ての統計調査の進捗を管理することができます。

4 母集団利用申請

ポイント：申請の流れを分かりやすいよう表示

母集団利用申請

TOP > 母集団利用申請

[GB10000203] 母集団利用申請

申請設定 ▶ 抽出条件設定 ▶ 項目設定 ▶ 申請確認 ▶ 申請完了

状況	未申請
府省名	総務省
統計調査名	統計調査A
母集団指定	<input type="text"/>
利用目的	<input type="text"/>

戻る 次へ

名簿
統計

母集団には、年次フレーム
及び経済センサスフレーム
が利用可能

利用目的は、「名簿」又は
「統計」から選択

この画面から、母集団利用の申請を開始します。

ポイント：利用したい抽出条件を選択・設定・保存することが可能

母集団利用申請抽出条件設定

TOP > 母集団利用申請抽出条件設定

[GB10000204] 母集団利用申請抽出条件設定

申請設定 > 抽出条件設定 > 項目設定 > 申請確認 > 申請完了

状況	未申請
府省名	総務省
統計調査名	統計調査A
母集団指定	平成23年度年次フレーム
利用目的	名簿
事業所・企業の別	<input type="radio"/> 事業所 <input checked="" type="radio"/> 企業

抽出条件数：20件

選択	抽出条件名称	説明	抽出状況	抽出件数	作成者	更新年月日	操作
<input type="radio"/>	大規模企業	資本金が1億以上の企業を抽出します。	件数取得完了	4,000件	-	2010年5月11日	
<input type="radio"/>	首都圏抽出	東京都23区内の企業を抽出します。	条件登録完了	-	A統計 太郎	2010年5月20日	修正 削除
<input type="radio"/>	サービス産業抽出	産業大分類が、A(農業・林業)とB(漁業)の企業、および事業所を抽出します。	件数取得完了	3,000件	-	2010年6月10日	
<input type="radio"/>	A統計調査向け抽出	A統計向けの抽出条件	件数取得中	-	A統計 太郎	2010年6月25日	修正 削除
<input type="radio"/>	B統計調査向け抽出	B統計向けの抽出条件	条件登録中	-	-	2011年11月10日	

戻る 次へ(項目設定画面へ) 一時保存 抽出条件設定

一度設定した抽出条件を保存し、再度利用することが可能

新しい抽出条件の設定

母集団利用申請抽出条件登録

TOP > 母集団利用申請抽出条件登録

[GB10000205] 母集団利用申請抽出条件登録

申請設定 > 抽出条件設定 > 項目設定 > 申請確認 > 申請完了

抽出条件名称: 個別登録抽出条件2

説明: 個別の抽出条件

結合	(抽出項目	値	条件)	行追加・削除
	(産業大分類	サービス業	等しい)	行追加 行削除
または		産業大分類	漁業	等しい)	行追加 行削除
かつ		資本金	100000000	以上)	行追加 行削除

「一時保存」ボタンをクリックすると、入力途中の抽出条件を保存できます。件数を事前に確認したい場合、「件数を取得する」ボタンを押下してください。

戻る 一時保存 抽出条件の登録完了 件数を取得する

目的に合わせて抽出条件を設定することが可能

母集団利用申請前に、指定した条件で抽出される件数を取得

母集団利用申請項目設定

TOP > 母集団利用申請項目設定

[GB10000210]母集団利用申請項目設定

申請設定 → 抽出条件設定 → **項目設定** → 申請確認 → 申請完了

戻る 次へ(確認画面へ) 一時保存

状況	未申請			
府省名	総務省			
統計調査名	統計調査A			
母集団指定	平成23年度年次フレーム			
利用目的	名簿			
事業所・企業の別	企業			
抽出条件	(産業大分類が農業 または 産業分類が漁業) かつ 資本金が100000000以上			
使用する事業所情報	基本情報	<input checked="" type="checkbox"/> 共通事業所コード <input type="checkbox"/> 登録事由 <input type="checkbox"/> 民公区分 <input type="checkbox"/> 調査区番号	<input type="checkbox"/> 存廃区分 <input type="checkbox"/> 廃業時点 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県コード	<input type="checkbox"/> 登録時点 <input type="checkbox"/> 廃業事由 <input checked="" type="checkbox"/> 市区町村コード
	事業所情報	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所の名称 <input type="checkbox"/> 郵便番号(枝) <input checked="" type="checkbox"/> 所在地(町丁・字・番地) <input type="checkbox"/> 電話番号(市内局番) <input type="checkbox"/> 常用雇用者数 <input type="checkbox"/> 産業(小分類) <input type="checkbox"/> 本支の別	<input type="checkbox"/> 事業所の名称カナ <input checked="" type="checkbox"/> 所在地(都道府県) <input checked="" type="checkbox"/> 所在地(ビル名等) <input type="checkbox"/> 電話番号(加入者番号) <input type="checkbox"/> 産業(大分類) <input type="checkbox"/> 売上高 <input type="checkbox"/> 本社事業所コード	<input type="checkbox"/> 郵便番号(主) <input checked="" type="checkbox"/> 所在地(市区町村) <input type="checkbox"/> 電話番号(市外局番) <input type="checkbox"/> 従業員総数 <input type="checkbox"/> 産業(中分類) <input type="checkbox"/> 経営組織区分
	企業情報	<input type="checkbox"/> 従業者総数 <input type="checkbox"/> 産業(中分類) <input type="checkbox"/> 資本金等の額	<input type="checkbox"/> 常用雇用者数 <input type="checkbox"/> 産業(小分類) <input type="checkbox"/> 傘下支所数	<input type="checkbox"/> 産業(大分類) <input type="checkbox"/> 売上高
	企業グループ情報	<input type="checkbox"/> 親企業の有無	<input type="checkbox"/> 直近上位親企業コード	<input type="checkbox"/> 最上位親企業コード(グループID)
申請事由(利用目的の補足)	<div style="border: 1px solid gray; height: 40px;"></div>			

戻る 次へ(確認画面へ) 一時保存

この画面では、母集団利用申請する項目を設定することができます。

母集団利用申請確認

TOP > 母集団利用申請確認

[GB10000211]母集団利用申請確認

申請設定 > 抽出条件設定 > 項目設定 > **申請確認** > 申請完了

状況	未申請	
府省名	総務省	
統計調査名	統計調査A	
母集団指定	平成23年度年次フレーム	
利用目的	名簿	
事業所・企業の別	企業	
抽出条件	(産業大分類が農業 または 産業分類が漁業) かつ 資本金が100000000以上	
使用する事項	基本項目情報	共通事業所コード, 都道府県コード, 市区町村コード
	事業所情報	事業所の名称, 所在地(都道府県), 所在地(市区町村), 所在地(町丁・字・番地), 所在地(ビル名等)
	企業情報	従業員総数
	企業グループ情報	
申請事由(利用目的の補足)	経済センサス基礎調査で使用するため	

[戻る](#) [登録\(完了画面へ\)](#)

登録

母集団利用申請完了

TOP > 母集団利用申請完了

[GB10000212]母集団利用申請完了

申請設定 > 抽出条件設定 > 項目設定 > 申請確認 > **申請完了**

母集団利用申請が完了しました。
状況は、母集団利用申請一覧画面で確認できます。

[一覧画面へ](#)

母集団情報のダウンロードが可能になると、Eメールで通知されます。

Eメールに記載されたURLをクリックして、リンク先からデータをダウンロードします。

(P16 参照)

ポイント：母集団利用を申請した統計調査の状況を把握

母集団利用申請一覧（利用機関用）

TOP > 母集団利用申請一覧（利用機関用）

[GB10000201]母集団利用申請一覧（利用機関用）

絞込条件 状況： 年 度： 申請者： 統計調査名：

ソート条件 昇順 降順

新しく母集団利用申請を開始

該当件数：100件 1/10頁

状況	統計調査名	母集団指定	申請者	申請日時	審査完了日時
申請済	統計調査A	平成23年度年次フレーム	日立 次郎	2011年 9月 1日 10時00分	
差戻し	統計調査B	平成23年度年次フレーム	日立 次郎	2011年 9月10日 12時00分	
完了	統計調査C	平成23年度年次フレーム	日立 次郎	2011年 9月25日 12時00分	2011年10月30日 15時00分
申請済	統計調査D	平成23年度年次フレーム	日立 次郎	2011年 9月27日 12時00分	
申請済	統計調査E	平成23年度年次フレーム	日立 次郎	2011年10月 1日 12時00分	
取消	統計調査E	平成23年度年次フレーム	日立 次郎	2011年10月 5日 12時00分	
差戻し	統計調査G	平成22年度年次フレーム	日立 次郎	2010年10月10日 12時00分	
完了	統計調査H	平成22年度年次フレーム	日立 次郎	2010年10月17日 12時00分	2010年10月30日 15時00分
完了	統計調査I	平成22年度年次フレーム	日立 次郎	2010年10月20日 12時00分	2010年10月30日 15時00分
差戻し	統計調査J	平成21年度年次フレーム	日立 次郎	2009年10月25日 12時00分	

**統計調査名をクリックし、
申請した内容を確認**

この画面では、以下のことができます。

- 母集団利用申請が完了した統計調査の詳細画面を開き、内容の確認・訂正などが行えます。
- 新たに申請を開始することができます。

5 調査対象名簿提出

ポイント：調査対象名簿を自由な形式*で提出

*ファイル形式：固定長テキスト、CSV及びエクセルファイル

調査対象名簿提出

TOP > 調査対象名簿提出

[GB10000301]調査対象名簿提出

戻る 登録(確認画面へ)

状況	未提出
府省名	総務省
所管部課	統計局経済基本構造統計課
実施年度	平成23年度(2011年度)
統計調査名	統計調査A
統計調査種別	一般統計
属性	新規
周期	1年
調査対象者	事業所・企業
調査方法	標本抽出(無作為)

選択済み件数：2 補完データ内容の非表示

テーブル	フィールド	選択済データ
平成21年度工業統計	経営組織	平成21年度工業統計：所在地
平成21年度商業統計	資本金額	平成21年度工業統計：他事業所の有無
平成20年度工業統計	従業員数	
平成20年度商業統計	常用労働者数	
平成19年度工業統計	現金給与総額	
平成19年度商業統計	有形固定資産	
平成18年度工業統計	主要原材料名	
平成18年度商業統計	作業工程	
平成17年度工業統計	製造品在庫額	
平成17年度商業統計		

※「参照」ボタンをクリックしてファイルを選択した後、「追加」ボタンをクリックしてファイルを追加してください。

調査対象名簿ファイル	操作	ファイル名	アップロード日時	状況

※「参照」ボタンをクリックしてファイルを選択した後、「追加」ボタンをクリックしてファイルを追加してください。

調査対象名簿レイアウトファイル	操作	ファイル名	アップロード日時	状況

備考

戻る 登録(確認画面へ)

補完データが付与された返却名簿をダウンロードすることが可能

自由な形式での提出が可能



自由な形式で調査対象名簿を提出することができます。

選択した補完データが付与された返却名簿をダウンロードすることが可能になります。

返却名簿のダウンロードが可能になると、調査担当者へEメールで通知されます。

Eメールに記載されたURLをクリックして、リンク先からデータをダウンロードします。

(P16 参照)

6 重複是正報告

ポイント：重複是正報告は、システムにファイルを登録

重複是正報告

TOP > **重複是正報告**

[GB10000401] 重複是正報告

[戻る](#) [登録\(確認画面へ\)](#)

府省名	総務省
所管部署	統計局経済基本構造統計課
実施年度	平成23年度 (2011年度)
統計調査名	統計調査A
統計調査種別	一般統計
属性	新規
周期	1年
調査対象者	事業所・企業
調査対象数	1001~10000
調査方法	標本抽出(無作為)
調査実施期間(開始日)	2010年12月 2日
調査実施期間(終了日)	2010年12月15日
重複是正報告予定日	2010年 7月 1日

※「参照」ボタンをクリックしてファイルを選択した後、「追加」ボタンをクリックしてファイルを追加してください。

[参照](#) [追加](#) [削除](#)

操作	ファイル名	アップロード日時	状況

メモ欄

[戻る](#) [登録\(確認画面へ\)](#)

重複是正措置結果報告
ファイルを登録



「重複是正措置結果報告」ファイルをシステムに登録するだけで、重複是正報告を行うことができます。

7 調査結果提出

ポイント：調査結果についても、自由な形式*での提出が可能

*ファイル形式：固定長テキスト、CSV及びエクセルファイル

調査結果提出

TOP > 調査結果提出

[GB10000501]調査結果提出

戻る 登録(確認画面へ)

調査結果名簿状況	未提出
個票データ状況	未提出
府省名	総務省
所管部課	統計局経済基本構造統計課
実施年度	平成23年度(2011年度)
統計調査名	統計調査A
統計調査種別	一般統計
属性	新規
周期	1年
調査対象者	事業所・企業
調査対象数	1001~10000
調査方法	標本抽出(無作為)
調査実施期間(開始日)	2010年12月2日
調査実施期間(終了日)	2010年12月15日

※「参照」ボタンをクリックしてファイルを選択した後、「追加」ボタンをクリックしてファイルを追加してください。

操作	ファイル名	アップロード日時	状況

※「参照」ボタンをクリックしてファイルを選択した後、「追加」ボタンをクリックしてファイルを追加してください。

操作	ファイル名	アップロード日時	状況

※「参照」ボタンをクリックしてファイルを選択した後、「追加」ボタンをクリックしてファイルを追加してください。

操作	ファイル名	アップロード日時	状況

※「参照」ボタンをクリックしてファイルを選択した後、「追加」ボタンをクリックしてファイルを追加してください。

操作	ファイル名	アップロード日時	状況

備考

戻る 登録(確認画面へ)

自由な形式での提出が可能

整備方針で「優先して収録する」とした統計調査については、個票データ提出欄を表示



自由な形式で調査結果名簿を提出することができます。個票データについても同様です。

返却名簿のダウンロードが可能になると、調査担当者へEメールで通知されます。
Eメールに記載されたURLをクリックして、リンク先からデータをダウンロードします。
(P16 参照)

8 データダウンロード

ポイント：認証後、各種データのダウンロードを実行

ワンタイムパスワード認証

ワンタイムパスワード認証

ワンタイムパスワードを入力し、「認証」ボタンをクリックしてください。

ワンタイムパスワード

認証 キャンセル

認 証

データダウンロード

ここよりダウンロード

データダウンロード

該当件数：5件

ファイル名	ファイルサイズ	ダウンロード状況	ダウンロード日付	操作
XXXXXXXXファイル5.csv	1,234,567,890byte	済	2011年12月25日 12時00分00秒	ダウンロード
XXXXXXXXファイル4.csv	1,234,567,890byte	未済		ダウンロード
XXXXXXXXファイル3.csv	1,234,567,890byte	済	2011年12月24日 9時00分00秒	ダウンロード
XXXXXXXXファイル2.csv	1,234,567,890byte	未済		ダウンロード
XXXXXXXXファイル1.csv	1,234,567,890byte	済	2011年12月11日 20時07分00秒	ダウンロード

戻る

米国のビジネスレジスターについて 法政大学 菅 幹雄

1. 行政記録情報の統計への活用

今日、行政記録情報を統計に活用することが欧米諸国では広く行われている。行政記録情報を活用する最大の長所とは、第一に追加的な報告者負担なしに情報が入手できることである。統計情報へのニーズが増大する一方で、報告者負担が大きな問題となっている今日、このことは行政記録情報を統計目的に活用する有力な動機となっている。第二に申請しないとそもそも事業活動ができないか、無申告について厳しい罰則がある行政記録は、特定の集団をほぼ完全にカバーしていることである。これは母集団名簿に打ってつけな特徴であり、そもそも行政記録の活用は母集団名簿の作成のために始まったものである。なお統計調査にも非回答に対して罰則はあるが、実際に適用されることはまずない。

行政記録情報にも短所はある。第一に統計調査が行政記録情報に依存することは、統計調査のあり方を、(統計作成を特に念頭においていない) 行政記録が制約してしまう恐れがある。例えば行政記録情報で統計調査を代替する場合、変数の定義は行政記録情報のそれを援用することになるが、それが分析上の視点から見ても最適であるという保証はない。第二に行政にとって必要でない情報はそもそも収録されていないので、そもそも全て情報を行政記録情報に代替するわけにはいかない。第三に行政システムが変更されると、それに応じて行政記録の単位や申請・申告書様式が変更されたり、場合によっては制度そのものが廃止されたりして、データに断層が生じる可能性がある。第四に行政記録情報の秘密の保持は、税務情報を格納している場合は特に、最高水準の配慮が必要になるが、これは利用上の大きな制約になる。

このような行政記録情報の長所と短所を秤にかけて、行政記録情報をどの程度、統計目的に活用すべきかを考えることになるが、こと事業所・企業に関する行政記録情報については、長所が短所を大きく上回るというのが欧米諸国の共通の見解であり、行政記録情報を活用してビジネスレジスターを構築・維持することは常識となっている。米国センサス局では内国歳入庁 (Internal Revenue Service: IRS)、社会保障庁 (Social Security Administration: SSA)、労働統計局 (Bureau of Labor Statistics: BLS) の3公的機関から行政記録情報が提供されており、それをビジネスレジスターのメンテナンスに用いている。

ただし、行政記録情報はそのままでは統計には使えず、追加的な情報の収集及び整理が必要になる。欧米諸国では1970年代から、行政記録情報を統計に活用するための技術開発を行ってきたが、体系的に整理されビジネスレジスターという形で結実するのが1990年代の後半である。我が国はその間、行政記録情報の活用は進まず、国際的な流れに取り残されてしまった。2011年現在、その遅れを取り戻すべく、ビジネスレジスターの構築がなされている最中である。

2. 行政記録の単位、統計単位、企業

一般に行政記録の単位は統計調査を行う単位である統計単位と必ずしも一致しない。そのため、行政記録情報はそのままでは統計調査に用いることはできない。そこで行政記録の単位と統計単位の間を整理しなければいけないが、そのためには企業組織構造の把握が必要になる。その方法には企業組織についての統計調査を行う方法と、電話等による照会・確認作業、すなわちプロファイリング (profiling) によるものなどがある。

米国の場合、行政記録の単位は雇用主識別番号 (EIN) である。EIN は実質的に法人の納税者番号としても用いられているが、EIN は企業とも事業所とも 1 対 1 対応するとは限らない (図 1)。ちなみに米国センサス局では同一所有下にある事業所をグループ化し、そのグループの中に事業所が 1 つある場合をシングル・ユニット (single unit)、複数の場合をマルチ・ユニット (multi unit) と呼ぶ。図 1 は複雑なマルチ・ユニットのケースである。

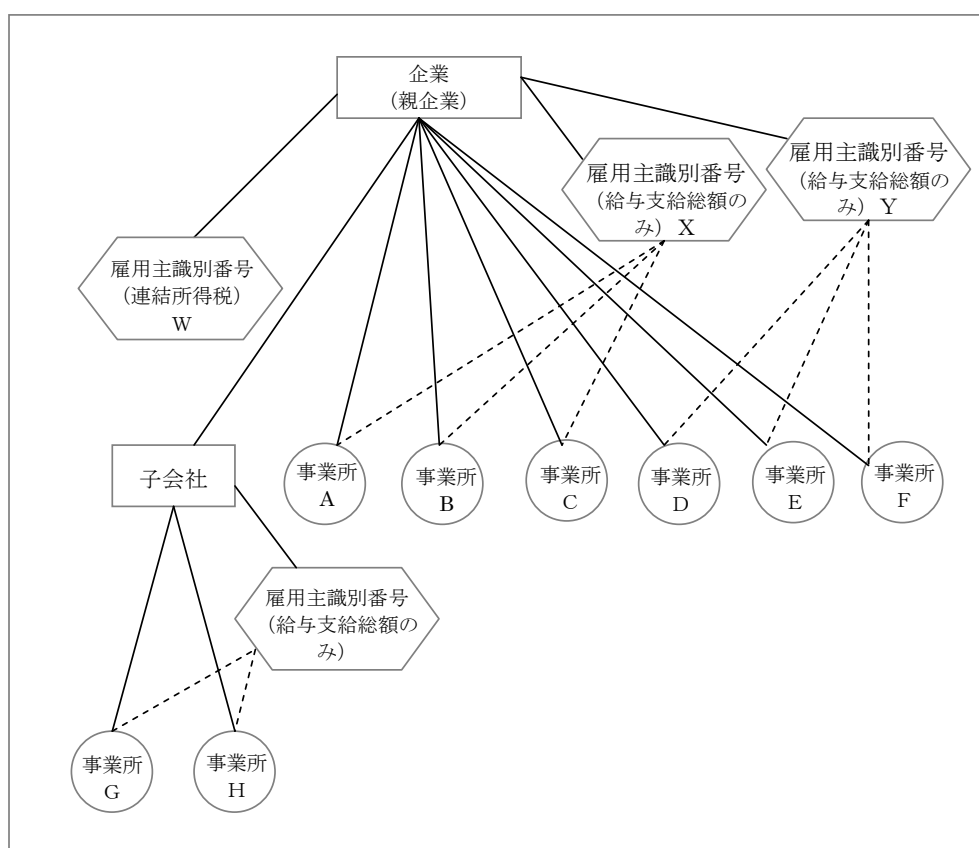


図1 雇用主識別番号と企業・事業所の関係

ビジネスレジスターの事業所・企業の母集団の概略 (表 1) を見ると、企業数合計 2,218 万社のうち非雇用主が 1,653 万社、シングル・ユニットが 547 万社であり、マルチ・ユニットは 18 万社に過ぎない。調査負担が企業数に比例すると考えれば、非雇用主と小規模なシングル・ユニットを行政記録情報で代替すれば、大きく負担を軽減できることが分かる。

また、マルチ・ユニットの EIN 数は 31 万であり、企業数を上回っており、EIN と企業が 1 対 1 の関係にないことを確認できる。

表 1 ビジネスレジスターの事業所・企業の母集団の概略 (2000 年)

	稼働中の企業数	稼働中の雇用主識別番号(EIN)数	稼働中の事業所数	雇用者数 (3 月中旬)
合計	22,182,499	-	23,600,003	114,064,976
雇用主 (Employer)	5,652,544	5,779,683	7,070,048	114,064,976
マルチユニット (MU)	181,223	308,362	1,598,727	65,087,208
シングルユニット (SU)	5,471,321	5,471,321	5,471,321	48,977,768
非雇用主(Non employer)	16,529,955	-	16,529,955	0

(出所) 菅・宮川 (2008), p.80

また事業所の情報 (所在地、連絡先、存否、雇用者数、売上高) は行政記録からは得られない。さらにマルチ・ユニットについては、そのグループの本社に調査票を一括して送る「本社一括調査」を行っている。そのため、企業と事業所と EIN の間の相互関係、すなわち企業組織構造を把握することは統計調査上、不可欠な作業である。そのため米国センサス局は企業組織調査 (Company Organization Survey: COS) を実施している。

ところで、米国のマルチ・ユニットとは国際的に見れば何なのであろうか。国連統計部は統計単位を活動数 (一つ以上、ほぼ一つ、純粋に一つのみ) と区画数 (一カ所以上、一カ所のみ) で分類している (表 1)。表 1 によれば活動が一つ以上あり、かつ区画が一カ所以上ある単位に、「企業」(Enterprise)、「制度単位」(Institutional unit)、「企業集団」(Enterprise group) の三種類の単位がある。「企業」(Enterprise) とは意思決定の単位であり、「法人」(Legal unit) とは異なる。我が国では「企業」と「法人」を区別していないが、国際的には区別されている。「制度単位」とは経済取引を行う主体のことであり、個人、世帯、法人、社会単位 (social unit) などが含まれ、国民経済計算の中核単位である。「企業集団」(Enterprise group) とは同一所有下にある「企業」(Enterprise) の集団のことであり、「米国のマルチ・ユニット」はこれに該当する。多くの国々は「企業」(Enterprise) を統計単位として設定するには苦勞して、「法人」あるいは「企業集団」をその代わりにの統計単位として採用しており、米国は後者の方だということになる。

ちなみに活動が一つ以上あり、かつ区画が一カ所の単位はローカル・ユニット (Local unit) と呼ぶ。活動がほぼ一つ (1 つの活動がその単位の活動の大半を占めている) であり、かつ区画が一カ所以上の単位を KAU (Kind-of-Activity Unit) と呼び、活動がほぼ一つであり、かつ区画が一カ所の単位をエスタブリッシュメント (Establishment) あるいはローカル KAU (Local KAU) と呼ぶ。要するに“local” (ローカル) とつく「区画が一カ所」であることを示す。米国の“Establishment”は国際的に見ればローカル KAU (Local KAU) であり、我が国の「事業所」はローカル・ユニット (Local unit) である。

表2 国連統計部による統計単位の分類

活動数	区画数	一カ所以上 One or more locations	一カ所 One single location
1つ以上の活動 One or more activities		Enterprise group Enterprise Institutional unit	Local unit
ほぼ一つの活動 Near one single activity		Kind-of-Activity Unit (KAU)	Establishment (local KAU)
一つの活動 One single activity		Unit of Homogeneous Production (UHP)	Local UHP

(出所) UNSD(2007), p.15 Table 1. 日本語の箇所は筆者による。

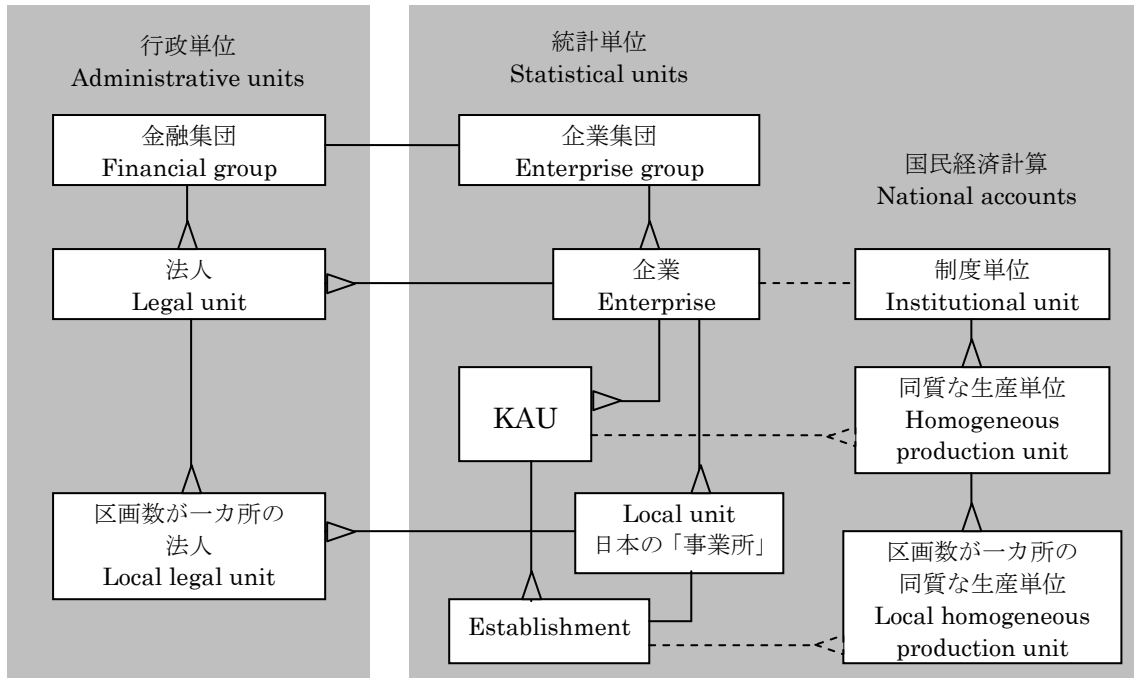


図2 国連統計部による統計単位と行政単位、国民経済計算の単位との対応関係

(出所) UNSD(2007), p.16, Diagram 1. 日本語の箇所は筆者による。

注) 三角は1対多の主体が対応しうすることを示す。

3. 企業組織構造の把握

企業組織調査 (COS) はマルチ・ユニットに対し、その傘下の事業所 (Establishment) について、雇用主識別番号 (EIN) 等の情報を確認・収集する調査であり、1974 年より実施されている。調査内容は西暦年末尾が 2 と 7 のセンサス年と非センサス年で異なっており、センサス年には経済センサスの中で同様の調査が実施されるため、企業組織調査としては経済センサスの対象範囲内の子会社と事業所についてのみ調査している。非センサス年の調査については、雇用者数 250 人以上のマルチ・ユニットを全て調査しているほかに、

より小規模な企業についても標本抽出して調査を行っている。また、2005年からはシングル・ユニットの一部も調査対象にしている。ちなみに2004年調査では42,000企業に調査票を郵送していた。

2009年の企業組織調査の調査票の様式NC-99002（以前に確認された事業所の調査票）の一部を抜き取ったものが図3である。これを見るとまず、左の欄で雇用主識別番号（EIN）の項目があり、これによって事業所とEINをつないでいる。また北米産業分類システム（NAICS）コード及び主要活動の記入項目があり、これで産業分類を確認している。そして事業所の所在地の記入項目があるから、これで事業所の名簿が作成できる。次に真ん中の欄に事業所単位で雇用者数、給与支給総額を記入する項目があり、これで事業所の規模が分かる（行政記録情報では事業所の規模は分からない）。最後に右の欄で活動状況を把握している。この調査票の様式はビジネスレジスターの維持のために、どのような情報が必要であるかをよく表している。

当該企業の事業所と子会社 (もしあれば店舗・施設数を追加し、 間違いや記入漏れを修正すること)			2009年の雇用と給与			2009年末の操業状態 (ひとつのボックスを選んで×を記入すること)		
(a)			(b)			(c)		
行番号	EIN	NAICS	2009			<input type="checkbox"/> 操業中 <input type="checkbox"/> 閉鎖中 <input type="checkbox"/> 他社に売却 またはリース中	<input type="checkbox"/> 一時休業または 季節的休業	
主要活動			3月12日を含む給与支給期間の雇用者数				正確な日付を記入	月
名称			第1四半期の給与支給総額 (1月-3月)			上記に日付を記入し、 下記に新所有者・経営者の名前や 住所を記入すること		
第二名称	店舗・施設数		\$ 億	100万	1000	新所有者・経営者名		
物理的な所在地(番地, 通り)			年間給与支給総額			所在地(番地, 通り, P.O.ボックス等)		
			\$ 億	100万	1000			
市, 町, 村, その他	州	郵便番号				市, 町, 村, その他	州	郵便番号
						<input type="checkbox"/> その他 具体的に記入 →		

図3 様式NC-99002（以前に確認された事業所の調査票）の一部

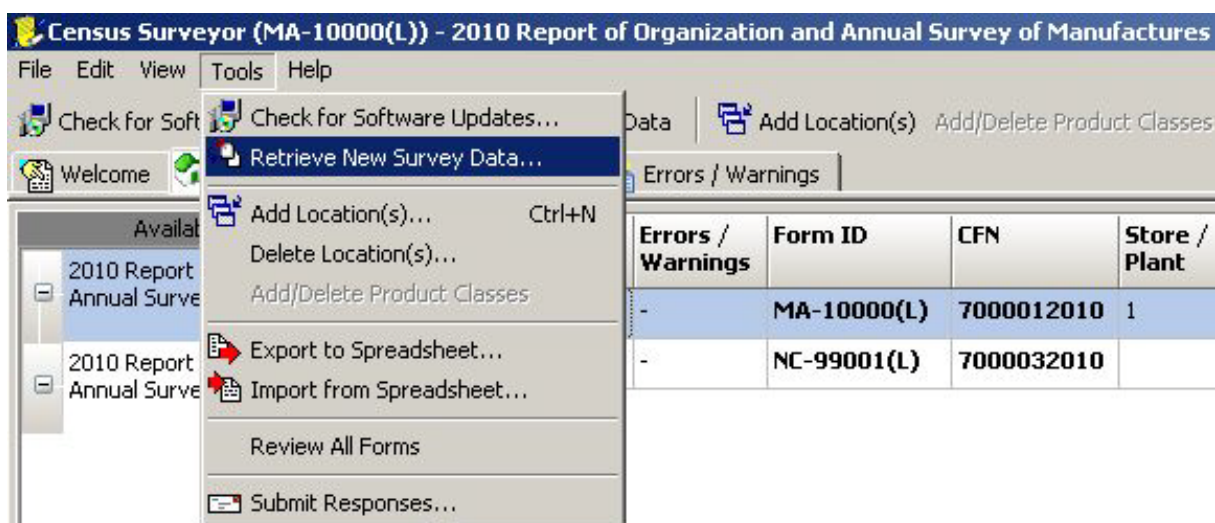
4. 企業組織調査の電子媒体での提出

企業組織調査において報告者は傘下の子会社・事業所に関する情報を全て報告しなければならない。これは大変な報告者負担になりかねないので、ビジネスレジスターに記載されている情報をプレプリントし、それを訂正、追加するかたちで調査が行われている。だが、傘下の子会社および事業所数が多い大企業については調査票の枚数が膨大になる。その負担感は大きく、それを軽減するため電子媒体で提出するシステムが提供されている。

米国センサス局では、報告者による電子媒体での調査票の提出が可能なシステムを構築している。システムには2種類あり、一つは“Centurion”と呼ばれ、インターネット上で

調査項目に入力、提出するものである。もう一つは“Census Surveyor”と呼ばれ、インターネットからソフトをダウンロードし、そのソフトの中で調査項目に記入し、ファイルをネットあるいは郵送で提出するものである。

以下では、後者の方法で年次工業調査（ASM）の調査項目に入力する手続きを説明するが、年次工業調査（ASM）では、その中で企業組織調査が行われるので、これを見れば企業組織調査の電子媒体での提出がどのように行われるか分かる。まず「センサス・サーベイヤ」 というシステム（Census Surveyor）に入り、新しい調査を検索（retrieve）する。調査票の様式番号（Form ID）の中に NC-99001(L) というのがあるが、これが企業組織調査の調査票である。なお、企業組織調査の電子媒体での提出は 40% を超えている。



これを選択すると調査の名称（「2010年企業組織調査および・あるいは年次工業調査」、2010 Report of Organization and/or Annual Survey of Manufactures）が表示されるとともに、ユーザー番号（User ID）、パスワード（Pass word）の入力欄が現れる。報告者の識別が重要なのは、入力においてプレプリントとなっている項目があるからである。

Retrieve New Survey Data

Provide Login Information

Make sure that your computer is connected to the Internet.

Passwords are case sensitive.

Survey: 2010 Report of Organization and/or Annual Survey of Manufactures

User ID: ID

Password: *****

Help Ok Cancel

ユーザー番号とパスワードを入力すると調査項目の入力が可能になる。最初に現れるのは表紙である。書かれているのは「このアプリケーションの利用」(Using the Applications)、「アシスタンス」(Assistance)、「提出期日」(Due Date) などである。

Census Surveyor (MA-10000(L)) - 2010 Report of Organization and Annual Survey of Manufactures

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Economic and Statistics Administration
U.S. CENSUS BUREAU

2010 REPORT OF ORGANIZATION AND ANNUAL SURVEY OF MANUFACTURES

Welcome to the 2010 Electronic Reporting Software

Using the Application:

Suggested reporting options can be found on [Reporting Guidance](#).

Information about new and key software features can be found on the [Tip Sheet](#).

A listing of all forms to be filed can be found by clicking the Inbox tab. Double-click a form in the Inbox to open that particular form, and then use the Item List on the left side of the screen or the Next Item and Previous Item buttons located in the bottom right corner to navigate through that form.

You can click on the Form tab to view a selected location in a form image. You can also click on the Workbook tab to view your data in a spreadsheet format.

For additional information regarding exporting, importing, or other software functionality, refer to the [Help File](#).

Assistance:

Visit www.census.gov/econhelp.

For general inquiries, call 1-800-233-8136, Monday - Friday between 7:30 a.m. and 4:00 p.m., Eastern time.

For technical assistance regarding the software, call 1-800-838-2640.

For additional information regarding the asterisk (*) in the MA-10000(L) and MA-10000(S) Item 22 Products and Services Descriptions, see www.census.gov/manufacturing/asry/asrprod/productclass.asp?item.

Due Date:

Complete and submit your electronic form(s) **30 Days After Receipt**.

YOUR RESPONSE IS REQUIRED BY LAW. Title 13, United States Code, requires businesses and other organizations that receive paper and/or electronic questionnaires to answer the questions and submit the report(s) to the U.S. Census Bureau. By the same law, **YOUR CENSUS REPORT IS CONFIDENTIAL.** It may be seen only by persons sworn to uphold the confidentiality of Census Bureau information and may be used only for statistical purposes. Further, copies retained in respondents' files are immune from legal process.

調査項目への入力方法は3種類あり、ひとつは「インボックス」(Inbox) と呼ばれるもので、項目に入力する方式である。次の図では、表頭の項目が左から「状態」(Status)、「エラー・警告」(Errors/Warnings)、「調査票の様式番号」(Form ID)、「センサス局管

理番号」(CFN)、「店舗・工場」(Store/Plant)、「名称」(Name)、「第二名称」(Name 2)、「所在地」(Address)、「市」(City)、「州」(ST)、「郵便番号」(ZIP)、「雇用主識別番号」(EIN)、「産業分類」(NAICS)となっている。これらはビジネスレジスターの情報によりプレプリントになっており、報告者はこれらの情報を見て修正すればよい。

The screenshot shows the 'Census Surveyor' application window. The main area displays a table with the following columns: Status, Errors / Warnings, Form ID, CFN, Store / Plant, Name, Name 2, Address, City, ST, ZIP, EIN, and NAICS. The table contains 8 rows of test data. The 'Form ID' and 'CFN' columns are greyed out, indicating they are pre-filled and not editable.

Status	Errors / Warnings	Form ID	CFN	Store / Plant	Name	Name 2	Address	City	ST	ZIP	EIN	NAICS
Not Started	-	MA-10000(L)	7000012010	1	Test Example 1		Street Address 1	Cincinnati	OH	45242	123456789	
Not Started	-	MA-10000(S)	7000022010	2	Test Example 2		Street Address 2	Arlington	VA	22201	123456789	
Not Started	-	NC-99001(L)	7000032010		Test Example 3		Street Address 3	Pierre	SD	57501		
Not Started	-	NC-99001(S)	7000072010		Test Example 7		Street Address 7	Cincinnati	OH	45242		
Not Started	-	NC-99530	7000082010	8	Test Example 8		Street Address 8	Arlington	VA	22201	123456789	
Not Started	-	NC-99007	7000182010	18	Test Example 18		Street Address 18	Arlington	VA	22201	123456789	

2番目の入力方法は「フォーム」(Form)と呼ばれるもので、紙媒体の調査票の様式と同じものが示され、その白い空欄が入力可能となっているものである。次の図では「名称」(Name)、「第二名称」(Name 2)、「通り」(Street)、「市」(City)、「州」(State)、「郵便番号」(ZIP Code)、「雇用主識別番号」(EIN)がそれに該当する。「センサス局管理番号」(CFN)の欄は灰色になっており入力できないようになっている。

The screenshot shows the '2010 Report of Organization and Annual Survey of Manufactures' software interface. The main window displays a form for 'Test Example 1' with the following fields:

- Name 1: Test Example 1
- Name 2: [Empty]
- Street: Street Address 1
- City: Cincinnati
- State: OH
- ZIP Code: 45242
- EIN: 123456789
- Store/Plant: II
- CFN: 7000012010

The form is titled '2010 ANNUAL SURVEY OF MANUFACTURES' and includes the U.S. Department of Commerce logo. The sidebar on the left lists various survey items, and the 'Review Panel' at the bottom shows a table with columns for Kind, Item #, and Explanation.

もう一つの例を示す。次の図は年次工業調査 (ASM) の調査項目 22「出売上高、出荷額、収入額の詳細」である。記入欄の表頭は順に「商品分類番号」(Product Class Code)、「商品・サービス」(Products and Services)、「2010 年価額」(2010 Value)、「2009 年価額」(2009 Value) となっている。次の図の例では商品分類番号 311114、商品名称「ねこのえさ」(Cat Food) から記入欄から始まっている。ちなみに 2009 年の値はプレプリントであるが、これは報告者が修正することができる。

Census Surveyor (MA-10000(L)) - 2010 Report of Organization and Annual Survey of Manufactures

File Edit View Tools Help

Check for Software Updates Retrieve New Survey Data Add Location(s) Add/Delete Products and Services Export to Spreadsheet Import from Spreadsheet Review All Forms Submit Responses Exit

Welcome Inbox Form Workbook Errors / Warnings

Item List

Establishment Panel

Mailing Address
Reporting Unit Definition
1 Employer Identification Number
2 Physical Location
3 Operational Status
4 Months in Operation
Dollar Reporting Instructions
5 Sales, Shipments, Receipts, or Revenue
6 E-Shipments
7 Employment and Payroll
8 Not Applicable
9 Value of Inventories
10 Inventories by Valuation Method
11 Inventories outside of the United States
12 Not Applicable
13 Capital Expenditures
14 Rental Payments
15 Not Applicable
16 Selected Expenses and Depreciation
17-21 Not Applicable
22 Detail of Sales, Shipments, Receipts
23-29 Not Applicable
Remarks

Test Example 1
Street Address 1
Cincinnati, OH 45242

MA-10000(L) 2010 ANNUAL SURVEY OF MANUFACTURES

22 DETAIL OF SALES, SHIPMENTS, RECEIPTS, OR REVENUE

If you cannot locate the description of any products that you produce, please add your products through the "Add Products and Services" button below. Report separately for each major kind of product. Include the value of products exported and interplant transfers in the appropriate product line(s). They should also be reported separately in Item 5. Report separately under Product Class code 9998900 sales of products bought and sold without further manufacture, processing, or assembly.

An asterisk (*) at the end of a description denotes a comparability with products collected on a Current Industrial Report (CIR) questionnaire. To determine the applicable CIR, go to www.census.gov/manufacturing/asmt/asmtprod/class.cfm to view the CIR Product Class Comparability page. For item code references, see paragraph on "Comparability" in Part C of the respective CIR instruction manual.

Enter TOTAL value of shipments under code 7700000.

Note: **Prelisted products and services cannot be deleted** Report in Thousands

Product Class Code	Products and Services	2010 Value	2009 Value
3111114	Cat food		1234
311119P	Other prepared animal feeds, including feeding materials and		2345
311119R	Specialty feeds		3456
3112117	Corn mill products		4567
9300000	Contract work - Receipts for work done for others on their materials		
9998900	Resales - Sales of products bought and sold without further manufacture, processing, or assembly [The cost of such items should be reported in item 16.]		
9998000	Miscellaneous receipts [including receipts for repair work, scrap, refuse, etc.]		

Delete Selected Add Products and Services... Calculate Total

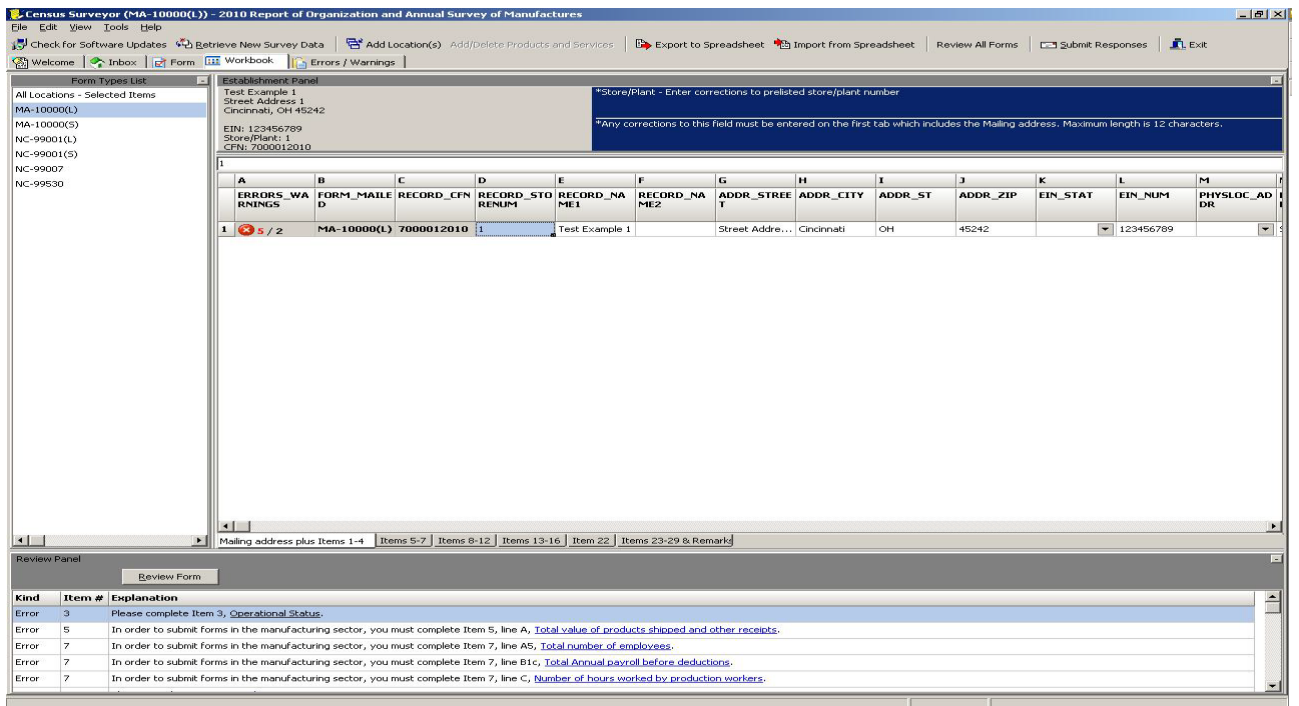
23-29 Not Applicable

Review Panel

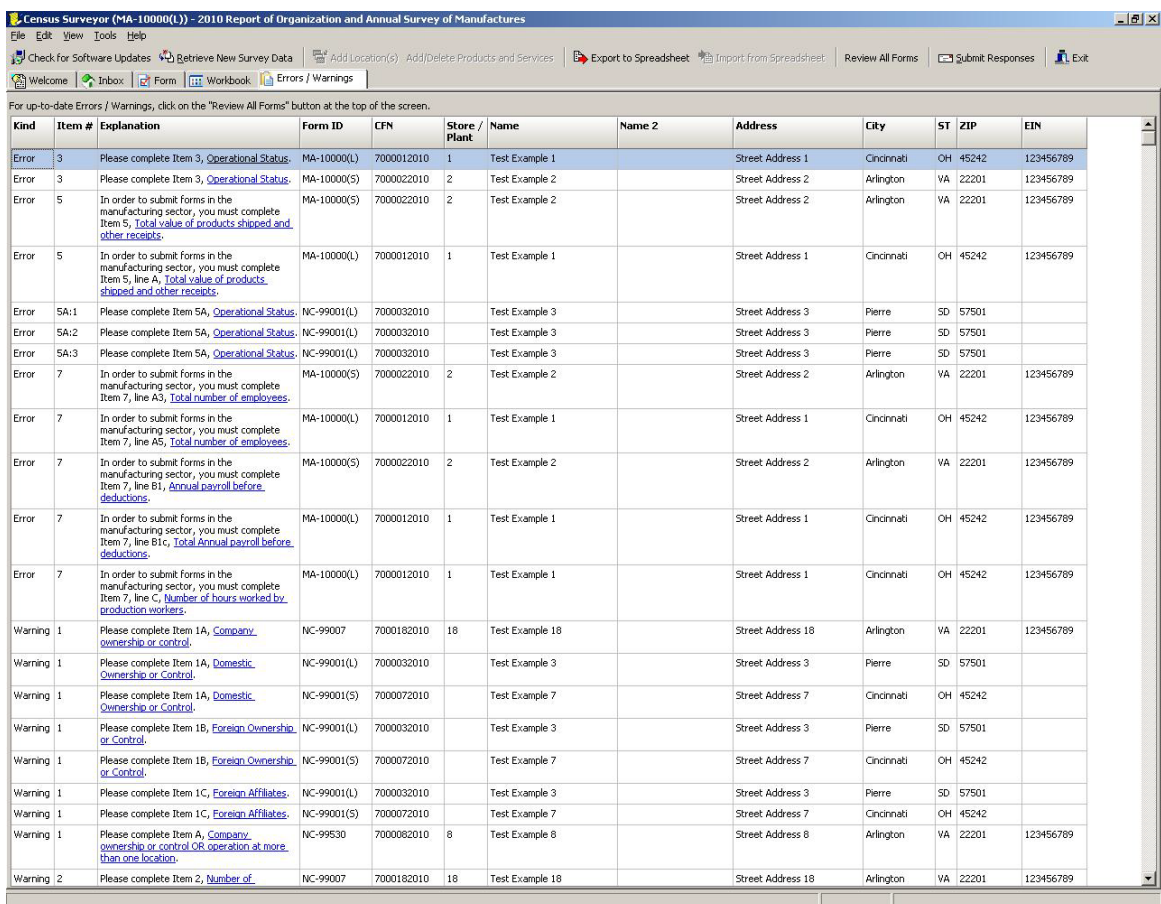
Review Form

Kind	Item #	Explanation
Error	3	Please complete Item 3, Operational Status .
Error	5	In order to submit forms in the manufacturing sector, you must complete Item 5, line A, Total value of products shipped and other receipts .
Error	7	In order to submit forms in the manufacturing sector, you must complete Item 7, line A5, Total number of employees .

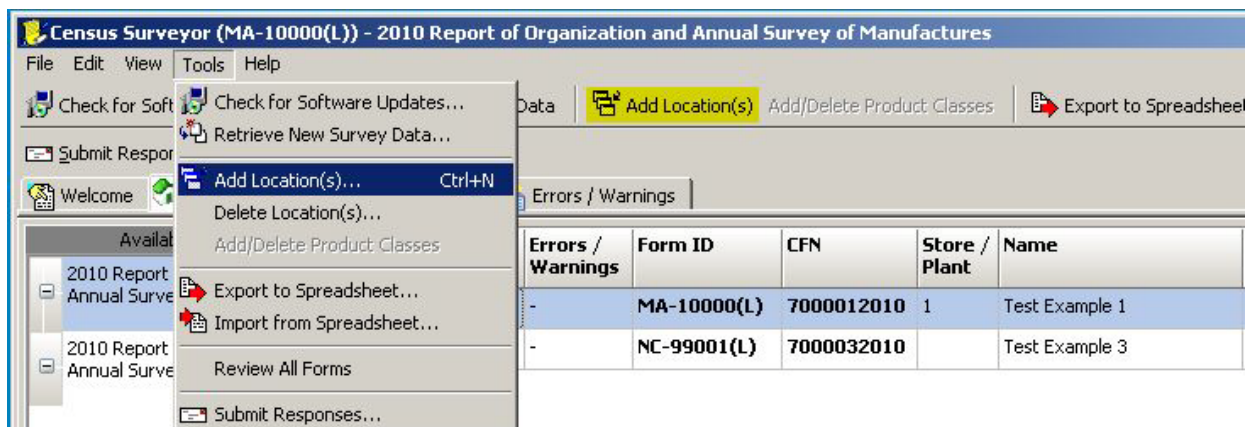
3番目は「ワークブック」(Workbook)と呼ばれるもので、エクセルのような表形式のファイルをダウンロードし、そのファイルに入力した上でアップロードできるものとなっている。ファイルの列の項目は「エラー・警告」(ERRORS_WARNINGS)、調査票様式(FORM_MAILED)、「センサス局管理番号」(RECORD_CFN)、「店舗番号」(RECORD_STORENUM)、「名称1」(RECORD_NAME1)、「名称2」(RECORD_NAME2)、「通り」(ADDR_STREET)、「市」(ADDR_CITY)、「州」(ADDR_ST)、「郵便番号」(ADDR_ZIP)、「雇用主識別番号」(EIN_NUM)となっている。



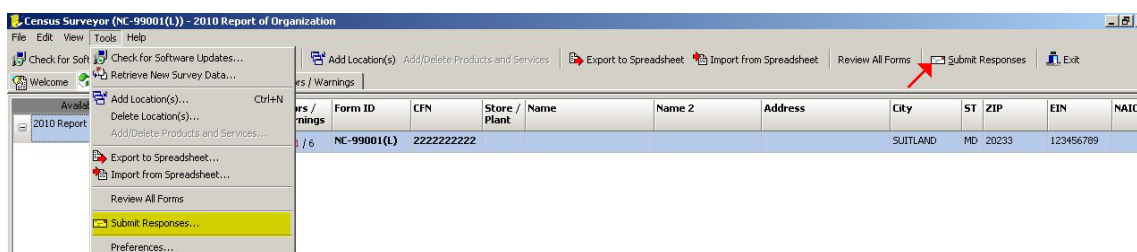
このソフトの特徴はエラーや警告が詳しく表示されることである。これによってソフトの段階で記入上の誤りや、記入漏れがチェックできるので、提出後の審査が楽になる。



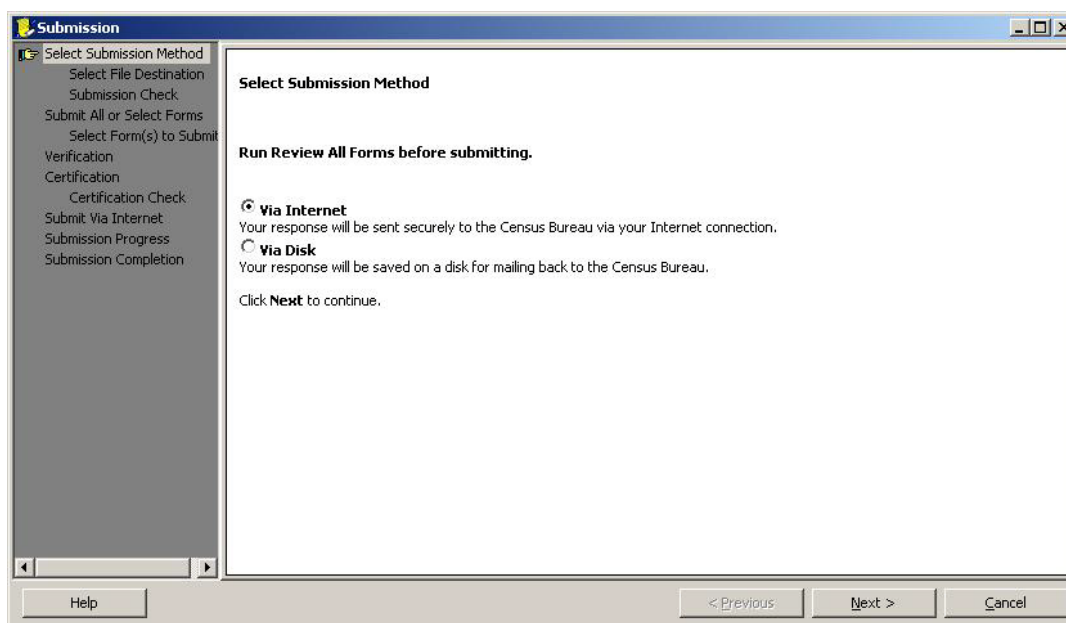
ビジネスレジスター上に存在する事業所はプレプリントで示されるが、もしも、それがない事業所、すなわちビジネスレジスターに漏れている事業所があった場合は、それを追加 (Add Locations) することができる。



入力が終わったら「回答を提出」 (Submit Response) する。



提出方法の選択では「インターネット」 (Via Internet) と「ディスク」 (Via Disk) の2種類が選択可能である。これはインターネットで提出した場合に、秘密がネット上で漏れることを嫌う企業に配慮しているためである。



このシステムの特徴は、エラーや警告のチェックが即座になされ、それらが全てなくならないとファイルを出力して提出できないことである。次の図では赤い○に×印がエラーあり、黄色い△に！印が警告のみの調査票であることを示している。

Submission

- Select Submission Method
- Select File Destination
- Submission Check
- Submit All or Select Forms
- Select Form(s) to Submit
- Verification
- Certification
- Certification Check
- Submit Via Internet
- Submission Progress
- Submission Completion

Verification

The following forms contain Errors / Warnings:

Status	Errors / Warnings	Form ID	CFN	Store / Plant	Name	Name 2	Adc
In Progress	5 / 2	MA-10000(L)	7000012010	1	Test Example 1		Stre
In Progress	4 / 1	MA-10000(S)	7000022010	2	Test Example 2		Stre
In Progress	3 / 6	NC-99001(L)	7000032010		Test Example 3		Stre
In Progress	0 / 6	NC-99001(S)	7000072010		Test Example 7		Stre
In Progress	0 / 1	NC-99530	7000082010	8	Test Example 8		Stre
In Progress	0 / 2	NC-99007	7000182010	18	Test Example 18		Stre

Click **Cancel** to stop the submission, correct the Errors, and review the Warnings. If all Warnings have been reviewed and the information reported is correct, click **Next** to submit the forms without Errors. Forms with Errors cannot be submitted.

Print

Help < Previous Next > Cancel

最後に確認が行われる。「この報告は暦年単位になっているか」(is the time period covered by this report a calendar year) という質問や、連絡担当者の氏名 (name of person to contact regarding this report)、職位 (Title)、電話番号、ファックス番号、eメール・アドレス、報告日を記入する欄がある。

Submission

- Select Submission Method
- Select File Destination
- Submission Check
- Submit All or Select Forms
- Select Form(s) to Submit
- Verification
- Certification
- Certification Check
- Submit Via Internet
- Submission Progress
- Submission Completion

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Economics and Statistics Administration
U.S. CENSUS BUREAU

2010 SUBMISSION CERTIFICATION
(This information will be applied to all submitted forms.)

This report is substantially accurate and was prepared in accordance with the instructions.

Is the time period covered by this report a calendar year?

Yes

No - Enter time period covered

From: MMYYYY To: MMYYYY

Name of person to contact regarding this report: _____ Title: _____

Telephone: Area code: _____ Number: _____ Extension: _____ Fax: Area code: _____ Number: _____

Internet e-mail address: _____ Date completed: MMDDYYYY

For Census use only:

7000002010 X7000002.010

Test Example 0

TEST STREET 0

NEW ALBANY IN 47150

Help < Previous Next > Cancel

フィンランドのビジネス・レジスター

森 博美

はじめに

1980年代から2000年代初頭にかけて、海外の政府統計機関ではビジネス・レジスターが、センサスに代わって、企業や事業所といった経済単位を調査対象とする統計調査のための母集団情報を提供する調査基盤情報として整備される。現在ではビジネス・レジスターは、多くの途上国も含めて、標本抽出のためのフレームとして本格稼働している。一方、わが国では、2007年の改正統計法(法律第53号)の第27条に「事業所母集団データベースの整備」が盛り込まれたことを契機に、ビジネス・レジスターの整備に向けての取り組みがようやく開始されたところである。

筆者がビジネス・レジスターの研究に取り組むようになったのは、イギリスの国家統計局(ONS)がその整備に取り組んできたIDBR(Inter-departmental Business Register)の存在を2000年代初頭に知ったことがその契機となっている。なお、IDBRの構造や機能については、法政大学日本統計研究所の『統計研究参考資料』No.86、2004年10月で詳しく紹介した。イギリスのIDBRを皮切りに、フランスのSIRENE(Les sources statistiques sur les entreprises)、オランダのビジネス・レジスターなどいくつかの国について、ビジネス・レジスターの整備状況、その構造や機能に関する文献研究や各国政府統計機関での担当者から直接聞き取りによる調査を実施してきた。

その過程でまず明らかになったことは、各国のビジネス・レジスターが共通して、(a)行政情報を主たる情報源としてビジネス・レジスターが整備されており、(b)それから得られる企業や事業所といった統計単位について、独自調査あるいは電話照会、ウェブや新聞等のメディア閲覧という手段によってその現状確認(これはプロファイリング(profiling)と呼ばれている)が行われ、(c)このような作業を経て母集団情報が経常的に更新され、(d)構築されたデータベースが標本調査のフレーム情報として活用されているという事実であった。これらはいずれも、統計調査に基づく統計作成といったこれまでの政府統計の在り方から捉えた場合、従来は見られなかった全く新たなタイプの統計業務である。

その一方で、各国のビジネス・レジスターの多様性もまた明らかになった。それは、各国の統計をとりまく実情の相違の反映でもある。それには、集中型・分散型といった国の統計機構の在り方だけでなく、その国の経済規模の大小、政府統計の作成にあたっての統計調査への依存度の違いなど様々な要因が関係している。好むと好まざるとにかかわらず、統計制度の存在形態がその国のいわば統計的風土によって制約される。その意味では、これからわが国で構築されることになるビジネス・レジスターも、自ずと日本型ビジネス・レジスターとならざるを得ないであろう。

わが国において持続可能な形でのビジネス・レジスターのシステム設計を行う場合、利用可能な行政情報とその情報特性、調査環境、秘密保護に対する国民の意識など、それはわが国固有の統計を取り巻く諸条件を踏まえたものでなければならない。そこでは、海外の事例はあくまでも参考情報に過ぎない。とはいえ、各国でどのような背景の下に特徴的なシステム設計が行われているかといった点に関する多様な知見は、これから具体的にシステム設計に取り組む際の有益な参考情報としての意義を持っている。

筆者は、2011年9月にフィンランド統計局において、同国のビジネス・レジスターに関するインタビュー調査を実施した。周知のように、フィンランドは、レジスター・ベースの統計システムを持つ北欧諸国に属する。その点では、今日なお統計調査が政府統計作成における主要な情報源となっ

ているわが国とはいわば対極に位置する。また、人口約 540 万人、法人数も約 32 万と経済規模もわが国とは大きく異なる。

今回、フィンランドを調査の対象国として選定したのは、次のような事情からである。これまで筆者自ら行った調査から、イギリス、フランス、それにオランダのビジネス・レジスターの相互の位置関係がおぼろげながら浮かび上がってきた。そこでは、イギリスと比較すればフランスが、さらにこれら 3か国のビジネス・レジスターの中ではオランダのそれが、行政情報の統計への活用という点で最も環境が法制度的に整備されているように思われる。オランダ人がバイキングを祖先に持つこととこのようなビジネス・レジスターの特性とを直結させるのはいかにも短絡であろう。しかし、多様な各国のビジネス・レジスターの全体的位置づけを与えるためには、オランダのビジネス・レジスターの構造や機能の中に垣間見ることのできるレジスターを基礎にした統計システムにおけるその特徴を、一方の典型としておさえておくことが、その全体像を描く際に重要であると思われる。

北欧諸国は、今日、レジスター・ベースの統計システムを持つ国として、統計の世界の中で独特な位置を占めている。そのような国でビジネス・レジスターがどのように整備され、維持更新され、利用されているかは、他の諸国におけるビジネス・レジスターの特徴を読み取るうえで、有益な比較材料、すなわち、統計調査への依存度が相対的に大きい諸国におけるビジネス・レジスターとの対比的な意味を持つ。今回、フィンランドのビジネス・レジスターを取り上げたのは、このような問題意識からである。もちろん、レジスター・ベースの統計システムとして一括されている北欧諸国においても、それぞれの国情を反映して政府統計は多様な展開をしているものと推察される。この点の検討は今後の課題としたい。

以下本稿では、まず同国におけるビジネス・レジスター整備に至る経緯を紹介し、その作成機構、ビジネス・レジスターの構成と機能、所収の統計単位、維持更新のための情報源とその特徴、収録変数等について述べてみたい。

1. ビジネス・レジスターの整備

本節ではまず、フィンランドにおけるビジネス・レジスターの今日に至る歩みを概観しておく。

フィンランドでは、1952 年に最初の経済センサスが実施された。しかし、同国における経済センサスは、1964 年を最後にその後実施されていない。また、1960 年代には、税務当局が取引税登録 (Turnover Tax Register: TTR) の整備に着手し、1968 年にはすでにビジネス・レジスターが作成されている。なお、当初のビジネス・レジスターの更新は 2 年周期とされており、収録の統計単位としては、取引税の徴収単位としての企業あるいは事業所に近い概念とされる地域活動単位 (Local Kind of Activity Units: LKAU) が用いられていた。

1970 年代には、新たに税務当局が提供する月次の賃金登録が、当初、年 2 回の頻度でビジネス・レジスターの更新に利用できるようになった。さらに、税務当局では、1980 年代には、企業の損益勘定の登録を開始した。1984 年からは全ての雇用企業が、また 1989 年からは、経済活動を営む全企業が、ビジネス・レジスターに収録され、更新も年次更新へと改められた。なお、1980 年代後半にはビジネス・レジスターの対象範囲が公的部門にも拡張され、1985 年からは中央政府の諸機関が、また 1990 年からは地方政府の各組織が新たに単位として収録されることになった。また、1995 年には新たに企業集団 (Enterprise Group :EG) がビジネス・レジスターの収録単位として追加された。なお 1991 年には、税務当局によるビジネス ID 法が成立し、それ以降、フィンランド統計局がこの ID 発行の責任を負うこととなった。

フィンランドでは 1995 年に税制が改正され、それまでの取引税 (Turnover Tax) が廃止され、付加価値税 (VAT) が新たに導入された。この税制改正はビジネス・レジスターの作成にも影響を及ぼすことになった。すなわち、最終消費だけでなく企業間で行われる個々の経済取引がインボイスによって把握されることになり、新たに VAT データに基づき月次での取引額を統計的に把握することが可能となった。

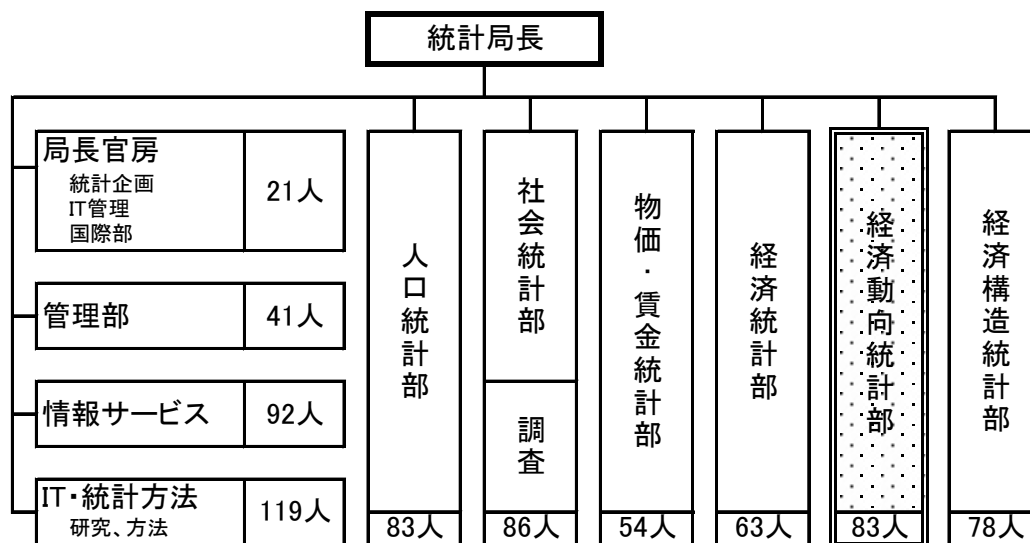
2001 年に税務当局のビジネス ID と特許登記庁 (National Board of Patents and Registration: NBPR) は、企業情報システム (Business Information System: BIS) と呼ばれる共同管理のデータベースを立ち上げ、それまで別々に付与していた ID を統合することによって統一ビジネス番号が導入された。

2. ビジネス・レジスターの作成機構

フィンランドでは現在 18 の政府機関や組織が政府統計を作成している。政府統計作成の中心機関が、フィンランド統計局 (Statistics Finland) である。フィンランド統計局そのものは常勤職員数が 840 人 (調査員を除く) と、わが国の政府統計組織規模と較べれば比較的小規模である。しかし、同国の人口が 500 万人である点を考慮すれば、その相対的な規模は大きいといえる。

図1に示したように、フィンランド統計局は、6つの分野別統計部門と情報サービス、研究部門、それに管理部門等からなっている。

図1 フィンランド統計局の組織構成



[出所] Tuula Viitaharju (2011b) p.7

このうち、ビジネス・レジスターは、製造業、建設業、貿易、サービス、運輸業、観光業関係の統計を所管する経済動向部に属するビジネス・レジスター課 (business register unit: BRU) が、その整備や維持更新の任務を遂行している。(図2参照)

図2 各統計部門が所管する統計

人口統計部	社会統計部	物価・賃金統計部	経済統計部	経済動向部	経済構造統計部
<ul style="list-style-type: none"> ・人口 ・ジェンダー平等 ・人口センサス ・死因 ・雇用 ・司法・犯罪 ・選挙 ・教育 ・建物、住居、居住条件 ・地理情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場 ・所得、消費 ・労働条件 ・文化、生活時間 ・成人教育 ・マスメディア、ICT利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅物価 ・消費者物価 ・国際物価比較 ・賃金・報酬、労働費用 ・生産者価格、費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民経済計算 ・金融統計 ・地方経済統計 ・農林企業財務 ・消費者調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・建設業 ・貿易 ・サービス ・運輸 ・観光 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業財務諸表 ・産業・地域別統計 ・品目別統計 ・サービス貿易 ・科学技術 ・環境 ・エネルギー ・情報社会 ・温室ガス
				ビジネス・レジスター課 (30人)	

[出所] Tuula Viitaharju (2011b) p.8

ビジネス・レジスター課には現在 30 人の常勤職員が配置されている。そのうちの約半数にあたる 10-20 人は、ビジネス・レジスターのために提供あるいは独自に収集したデータのチェック、更新（調査・行政情報のミス等のチェック）業務に従事している。また、5 人の職員が大企業からの情報収集を担当している。企業内の構造把握などビジネス・レジスターに収録される統計単位の現状確認を行うプロファイラーは、現在 3 人に過ぎない。この他にビジネス・レジスター課には、3 人の情報サービス担当官が配置されている。

フィンランド統計局では、ビジネス・レジスターに提供される行政情報の品質は高いという認識がこれまで支配的であったことから、行政情報を含めたプロファイリングの必要性が自覚されるようになったのは比較的最近のことである。このため、数年前から試験的にプロファイリングが行われており、今後その体制が強化される見通しとのことである。なお、各業務への配置人員数は固定的ではなく、業務の閑繁を勘案して弾力的に運用されている。

3. ビジネス・レジスターの概念図

フィンランドのビジネス・レジスターでは、行政機関から提供される行政情報、統計調査を実施することによって得られる調査結果データ、その他民間データプロバイダー事業者等から購入するデータを用いることによって、企業や事業所等の新規開業や廃業、移転などを把握し、その結果がビジネス・レジスターに格納される。このようにして経常的に維持更新されるデータベースは、ビジネス・レジスター作成データベース(Business Register Production Database、以下 PRoDB と略称)と呼ばれている。

PRoDB には、法人や事業所などビジネス・レジスターに収録されている統計単位の ID や所在地情報だけでなく、従業員や売上高規模など種々の変数が格納されている。このため、日常的に維持、更新されるビジネス・レジスターは、様々に利用されている。その詳細については後述するが、その機能は大きく次の二種類に区分される。(a)年次フレームとして統計調査実施のための基盤情

報の提供を行う機能、(b)ビジネス・レジスター統計作成機能、がそれである。

このうち(a)調査実施のための基盤情報の提供に関してビジネス・レジスターは、サンプルフレームとしての機能を持つ。このためにフィンランド統計局では、PRoDBから月次でデータを移管することによって、ビジネス・レジスター・サービス・データベース(Business Register Service Database、以下 SeDB と略称)を作成している。

調査環境の悪化に伴う統計調査による客体把握度の低下は、長期にわたって母集団情報の提供機能を担ってきたセンサスの意義を次第に浸食することになる。このようなセンサスに代わって調査客体となる統計単位をプロファイリングという存否確認によって経常的にその把握を行うビジネス・レジスターは、資本金や従業員さらには売上高規模という統計単位の基本的な属性情報を持つことによって、標本抽出にとって必要な情報を提供することができる。

SeDB は、標本抽出に際しての標本の層別や抽出標本のローテーションといった標本の抽出方法や調査結果の母集団への復元のための乗率といった標本調査に関係する種々の情報だけでなく、絶対尺度としての母集団情報を保有することによって、欠損値や欠損レコードそのものの補定(補完)をも可能にする。またビジネス・レジスターに調査履歴情報を持たせることによって、調査が特定の客体に過度に集中しないように、いわゆる survey holiday 制度の導入によって回答負担を平準化することもできる。

ビジネス・レジスターは、種々の調査データ、行政データを個体(マイクロ)ベースでデータ統合したデータベースでもある。それは、企業や事業所といった経済単位の活動を捉える構造統計や速報統計作成のための情報源としても有効である。かつてのような周期的に実施されるセンサス結果に基づく母集団名簿の整備と異なり、ビジネス・レジスターは、日常的に維持更新される。さらにそれはいわゆる縦断型の母集団情報を提供することから、企業の新規開業や企業分割・統合、あるいは休廃業といったビジネスの動態面の把握に有効である。

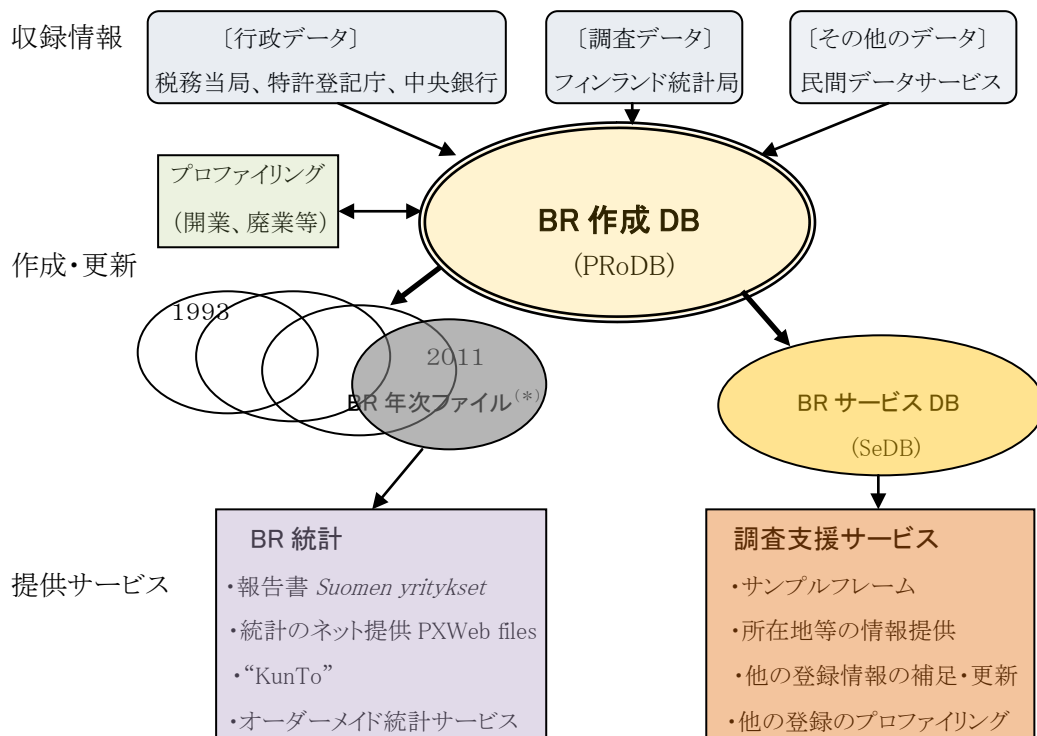
ビジネス・レジスターが保有する情報に基づいて作成される統計は一般にビジネス・レジスター統計と呼ばれるが、ビジネス・レジスター統計の作成のためにフィンランド統計局では、PRoDB から年次ファイルを作成している。なお、財務諸表情報の提供に時間を要することから、ビジネス・レジスターの年次更新は10月末現在で行われている。

ビジネス・レジスターの年次ファイルは『統計年鑑(Suomen yritykset)』の編纂に用いられている。また、この他にも、ビジネス・レジスターが保有するデータに基づいて、四半期、さらには月次の速報統計が作成され、提供されている。

近年、EU 域内の厳しい雇用情勢の中で、雇用創出という実践的政策課題を受けて、OECD を中心に”Entrepreneurship Indicator Programme”という国際プロジェクトが進行中である。このようなプロジェクトを含め、企業の動態面に着目した企業動態分析(business demography)は、縦断面のデータベース機能をも持つビジネス・レジスターの整備、更新をその情報的基盤とすることによってはじめて成立するものである。

図3は、フィンランドにおけるビジネス・レジスター作成の情報的根拠とその機能について、PRoDB、SeDB、それに年次ファイルの関係を含めて要約的に示したものである。

図3 フィンランドのビジネス・レジスターの情報源と機能



(*) 対象事業所・企業: 6か月以上活動し 1.5 人以上の雇用又は売上高 9636EUR/年以上

[出所] Tuula Viitaharju (2011b) p.13, Jukka Pakola (2011b) p.7 (一部、加筆等の修正)

4. ビジネス・レジスターの収録単位

欧州連合の規則 (REGULATION (EC) No 177/2008) は、その付録資料に法人 (legal unit: LeU)、企業 (enterprise: ENT)、地域単位 (local unit: LU)、企業集団 (enterprise group: EG) をビジネス・レジスターが持つべき統計単位として、各単位が持つべき変数名とともに掲げている。なお、フィンランドのビジネス・レジスターでは、この他に地域活動単位 (the local kind-of-activity unit: LKAU) が、統計単位として追加されている。

(1) ビジネス・レジスターが保有する統計単位

(i) 法人 (LeU)

フィンランドのビジネス・レジスターにおいて中心的統計単位となっているのは法人 (LeU) である。同国で経済活動を行っている原則として全ての事業体は付加価値税登録 (VAT Register) が義務付けられており、付加価値税登録番号 (VAT ID) を持っている。単独事業所で事業活動を行う企業の場合、通例、法人と企業は一致するが、法人と企業とで登録の場所が異なるケースもある。また法人には公的組織や NPO なども含まれる。このため、法人は企業とは、統計単位としては、必ずしも同一ではない。

フィンランドでは毎年3万件前後の新規登録が税務当局に対して行われているが、これは同国における登録法人数の約 0.5% に相当する。なお、税務当局は、月次で新規登録情報をフィンランド統計局に提供している。

(ii) 企業(ENT)

企業は最小の法人であり、資本、労働力、技術等の配置についての意思決定自主権を持ち、財貨・サービスの生産や取引を行う単位である。それは単一あるいは複数の場所で、単一あるいは複数の種類の事業活動を遂行する。多くの場合、法人と企業とは、組織単位としては同一である。他の多くの EU 諸国と同様に、フィンランドでは、企業は現在のところまだビジネス・レジスターにおける正式の統計単位とはなっておらず、目下その整備に向けての作業が進行中とのことである。

(iii) 地域単位(LU)

特定の場所(所在地)に存在し、企業ないしはその一部を構成する統計単位が、地域単位(LU)である。作業場、工場、店舗、倉庫、事務所、鉱山、貯蔵所といったものがそれに該当する。特定の場所あるいはそこを基点として経済活動が営まれ、パート就業者も含め、当該の場所において1人以上の者が就労することが、地域単位の条件となる。

法人の新規登録は、最低1つ以上の地域単位の創設を伴う。なお、一つの法人が事業活動を行う全ての場所において地域単位は所在する。

(iv) 企業集団(EG)

株式保有あるいは財務的結びつきによる企業の連合体は、企業集団(EG)と呼ばれる。企業集団は、複数の法人間の支配＝被支配関係構造を持つ。

企業集団の場合、生産、販売、収益に関する政策について、2つ以上の意思決定センター(decision centers)を持つもの、財務管理や課税といった経営の特定の側面だけを集中するものなどその形態は多様である。企業集団は、グループ構成企業に関する選択権限を有する経済単位(economic entity)である。

企業集団の構成にあたっては、海外の Dan & Bradstreet 社や Bureau Van Daeik 社の他、フィンランド国内の信用調査会社 Suomen Asiakastieto といった内外の民間データプロバイダーが保有する情報も活用している。しかし、こういった民間のデータプロバイダーが提供する企業集団に関する情報は一般に高価であり、しかも必ずしもお互いに整合的ではない。

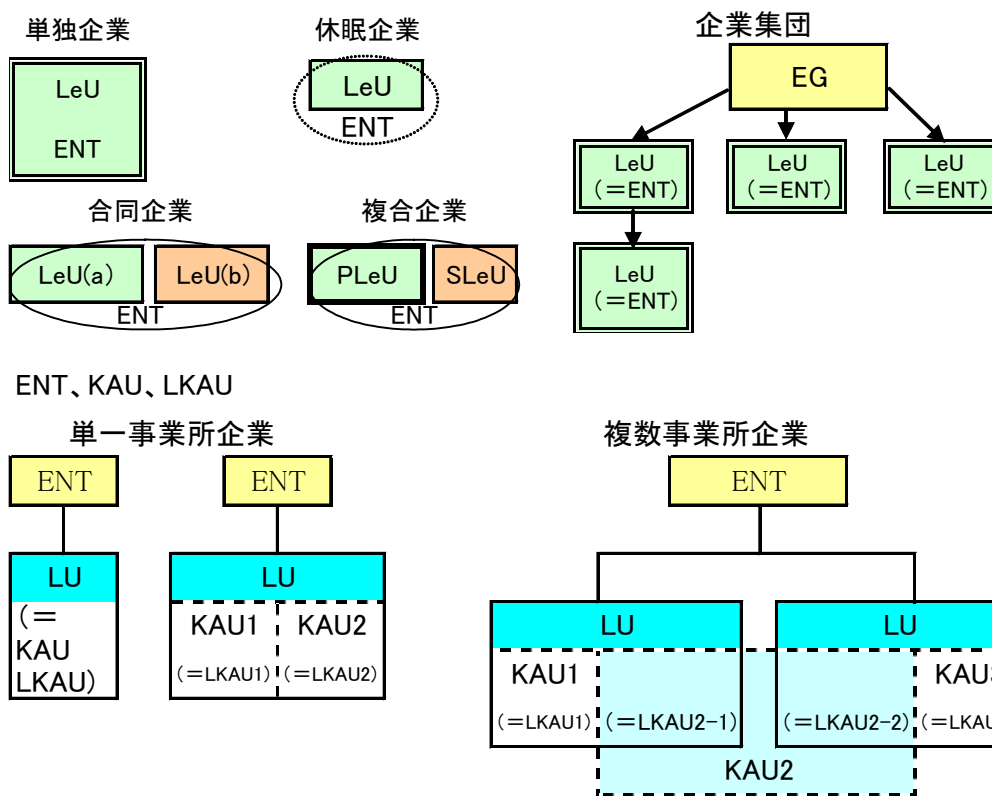
(v) 地域活動単位(LKAU)

地域活動単位は、法人を産業活動の種類(NACE5 桁レベル)という観点から区分することによって構成される統計単位である。このうち、ある特定の場所で特定のカテゴリーに属する種類の活動を行うものが地域活動単位(LKAU)である。活動中の法人は、必ず一つ以上の地域活動単位を持つ。

ところで、LKAUと同様に、事業主体の活動の種類に注目した類似概念に活動単位(a kind of activity unit: KAU)がある。なお、フィンランド統計局では、複数の場所で同一の活動を行っている経済単位を、LKAUよりは統合度の高い活動分類区分によって活動単位(KAU)に編成し、統計単位化することを検討中である。

図4は、法人、企業、地域単位、企業集団、活動単位、地域活動単位の関係を図示したものである。

図4 統計単位間の関係



EU 加盟各国は、それぞれ歴史・文化的背景、取引商慣行、法制度、さらには大企業と中小企業の比重の違いといった社会経済的背景を異にする。このため、ビジネス・レジスターに収録すべき統計単位についても、EU 規則によって一応規定はされているものの、そのいずれを中心的に整備する統計単位とするかは、国によって様ではない。ちなみに、加盟国の大半では法人がビジネス・レジスターの中心的な統計単位とされている。近年、企業さらには域内外に本部を持つ多国籍企業を含む企業集団についてもビジネス・レジスターにおける統計単位として把握することが重要な課題となっている。なお、フィンランドも含め北欧各国のビジネス・レジスターに共通する特徴として、地域活動単位 (LKAU) もビジネス・レジスターに収録すべき統計単位の一つとしている点を挙げる事ができる。

(2) 統計単位間の照合表

法人 (LeU) と地域単位 (LU)、地域単位 (LU) と地域活動単位 (LKAU) など、フィンランドのビジネス・レジスターで統計単位として採用されている単位については、単位相互間の照合表 (relation table) が作成されている。照合表の記載は次のようなものである。例えばある法人が複数の地域単位を持つ場合、当該法人の識別番号 (識別コード) に複数の地域単位番号 (識別コード) が対応付けられており、各レコードは、法人と地域単位との関係の開始時点と解消時点情報を変数として持つ。なお、地域単位が当該法人との関係を維持していれば、解消時点記載カラムには NULL と表示されている。また、企業再編によってある地域単位が法人 A から分離され別の法人 B に移籍するケースも発生しうる。このような場合、法人と地域単位の照合表には、法人 A と当該地域単位のレコードには関係解消時点情報が記載され、また新たに法人

B と関連付けられた地域単位レコードが新設され、関係の開始時点情報と、関係の継続を示す NULL がそれぞれ記載されることになる。

現時点では照合表は二種類の統計単位間で作成、維持されている。この点についてフィンランド統計局では、企業集団(EG)、企業(ENT)、法人(LeU)、地域単位(LU)、地域活動単位(LKAU)にそれぞれつけた識別 ID コード間の統一的な照合表の編成を今後の課題としている。

(3) 識別コード情報付与機関

上述したように、フィンランドのビジネス・レジスターは、法人、地域単位、企業集団、それに地域活動単位を統計単位に持つ。このうち法人については、企業情報機構(BIS)が共通識別番号を付与している。なお、この共通識別番号は税務情報に基づいていることから、法人だけでなく自営事業者に対しても発行される。

フィンランドでは、銀行口座の開設を初めとして様々な様式にこの共通識別番号の記載が求められる。事業活動展開の様々な局面で共通識別番号の提示が求められることから、そのカバーレッジの精度は高いと考えられる。なお、法人の合併等については特許登記庁が管理する商業登記への報告が義務付けられており、BIS は法人の動態情報も把握している。

地域単位、企業集団、それに地域活動単位については、フィンランド統計局が識別番号の付与機関となっている。

5. ビジネス・レジスターの収録変数

ビジネス・レジスターには、収録される統計単位別に、識別番号を含む名簿情報、活動区分情報、規模情報、企業等の動態情報、その他が収録されている。表1は企業、事業所(地域単位)、企業集団レコードに収録されている主な変数を例示したものである。

表1 ビジネス・レジスター収録変数例

企業レコード	(記入)	地域単位レコード	(記入)	企業集団レコード	(記入)
企業コード	*****-*	事業所コード	*****	企業コード	*****-*
名称	○○	名称	○○	名称	○○
所在地	○○	所在地	○○	企業集団コード	*****
郵便番号	*****	郵便番号	*****	企業集団名	○○
所在地の郵便局	○○	所在地の郵便局	○○	企業集団のタイプ	○○
市町村コード	***	電話局番	**等	企業集団の国籍	フィンランド等
市町村名	ヘルシンキ等	電話番号	*****	企業集団のタイプ2	○○
産業コード	*****	所在市町村コード	***	親子等の別	親/子/孫..
産業名	ホテル等	所在市町村名	ヘルシンキ等		
法的形態コード	**	産業コード	*****		
法的形態	有限会社等	産業名	ホテル等		
言語コード	*	従業員規模コード	*		
言語名	○○	従業員規模	階級区分表示		
電話番号	*****	当該市区町村内の従業員数実数			
所有者タイプコード	*	位置座標情報	*****		
所有者タイプ名	外資等				
従業員規模コード	*				
従業員規模	階級区分表示				
売上高規模コード	*				
売上高規模	階級区分表示(€)				
輸出・入者コード	*				
輸出・入業者の別	輸出者/輸入者				
従業員数	人数				
傘下事業所数	事業所数				

[出所] Päivi Kizywacki (2011) pp.6-7 より作成

これらの諸変数の他にもビジネス・レジスターには、統計単位によって、名簿情報としては、Fax、メールアドレスが、また規模情報としては、給与・報酬支払額が収録される。一方、動態情報としては、事業の開始/閉鎖年月日、事業の開始/閉鎖の形態、吸収/合併年月日、手放した企業/引受企業等の情報が収録される。なお、企業集団レコードには、海外子会社 (FAFs) も含め、親企業とのリンク情報、株式保有率 (%) も格納されている。またこれら以外にも、ビジネス・レジスターの各レコードは、ビジネス・レジスター調査の管理用変数、雇用主識別番号、VAT 登録番号、納税支払登録番号、輸出入業者番号、貿易統計申告コード等の情報を持つ。

6. ビジネス・レジスターの情報源

他の諸国と同様に、フィンランドのビジネス・レジスターにおいても、行政情報、調査情報、それに民間事業者が保有する情報が、その維持更新の情報源となっている。以下に、情報源のタイプ別に情報の主な特徴を紹介する。

(1) 行政情報

(i) 税務情報

フィンランドのビジネス・レジスターに収録される主要な行政情報は、税務当局から提供される税務記録情報である。すでに述べたように、税務当局は、ビジネス・レジスターのデータベース骨格情報である事業体そのものの把握に関して、事業税登録、付加価値税 (VAT) 登録に係る新規事業体情報を月次でフィンランド統計局に提供している。この他にも税務当局は、ビジネス・レジスターのデータベース上に格納される変数データについても、事業税、源泉徴収 (Pay-as-you earn: PAYE)、VAT、その他の徴税関連情報を提供している。

税務当局が管理する事業税登録は、企業の経理データを年単位で保有しており、これからは損益勘定、B/S、さらには企業間の株式所有関係といった一連の情報が得られる。また、賃金・報酬を支払う雇用主は、社会保障納付金の給与等からの天引き義務を持つ。これを制度的根拠とする源泉徴収登録は支払賃金・報酬額および雇用者数に関する包括的な所得申告データを保有しており、これらはフィンランド統計局に対して月次で提供されている。さらに、財貨・サービスを販売した事業体は、VAT の支払いが義務づけられている。VAT の税額は取引のインボイス記載情報に従って算定される。このため、徴税業務のための VAT 登録は、事業体による取引額 (売上高) 情報を保有することになる。フィンランドのビジネス・レジスターは、税務当局が管理する VAT 登録から月次で売上高情報の提供を受けている。

これらの他にも税務当局はフィンランド統計局に対して、年間賃金データや農林事業税データを提供している。このうち前者の情報ファイルからは個人の賃金報酬額や雇用主と雇用者の関係に関する情報が得られ、後者からは農林業における年間所得額に関する情報が得られる。

税務情報は、第一回目の提供で売上高と賃金・報酬額全体の約 9 割をカバーしている。しかし、税務情報には、情報の把握時点とフィンランド統計局にそれが提供されるまでの間に、少なからずタイムラグが存在する。例えば源泉徴収登録データは、最長で把握時点から 3 週間の、また VAT 登録データは、一般に 50 日前後、最長 75 日の遅れを伴う。

この他にも税務データには、納税下限額や免税に伴うカバレッジの問題も存在する。例えば、年間売上高 €8500 未満の小企業は免税扱いとなっており、保健、社会保障、宝くじや出

演料なども把握対象外である。

人的記入ミスや光学読取りミスなどもあるが、概して、税務当局から提供される情報の品質は良好であるといわれている。

(ii) その他の行政情報

税務情報以外の行政情報としては、中央銀行が外国資本による株式の保有状況を、税関が輸出入業者登録番号と貿易申告コード情報を、また特許登記庁は、企業の合併や休業、企業集団の連結財務諸表データをフィンランド統計局に提供している。なお中央と地方政府に関しては、財務省が中央政府とその職員情報を、また地方政府年金機関は、地方政府に関するそれらの情報を提供する。

フィンランドのビジネス・レジスターでは、地域単位(LU)や地域活動単位(LKAU)に関する各レコードは、該当する統計単位の所在地の緯度・経度情報を保有している。この情報は、建物・住宅登録(Buildings and Dwellings Register)からビジネス・レジスターに供給される。なお、地域単位の敷地内に複数の建物が存在する場合には、位置情報は建物ごとではなく、単一の緯度・経度情報がその地域単位に割り当てられている。

(iii) 行政情報に固有の問題

行政情報は行政上の業務の遂行のために収集あるいはその遂行過程で作成されるものである。従って、そのような行政情報を統計目的に使用する場合、行政情報に固有な様々な問題が存在する。

レジスター・ベースの統計システムを持つフィンランドでは、行政情報の統計への活用がすでに制度化されている。このため、行政機関側で行政情報の収集に際して、ビジネス・レジスターに配慮した報告様式の修正を行うケースもないわけではない。しかし、一般にはあくまでも行政利用を主目的に行政情報は収集・作成される。このようなことから、行政事由で把握される単位(行政上の単位)と統計単位とは必ずしも一致しない。

また、概念の定義も統計基準とは非整合的である場合もありうる。行政データの場合、行政上の制度変更が概念定義の変更と直結し、頻繁な制度改正はデータの連続性を大いに損なうことになる。更に、上にも指摘したように、行政情報の場合、把握時点と実際に統計局のビジネス・レジスター課に報告が寄せられるまでの間に、少なからずタイムラグがある。これらの事情もあり、行政情報を統計目的で使用するためには、データの調整が必要な場合が少なくない。なお、行政データはフィンランド統計局に対して有料で提供される。しかし、実際に提供機関側から請求されるのは提供ファイルの編成に関する提供機関側での作業量を反映した経費であることから、必ずしも高額ではない。

(2) ビジネス・レジスター調査情報

フィンランドは、レジスター・ベースの統計システムを持つ国のひとつとして知られている。しかしこのことは、この国の政府統計が全面的に行政情報に基づいて作成されていることを意味しない。[森(2012)]でもすでに紹介したように、同国では、大方の予想とは異なり、ビジネス・レジスターの更新のための調査を含め、多数の統計調査を実施している。

上にも述べたように、行政情報は一般に、各行政機関で計数をとりまとめ、その結果がフィン

ランド統計局に報告されるまでに多少の時間を必要とする。速報統計(short term statistics: STS)の作成にタイムリーな行政情報を入手できない場合、統計調査を実施することによって直接データの収集を行う必要がある。

フィンランドには約 32 万の法人がある。フィンランド統計局では、このうち毎年 25000～30000 法人に対してビジネス・レジスターの情報更新のための調査(ビジネス・レジスター調査)を実施している。ビジネス・レジスター調査では、全国のトップ 2,000 社の企業内取引を、また賃金・報酬支払額についても、約 80 の活動種類別にそれを調査している。なお、フィンランドでは、50 の主要企業が、国内の全取引額の約 30%を占めている。

表2は、現在フィンランドで実施されているビジネス・レジスター調査の調査方法、調査対象(数)等を一覧的に示したものである。

表2ビジネス・レジスターのための主要な統計調査

調査名	調査方法	調査対象	対象数等
地域雇用統計・複数地域単位企業調査	ネット	複数事業所企業 (KAUs, 事業所)	- 年2回(1月、2月) - 年間約5000企業 - 年間約30 000事業所
複数地域単位企業調査(BR独自調査)	ネット	複数事業所企業	- 年1回(1月) - 年間約2 000企業 - 年間約5 000事業所
データファイル形式での複数地域単位企業調査	秘匿処理メール	複数事業所企業	- 約90企業 - 約8 500事業所
単独地域単位企業調査	ネット	全大企業および標本企業で所有者あるいは事業所数に変化のあった企業	- 年間3回 - 年間約 8 000 - 9 000企業
単独地域単位企業調査	ネット	- 層化標本(1 500企業): BRの母集団の品質指標を作成するために統計的指標に従って対象企業を選定(小規模単独事業所企業) - 所在地あるいは産業分類が変更になったと思われる小規模標本企業(1 500企業)	- 年間1回 - 年間約3 000企業
新設企業調査	ネット	- 規模による標本調査 - BRは税務当局から新設企業情報を入手	- 年間4回 - 年間約6 000企業
新設企業電話調査	電話	大規模新設企業	- 月次随時調査 - 年間約400企業
地域雇用統計・公共部門調査	ネット	中央政府機関	- 年間1回 - 400の中央政府機関 - 2 000の地方組織

[出所]Jarmo Ranki (2011) 報告資料

フィンランド統計局では、ウェブによる統計調査を 2006 年に初めて導入した。2011 年からはビジネス・レジスター情報の更新のための調査を全面的にウェブと電話による調査に切り替えた。なお、電子調査票には、企業等の ID コード、名称、郵送先住所、所在地、産業分類コード、前年の雇用者数と売上高がプレプリントされている。

ビジネス・レジスター調査の調査回答率は、全体として、複数の地域単位を持つ企業(わが国の複数事業所企業に相当)が 93%、単独の地域単位企業(同じく、単独事業所企業)のそれが 70%である。得られた回答結果の中の 10-40%はビジネス・レジスターのデータベースの更新に直ちに用いられるが、残りの 60-90%については、点検のための事務的作業が必要である。点検により適切と判定されたデータについてはバッチによりデータベースに収録される。なお、ビジネス・レジスター調査は、名称、所在地、売上高、従業員数など主にビジネス・レジスターの

骨格 (backbone) 情報を更新するための情報収集を目的に実施されている。

ビジネス・レジスター調査は、行政情報よりも良質の情報を提供することもあるが、いくつかの課題も抱えている。

フィンランド統計局のビジネス・レジスター課では、企業側の報告担当者登録 (Enterprise Informant Register: EIR) を整備し、調査実施支援データベースとして常に更新している。しかし、法人や地域活動単位において内部の報告体制がどのように組織されているかについては、必ずしも十分な情報は持っていない。多数の地域単位を持つ企業の場合、各地域単位からの報告の取りまとめ作業が必要となる。また、調査によっては既存の経理データからは得られない計数の報告を求めるものもある。さらに、ERP ソフト、SAP 社のビジネスアプリケーションソフトウェア、Oracle に未対応の企業の場合、調査報告に際して、企業側に多大な報告負担を求める調査もある。

企業、特に報告の提出要請が集中する大企業の報告負担を軽減するために、現在、フィンランドではいくつかの方策が講じられている。まずビジネス・レジスター側の対応としては、報告担当者登録 (EIR) が保有する調査履歴情報の活用がある。多くの国の政府統計機関と同様、フィンランド統計局でも、調査履歴情報を用いることによって、報告負担の均等化が図られている。

第2の対応は、報告徴集者である統計局側と報告者である企業側の人的連携の強化である。フィンランド統計局では報告担当者登録を基盤情報として双方の連携関係を日常的に更新しているのに加え、地域活動単位についても報告者側の担当者を調査別に定めている。

また、今後の課題としては、主要企業を直接訪問することによって、報告単位を確定するとともに、ERP、SAP、Oracle といったデータ管理方式を特定することで、現行のような調査ベースではなく、個々の変数ベースでデータ収集を再編成することによって企業ごとにデータの提供 = 収集方式をカスタマイズすることが現在検討されている。フィンランドでは巨大複合企業は比較的限られることから、これらの企業からは直接データを収集することで、ビジネス・レジスターの主要な部分を把握するという発想がその根底にはある。

(3) その他のデータ

フィンランドのビジネス・レジスターでは、政府の行政情報や調査から得られる情報に加えて、民間のデータプロバイダーなどが保有する情報も活用されている。

フィンランド郵便会社 (National Postal Company: NPC) は、郵便配達用に住所情報を維持、更新している。同社が持つ街路名、番地、郵便番号コードといった企業への郵便配達に用いる住所情報は、ビジネス・レジスターが保有する住所記載内容の点検に使用されている。同国では住所の記載がすでに全国的に標準化されており、郵便会社の住所情報は、法人や地域単位、地域活動単位といった事業体が所在する市町村名を特定するのに使用されている。

ヨーロッパでは、Dun & Bradstreet 社や Bureau van Dijk 社が保有する企業情報が、企業集団レジスターの維持、更新に広く用いられている。フィンランドでは、両社に加え、国内の民間データハウスで格付け信用企業である Suomen Asiakastieto 社が保有するデータが、特許登記庁 (NBPR) がビジネス・レジスターに提供する連結財務諸表情報とともに、同国における企業集団レジスター構築における主要情報として使用されている。

7. プロファイリングとデータの格納

(1) プロファイリング体制の整備

フィンランドのビジネス・レジスターでは、企業情報機構(BIS)が月次で提供する法人情報が、その骨格情報となっている。しかし、BIS が月次で提供する法人情報には、当該法人による地域単位保有の有無、地域単位の数やそれらの所在地といった企業組織に関する情報は含まれていない。このためビジネス・レジスター課では、企業構造については、表2に示したようなビジネス・レジスター調査、ウェブや各種メディアの閲覧といった独自の方法で現状確認を行っている。

プロファイリングと呼ばれているこうした現状確認業務は、二つの側面からなる。その1は、地域単位や地域活動単位の存否確認であり、地域単位や地域活動単位の改廃、所在地の移転の確認といった業務がそれに含まれる。その2は、それらの活動内容の確認に関するものである。そこでは、地域単位や地域活動単位の産業分類(NACE)あるいは制度部門(sector)による格付け、従業員数や売上高といった活動に関する属性情報の確認が行われる。なお、フィンランドのビジネス・レジスターでは、不動産業や事務管理支援といった事業所を対象とした補助的業務サービスに従事している法人は、一般にサービスを楽しむ顧客法人と同一の産業分類として格付けすることになっている。

フィンランド統計局での担当者からのヒアリング結果によれば、同国ではこれまで行政情報の精度に対する信頼が厚かったことから、プロファイリングが現実的課題として認識されるようになったのは比較的最近のことである。近年、フィンランドでも、規制緩和や行政予算の大幅な削減による行政取得情報の減少が、ビジネス・レジスターの整備や品質の確保という点で問題視されつつある。調査回収率の低下とともに、こういった行政情報の質の劣化は、ビジネス・レジスターの整備当事者に対して、プロファイリングの必要性を提起しているとのことである。このような中でフィンランド統計局では、経済動向部内に企業調整官(Business Coordinator)を配置し、特に企業組織が複雑な大規模複合企業の現状確認を、電話、Eメール、さらには直接訪問によって実施するという体制を整備しつつある。

(2) 収集データの点検と格納

ビジネス・レジスターに提供される情報の中には欠損値、他の統計との整合性を欠くデータ、さらには税込と税別のデータの混在といったようなケースも少なからず含まれる。このため、ビジネス・レジスターの更新にあたっては、その点検作業が所管部門の主要な業務となる。フィンランドのビジネス・レジスターでは、従業者数が欠損値となっている場合、賃金・報酬支払いデータを用いて回帰推定することで補定が行われている。

データの点検によるビジネス・レジスターの更新については、更新される情報源の種類、変数、統計単位に従って数百の手順が策定されており、その多くの作業が独自に開発したアプリケーションプログラムによってすでに自動化されている。しかしながら、実際には論理エラーをはじめ、種々の原因でこのアプリが適切に処理しきれないケースが発生しうる。このような場合にデータはエラーバッファファイルに一時的に格納される。当該企業への照会も含め、規模の大きい単位から順次、手作業によるプロファイリングを経てビジネス・レジスターに格納処理される。

8. ビジネス・レジスターの利用

(1) 調査インフラとしての利用

ビジネス・レジスターの作成データベース(Production Register DB: PRoDB)から作られるサービスデータベース(Service DB: SeDB)は、サンプルフレーム(標本抽出枠)として、フィンランド統計局が実施する統計調査の母集団情報を提供する(図3参照)。フレームとしての機能を果たすことができるように PRoDB は、調査対象となる統計単位ならびに産業分類(NACE)、従業員や売上高規模といった層化情報を保有している。

ビジネス・レジスターは、個体レコードから構成されるデータベースである。しかもその中には営業上の秘密事項に属する変数(sensitive variables)も含んでいる。PRoDB に係る秘匿性の担保ならびに整合的な更新業務の遂行のために、PRoDB へのアクセスは、経済動向部のビジネス・レジスター課職員だけにしか認められていない。一方、PRoDB から作成される SeDB については、所定の手続により許可を受ければ、フィンランド統計局の職員であれば誰でもオンラインないしバッチでアクセスすることができる。なお、このデータベースにはメタデータ情報サービスが付帯されており、利用者はデータの品質、更新スケジュールに関する情報さらには変数それ自体や処理方式についての説明情報を入手できる。

経済動向部ビジネス・レジスター課では、同部自らが実施しているビジネス・レジスター調査のために SeDB をフレーム情報として対象標本の抽出を行っている。一方、標本調査の実施を計画しているフィンランド統計局の他の部門に対しては、現在のところ同課は同様のサービスを提供してはいない。調査実施部門は、調査実施に関する申請、承認手続きを経た上で同課から SeDB そのものの提供を受け、自ら対象標本を抽出する仕組みになっている。なお、ビジネス・レジスター課から提供される SeDB は有料である。しかし、この場合も同課は申請部門に対して、ファイルの作成費相当額を経費として請求するだけである。また、SeDB の提供を受けた調査実施機関では、調査業務終了後、ファイルを削除することが義務付けられている。

フィンランドの統計システムは完全な一極集中型ではなく、統計局以外にも政府統計の作成を行う機関が複数存在[森(2011)]する。統計局外の調査実施者についてはフレームとして SeDB を使用できる体制には現在のところまだなっていないが、フィンランド統計局では将来は外部機関へのフレーム情報の提供を構想している。

(2) ビジネス・レジスターに基づく統計作成

ビジネス・レジスターは、標本調査のためのフレームとして他の統計調査実施の支援機能を持つと共に、それ自体が保有するデータに基づいた統計作成機能も保有している。このようにして作成される統計は一般にビジネス・レジスター統計と呼ばれる。ビジネス・レジスター統計には、他の統計調査と同様に、構造統計と速報統計とがある。

(i) 構造統計

構造統計は PRoDB から年 1 回の頻度で定期的に更新される年次ファイルに基づいて作成される。年次ファイルは更新作業完了後 1 か月以内にフィンランド銀行に提供されているほか、それから作成される統計は、『企業・事業所年報』(Suomen yritykset)として公刊され、ウェブ提供も行われている。なお、年次ファイルに収録されているのは、6 ヶ月以上活動し 1.5 人以上の雇用者または年間売上高 9636€以上の企業・事業所のみである。

(ii) 速報統計

売上高のうち商品取引データは、速報が45日後、確報が75日後、といったスケジュールで公表されている。一方、サービス取引データについては、確報が75日後に公表される。フィンランド統計局以外の省庁が作成している製造業と建設業に関する速報データは、75日後の公表となっている。なお、このような統計の公表とは別に、欧州標本(European sample)に指定されている品目については、商品取引速報データが30日後、サービス取引速報データが45日後にEurostatに提供されている。一国全体の支払い賃金・報酬額データは45日後に公表される。

企業の開廃業状況に関する集計結果については、四半期ごとにビジネス・レジスターのデータに基づいて作成、公表され、それは企業動態統計としてEurostatにも定期的に報告されている。この他にも、フィンランド銀行と税務当局に対しては、月次で速報データ(short term statistics: STS)が提供されている。なお、OECDがEntrepreneurship Indicator Programme (EIP)との関連で提唱しているガゼル(Gazell)と呼ばれる急成長企業に関する統計も、現在フィンランド統計局において策定に取り組んでいるとのことである。

(3) 対外部利用者サービス

(i) オーダーメイドデータ処理サービス

前掲の図3にも示されているように、ビジネス・レジスターのPRoDBから作られる年次ファイルは、オーダーメイド統計サービス(tailored service)という方式によって、フィンランドにおけるビジネスの動向等の分析のために、局外の利用者、すなわち、他省庁、地方自治体、各種業界団体、企業や研究者等にも広く提供されている。

フィンランド統計局がこの方式によるビジネス・レジスターデータの加工処理を受託する変数としては、売上高、輸出入額、賃金・報酬額、従業員数といったものがある。オーダーメイドデータ処理サービスの対象となるこれらの変数については、月次、四半期、そして年次での更新データを持つ。なお、データの加工処理にあたっては、例えば集計表の作成の場合、地域区分は全国6区分(州レベル)と20区分(県レベル)、また産業分類についてはNACEによる700区分による作表が可能である。この他にもフィンランド統計局では、年次ファイルによる企業集団別の集計依頼も受託している。

(ii) 企業等に関する基礎情報の公開

フィンランドでは、ビジネス・レジスターが保有し恒常的に更新している情報の一部、特に企業等の識別番号、所在地、従業員数といった基礎的属性情報については、企業等に関するデータの取り扱いを規定した2004年統計法第18条を根拠規定として公開され、同国における社会共通の情報インフラとして一般の利用に供されている。

(iii) リサーチラボ

(ii)で紹介したように、フィンランドでは企業等に関する基礎的属性情報の一部の変数は公表されている。とはいえ、フィンランドのビジネス・レジスターが保有する企業や事業所に関する情報の中には、それぞれの事業活動と深く結びついた事業者にとって営業上の秘密に属する情報(sensitive data)も当然ながら含まれている。周知のように、個人や世帯統計につ

いては、カテゴリーの統合、トップ(ボトム)コーディング、スワッピング、丸めや誤差の付加といった様々な匿名化措置を施した匿名標本データ(いわゆるマイクロデータ)が作成され、研究あるいは民間での営利目的での使用に供されている。こういった個人や世帯データの匿名化に有効な種々の技法も、企業データの匿名化には必ずしも有効ではない。

そこで、ビジネス・レジスターが保有する個人情報について、利用ニーズへの対応と秘匿性の確保との両立を図る制度的仕組みとして、フィンランド統計局では局内にリサーチラボ(research laboratory:RL)と呼ばれる施設を開設している。所定の手続きを経て利用が承認された利用者は、統計局内(in house)で、しかも限定された変数についてのみその使用が認められている。

9. 今後に向けての課題

フィンランドでは、統計調査データだけでなく行政情報についても共通識別番号が付与されている。そのため、調査結果あるいは行政機関から新たに提供される個体レコードは、ビジネス・レジスター内の既存のレコードと容易にしかも高い確度で紐づけることができる。統計局内でも、例えば産業分類を所管する NACE 部門と制度部門担当グループとは密接な連携関係を維持している。

ビジネス・レジスター課では、特に大規模複合企業を中心に、報告側の担当者 (contact person) との照会業務に従事する局側の担当者 (business coordinators) を決め、日常の業務にあたっているほか、調査実施のたびに企業報告者登録 (Enterprise Informant Register: EIR) を常に維持更新している。この EIR には、報告側の担当者名のほか、電話、Fax、E メールといった調査や照会に必要な様々な連絡情報が格納されている。

フィンランドでは2014年からの供用開始を目指して、ビジネス・レジスターを基盤データベースに持つ政府統計のアーカイビングシステムの構築に向けてのプロジェクトが目下進行中である。ビジネス・レジスター・データウェアハウス (BR data Warehouse) 計画がそれである。データウェアハウスでは、各統計単位に付与されたユニークな識別番号をリンクキー変数として、統計調査や行政機関から提供される個体レコードが相互に個体ベースで統合されることになる。ビジネス・レジスターの識別番号をリンクキーとするリレーショナルなデータベースとしてデータウェアハウスを設計することで、フィンランドにおける政府統計データのアーカイビングシステムは、新たなデータ統合 (data integration) の段階へと歩みを進めることになる。

大半の場合、統計単位としての法人と企業とは事実上一致する。しかし、所有に基づく法人概念と支配関係に基づく企業概念とは、本来異質なものである。フィンランドではこれまで法人がビジネス・レジスターの中心的な統計単位として扱われてきており、企業という統計単位は、いまだ構築途上にある。この点についても、データウェアハウスが稼働開始予定年である2014年までに、企業を正式な統計単位として採用できるための作業が現在、統計局内で進行中とのことである。

ビジネス・レジスターについては、他にもいくつか課題が残されているが、その一つが、市町村といった地方政府組織に関する組織的な情報収集体制の構築である。また、企業集団との関連では、多国籍企業のプロファイリングによる欧州企業集団レジスター (European enterprise group register: EGR) の構築や国境によって分断された企業 (Truncated enterprise) をビジネス・レジスターにどう取り込んでいくかといった課題が残されている。

むすび

レジスター・ベースの統計システムを持つフィンランドでは、税務当局と特許登記庁が共同管理する企業情報システム (BIS) が提供する法人情報を中心的統計単位として、ビジネス・レジスターが構築され、維持更新されている。

BIS が月次でビジネス・レジスター課に提供する法人登録情報は、VAT ならびに源泉徴収所得税情報に基づいて作成されることから、制度的に適用対象外となる事業体を除き、自営事業者も含めて包括的にカバーしている。そのため同国では、法人という統計単位の存否それ自体の確認に係る現状確認業務 (プロファイリング) は、基本的に不要である。

その一方で、BIS が提供する法人登録情報は法人内の組織に関する情報を保有していないという点で、ビジネス・レジスター構築への利用面で本質的な情報制約を持っている。特に複数の地域単位を持つ法人については、それぞれの所在や開廃等の確認が、ビジネス・レジスターの維持更

新のためには不可欠の作業となる。ビジネス・レジスター課では、これらの確認作業に必要な情報を、ビジネス・レジスター調査、ウェブやメディアの閲覧、電話やメールによる照会によって収集している。世界各国の政府統計システムを鳥瞰した場合、フィンランドは一般に、レジスター・ベースの統計システムを持つ国の一つとして類別される。このようなフィンランドにおいて、行政情報を補完する目的で、ビジネス・レジスターの維持更新のために多くの調査が実施されていることが、今回の考察から明らかになった。

企業や地域単位(事業所)といった経済主体が展開する事業は、NACE等の統計分類のレベルにもよるが、必ずしも1種類とは限らない。大分類→中分類→小分類→細分類といった位階的分类が細分されるに従って、複数の異なる分類に格付けされる事業を同一の企業あるいは地域単位(事業所)において営む主体が卓越することになる。

複数の産業部門にまたがる事業に従事している企業や地域単位(事業所)について、これまで統計では、売上高(取引額)等が最も大きい部門に産業分類上は格付けされてきた。細分類から小分類、中分類、大分類へと産業分類のレベルが統合される過程で、各企業は相対的にシェアの大きな活動が属する産業部門にその全活動が帰属処理されることになる。このような積み上げ結果は、品目別集計と産業別集計との結果数字の乖離に見られるような、統計的反映結果を作り出してきた。

支配概念である企業といういわばトップダウン方式での把握ではなく、企業や事業所において展開されている活動の産業分類的な意味での種類(activities)の側面に注目し、いわばボトムアップ方式で統計を再構成するのが活動種類による統計単位の設定である。フィンランドのビジネス・レジスターでは、地域活動単位(LKAU)を原初的な統計単位として設定し、それからデータ処理によって事後的にある種同様な活動を行う単位として活動単位(a Kind of Activity Unit: KAU)を編成するとしている。上述したような産業格付けに係る統計の宿命のとも思われる問題を直視し、実態を統計技術的に最大限可能な範囲で反映した統計の作成を data integration によって実現するという発想が、地域活動単位(LKAU)、さらにはそれを踏まえて想定されている活動単位(KAU)その背景にはある。

統計技術的に既存の情報からKAUをどのように構成するかについては、今後検討すべき多くの課題が残されている。しかし将来、企業や地域単位(事業所)を一度地域活動単位(LKAU)に解体しその活動そのものの種類という観点から再構成することが仮にできるとすれば、このようにして作成される統計は、より精度の高いGDP統計の推計だけでなく、部門別の生産性の適正な比較評価にとっても、不可欠の要件と考えられる。その意味では、企業や事業所といった経済活動主体をどのようにビジネス・レジスターにおける統計単位として位置付け、今後それらの体系化、相互連関をどう図っていくかについて、フィンランドにおけるビジネス・レジスターの取り組みは、多様な統計編成を可能にするデータの置き方そのものについての重要な検討課題をわれわれに提起しているように思われる。

〔参考文献〕

森 博美(2012)「レジスター・ベースの統計システム下の統計調査」経済統計学会政府統計研究部会ニュースレター No.16

Antti Santaharju (2011), "The Importance of the Enterprise Group register as an Integral Part of the Business Register of Statistics Finland."

Jaakko Salmela (2011), "Linking administrative and survey data – employment variable for enterprise and establishments in Finnish Business Register."

Jarmo Ranki (2011), "Data Collection, Sources, Channels and Methodologies, Data Checks, Data Control and Data Validation Methodologies of Business Register in Statistics Finland."

Jukka Pakola (2011a), "Handling of Mergers."

Jukka Pakola (2011b), "The Use of BR: Statistics and Sampling Frame."

Jukka Pakola (2011c), "Design and Creation of Statistical Units in Business Registers vs. EU Regulations."

Jukka Pakola (2012), "Business Register in Finland."

Marko Tuomiario (2011), "Development of Questionnaire Sets to Big Corporations, responding to Numerous Inquiries."

Marko Tuomiario (2012), "The Euro Groups Register."

Päivi Kizywicki (2011), "The Use of Business Register for Providing Chargeable Services."

Rina Tammisto (2011), "Geographic Information System (GIS), Use of Spatial Data in Statistics Finland."

Sami Saarikivi (2011), "Revision Project of the Business Register (BR) and Business Statistics in 2009-2014."

Tarja Hatakka (2011), "#Profiling and Work with Large Enterprises."

Tuula Hausmann (2011), "Statistics Finland and Co-ordination and Co-operation with External Stakeholders."

Tuula Viitahaju (2011a), "New trends in Developing Business Registers."

Tuula Viitaharju (2011b), "Business Register in Finland."

Tuula Viitaharju (2011c), "Co-operation Between Statistics Finland and Administrative Data Providers – case: Tax Authority."